## 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人水資源機構					
評価対象事業年	年度評価	令和5年度				
度	中期目標期間	令和4年度~令和7年度(第5期)				

2. 評価の実施者に関する	る事項		
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 瀧川 拓哉
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	経済産業政策局	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 市川 紀幸
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 清水 淳太郎
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	水管理・国土保全局	担当課、責任者	治水課長 笠井 雅広
	水管理・国土保全局		水道事業課長 筒井 誠二
	水管理・国土保全局水資源部		水資源政策課長 二俣 芳美
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦

## 3. 評価の実施に関する事項

評価の実施に当たり、主務3省が合同で、令和6年6月20日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。

また、主務 3 省で合計 8 名の以下の外部有識者に対して意見聴取を行った。

田中 規夫(埼玉大学大学院理工学研究科 教授)(実施日:令和6年6月5日)

中村 里佳※(さくら綜合事務所 取締役副社長)(実施日:令和6年6月5日)

福田 直利※ (電源開発株式会社 監査役) (実施日:令和6年6月3日)

松本 要一(一般財団法人日本ダクタイル鋳鉄管協会 顧問)(実施日:令和6年6月7日)

青木 秀幸(公益社団法人日本水道協会 理事長)(実施日:令和6年6月6日)

安藤 光義 (東京大学大学院農学生命科学研究科 教授) (実施日:令和6年6月11日)

辻本 久美子(岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 研究准教授)(実施日:令和6年6月11日)

小泉 明(東京都立大学都市環境学部 特任教授)(実施日:令和6年5月29日)

(※印は組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者)

## 4. その他評価に関する重要事項

評価項目については、令和4年3月2日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針(総務大臣決定)」による評価単位の設定に関する考え方に基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15項目とした。

1. 全体の評定									
評定	A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている	(参考	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C, D)	と認められる。	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度							
		В	A						
評定に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評定の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評定が「A」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「A」評定とする。 【項目別評定の算術平均】 (S5 点×1 項目×2 倍(重要度の高い項目) + A4 点×3 項目×2 倍+A4 点×1 項目+B3 点×1 項目×2 倍+B3 点×9 項目)÷(15 項目+5)=3.55 ※算定に当たっては評定ごとの点数をS:5 点、A:4 点、B:3 点、C:2 点、D:1 点とし、重要度の高い項目については加重を 2 倍としている。								

2. 法人全体に対する詩	平価
法人全体の評価	項目別評定のとおり、評価項目全 15 項目のうち 1 項目(重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得
	られていると認められる。また、 4 項目(うち 3 項目は重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められ
	る。
	さらに、10 項目(うち 1 項目は重要度、難易度の高い項目である。)については、中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経
	営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
全体の評定を行う上で	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。
特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した	該当なし						
課題、改善事項							
その他改善事項	該当なし						
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当なし						
令を検討すべき事項							

4. その他事項	
監事等からの意見	・機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
	・内部統制システムに関する理事長の職務の執行、財務諸表等について、指摘すべき重大な事項は認められない。
	・随意契約の厳格なチェック等、入札契約の適正化の取組は殆どの契約において着実に実施されていたが、少額の随意契約において一部合理的でない契約がみられたが、
	既に改善され、対策もとられていた。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要。
	・保有資産の見直しは、計画に基づき着実に実施されているが、地方公共団体との負担に関する協議が長期化するものもあるため、関係部署によるフォローアップが重要。
	・事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しており、今後もその作成趣旨に基づき、国民その他の利害関係者に有用な情報となるよう努めていくことが重要。
その他特記事項	(外部有識者からの意見)
	・一般に利益相反が生じる治水と利水とを両立する運用が実施されている点は高く評価できる。事前放流が必要となるような事例は今後も続くと考えられ、治水と利水の双方に
	効果的な貯水池運用手法について機構の技術力を今後も蓄積・発展させていくことが重要であると考える。
	・機構の業務の重要性(国民に対する役割の大きさ)を一般の人に広くアピールする努力と若者が機構で働きたくなるような情報発信を継続していただきたい。

業務実績等報告書様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標)			年度評価	項目別調	備考		
一河川四(一河口伝)	R 4	R 5	中 及 計 III   R 6	R 7		書 No.	Viii . J
						⊟ NO•	
	年度	年度	年度	年度	<u></u>		
1. 国民に対して提供するサービス	その他の	業務の	質の向」	こに関す	る事項		
1-1 水資源開発施設等の管理	A	Α				1-1	
業務							
1-1-1 安全で良質な水の安定	<u>AO</u>	<u>AO</u>				1-1-1	
した供給	<u>重</u>	<u>重</u>					
1-1-2 洪水被害の防止・軽減	<u>AO</u>	<u>AO</u>				1-1-2	
	<u>重</u>	<u>重</u>					
1-1-3 危機的状況への的確な	<u>AO</u>	<u>s</u>				1-1-3	
対応	<u>重</u>	<u>重</u>					
1-1-4 施設機能の確保と向上	В	В				1-1-4	
1-1-5インフラシステムの海外	В	Α				1-1-5	
展開に係る調査等の適切な実							
1-2 水資源開発施設等の建設業							
務							
	D.O.	D.O.				1 0 1	
1-2-1 ダム等建設業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○				1-2-1	
1 0 0 III 1. III box 74 = II . W 7b	重	<u>重</u>				1 0 0	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>BO</u>	<u>AO</u>				1-2-2	
	<u>重</u>	<u>重</u>					
		l	<u> </u>				

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとまり」ごとに作成する。

中期計画(中期目標)			項目別	備考			
	R 4	R 5	R 6	R 7		調書No.	
	年度	年度	年度	年度			
務運営の効率化に関する事項							
2-1 業務運営の効率化	В	В				2-1	
物ri分の以音に関する事項							
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	В	В				3	
の他の事項							
	_			Ι	I		
8-1 内部統制の充実・強化	В	В				4-1	
0.9 仙八取什年の江田よ今以た什年	Λ	D				4.0	
	А	Б				4-2	
	В	В				4-3	
.,							
8-6 その他当該中期日標を達成する   ために必要な事項	В	В				4-6	
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	務運営の効率化に関する事項 2-1業務運営の効率化  務内容の改善に関する事項 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途 の他の事項 8-1 内部統制の充実・強化 8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上 8-3 機構の技術力を活かした支援等 8-4 広報・広聴活動の充実 8-5 地域への貢献等 8-6 その他当該中期目標を達成する	R4 年度 務運営の効率化に関する事項  2-1業務運営の効率化 B  務内容の改善に関する事項 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関する計画 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途 の他の事項  8-1 内部統制の充実・強化 B  8-2 他分野技術の活用も含めた技術 A 力の維持・向上 8-3 機構の技術力を活かした支援等 B 8-4 広報・広聴活動の充実 B 8-5 地域への貢献等 B 8-6 その他当該中期目標を達成する B	R4 R5 年度 年度 年度 年度 年度 年度 2-1 業務運営の効率化に関する事項 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	R4 R5 年度 年度       R6 年度       日本       日本<	R4 R5 FE	R4 R5 FE	R4 R5 R6 R7 年度

1. 当事務及び事業に関	- I - 4 - I 中期日標官理伝入 年度評価 頃日別評足調書(国氏) する基本情報		四米初少黄少国工(CD) 0 年 X)
1-1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第12条第1項2号
策	施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)	
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22
度	(1-1-1 安全で良質な水の安定した供給)	レビュー	
	既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特		
	に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経		
	済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定		
	した供給」を行うことが極めて重要であるため。		
	(1-1-2 洪水被害の防止・軽減)		
	既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特		
	に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不		
	可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるた		
	め。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、		
	流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被		
	害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影		
	響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要が		
	あるため。		
	困難度:「高」		
	(1-1-1 安全で良質な水の安定した供給)		
	複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系にお		
	いて、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給		
	を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。		
	(1-1-2 洪水被害の防止・軽減)		
	① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリ		
	アが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるな		
	かで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。②近年の気		
	候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施		
	設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増		
	加しつつあるため。③下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流		
	自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専		
	門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要が		
	あるため。④ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の		
	予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況		
	判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等		
	を行う必要があるため。⑤新型コロナウイルス感染症等の影響		
	に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務		
	を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活		

	の向」	上に不可欠であ	あるため。										
2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプッ	ト(アウトス	カム)情報						②主要なインプ	ット情報(財務	情報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R6年度	R7年度			R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	
		前中期目標期											
		間最終年度値											
								予算額(千円)	45, 658, 521	49, 762, 309			
								決算額(千円)	43, 976, 813	47, 460, 264			
								経常費用 (千円)	114, 032, 433	117, 229, 840			
								経常利益 (千円)	△428 <b>,</b> 948	△204, 644			
								行政コスト	114, 021, 919	118, 631, 635			
								(千円)					
								従事人員数	852	884			

(注1)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

<sup>(</sup>注2) 従事人員数は、1月1日時点。

	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
			業務実績
			【1-1 水資源開発施設等の管理業務】
			1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 ・ 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したとで、供給必要日数に対する実供給日数の特流量更多に対するととで、供給必要日数に対する実供給出力の維持治量を強いなった。
			発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管 理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合 わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的 な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図っ た。
			1-1-2 洪水被害の防止・軽減 ・ 洪水調節を目的に含む 16 ダムにおいて延べ 45 回の洪水調 節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果 を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節 適正実施割合 100%を達成した。 特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北

1-1-1 安全で良質な水の 安定した供給

自己評価

・ 困難度「高」と設定された本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成した。

特に顕著な取組とし て、淀川水系桂川の日吉 ダムでは、観測史上最低 水位を記録する中、下 利水基準点において1cm 単位の水位変動を予め した操作を行い、きめ やかなダム操作によっと 確保流量の維持に努め た。

また、筑後川水系においては、渇水調整連絡協議会にて諮られた目的、管理者が別な流域の6ダム等統合運用を行い、水源の延命を図り、市民生活、社会経済活動への影響の回避または緩和を行った。

これら各河川の取水 制限等に併せて本社、関 西·吉野川支社吉野川本 部、筑後川局及び各事務 所に渇水対策本部や渇 水対策支部を設置し、水 源状況や取水状況等に ついて、一般への情報発 信や関係機関への情報 提供の頻度を高め、節水 の啓発等を行うととも に、渇水対応タイムライ ンに基づき河川管理者、 利水者及び関係機関と 連携を図りつつ、降雨状 況に合わせてダムからの 補給量をきめ細かく変 更するなど、効率的な水 運用を図り、国民生活及 び産業活動への影響軽 減を図った。

これらの取組により、 困難度を高く設定した 目標について、目標の水 準を満たすことができた と考え、A評価とした。

1-1-2 洪水被害の防止・ 軽減

困難度「高」と設定された本項目について、上

水資源開発施設等の管理業務の評定: A

## 【細分化した項目の評定の算術平均】

(S5点×1項目×2倍+A4点×2項目×2倍+A4点×1項目+B3点×1項目)÷(3項目×2+2項目)=4.125

主務大臣による評価

⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。※算定に当たっての評定毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。

## 【水資源開発施設等の管理業務の評価】

本事業のうち、「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」、「1-1-2 洪水被害の防止・軽減」及び「1-1-3 危機的状況への的確な対応」について、重要度及び困難度ともに「高」と設定した。

「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」では、中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。

令和5年度は、利根川水系、淀川水系、吉野川水 系及び筑後川水系で渇水となったが、関係機関と 連携して、タイムラインに基づいた渇水対応を適 切に行うとともに、渇水調整のために開催された 渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減 のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公 共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報につ いて情報共有を行った。

特に、筑後川水系では、令和5年12月20日より、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等(水機構:大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、農政局:合所ダム)統合運用を開始し、効率的な補給を実施。

各河川の取水制限等に併せて渇水対策本部等を 設置し、水源状況や河川流況等について、一般へ の情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め るとともに、降雨状況に合わせてダムからの補給 量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を

の流域でも、最大時間雨量69~1、総雨量約510~1を記録

し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2 番目となる最大毎秒530立方メートルに達した。

今回の豪雨において、寺内ダムでは10日午前2時40に 洪水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6 時間後の午前11時頃には洪水調節容量の8割を使い切り、 さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、 午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分 には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住 民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間 50~。を超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到 達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが 降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分 に「緊急放流1時間前通知」を発出した。

その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位(3.89m)は、同地点の氾濫危険水位(3.87m)から2cmの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は5.27m(氾濫危険水位+1.4m)に達し、深刻な浸水被害を回避させたものと考える。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施することができた。

洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含む)、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。

各水系に設置された流域治水協議会(9協議会)において、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会(36協議会)に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。

ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。

洪水時には地方公共団体を始めとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った全 16 ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表や HP 等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。

地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を59件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。

・ 令和元年 12 月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた 検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を 述の取組及び成果により、定量目標を達成する 等、中期計画等における 所期の目標を達成した。

特に顕著な取組実績 として、令和5年7月7 日から九州北部を中心 に停滞した梅雨前線に 伴う降雨は、10日未明 からの線状降水帯の発 生とその後の停滞により 記録的な豪雨となり、筑 後川の中下流域に大き な被害をもたらした。寺 内ダムの流域でも、最大 時間雨量69~1、総雨量 約510河を記録し、ダ ムへの流入量は平成29 年九州北部豪雨時に次 いで2番目となる最大毎 秒530立方メートルに 達した。

今回の豪雨において、 寺内ダムでは10日午前 2時40に洪水調節を 開始したが、午前5時前 後の降雨流出予測で約 6時間後の午前11時 頃には洪水調節容量の 8割を使い切り、さらに 洪水時最高水位を超過 することが予測されたこ とから、午前5時40分 に「緊急放流5時間前情 報」、午前8時30分に は「緊急放流3時間前通 知」を関係機関に発出 し、沿川住民の避難措置 を図るよう依頼した。し かし、その間に1時間5 0 %を超える強い降雨の 影響で、洪水調節容量の 8割に到達する時刻が、 それまでの予測よりも2 時間も早まることが降雨 流出予測で明らかとなっ たため、急遽、午前8時 50分に「緊急放流1時 間前通知」を発出した。

図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。

また、淡水赤潮等の水質異常が17施設において発生するとともに、油流出等の水質事故が12件発生したが、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。

このように、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応は注目すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したと高く評価できるものである。

「1-1-2洪水被害の防止・軽減」では、洪水調節を目的に含む全25ダムのうち16ダムで延べ45回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、洪水調節適正実施割合100%を達成した。

令和5年7月の九州北部の豪雨では、寺内ダムで管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ使い切るという最大限の防災操作により、寺内ダムが洪水調節を行わなかった場合と比べて下流河川の水位を約1.4m低下させ、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。

また、木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量を超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、事前放流を開始した。牧尾ダムの事前放流の実施により約1,141万m3の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を抑え、放流量の低減による下流の洪水負荷軽減を図ることができた。

さらには、過去の台風や豪雨等による災害の発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を56件実施。ダムの防災操作の概要を掲載した分かりやすいチラシやパンフレット等を作成・配布することで、ダム下流の地域住民等と浸水リスクについての認識を共有した。

このように地域の浸水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献した

締結 (特定施設 24 ダム、利水ダム 12 ダム) し、事前放流等 に取り組んでいる。

令和5年度は、特定施設の5ダムで延べ5回、利水ダムの2ダムで延べ10回の事前放流を実施した。

木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日16:30から事前放流を開始した。

事前放流の実施により約1,141万m3の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位をEL.878.75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約236m3/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。

アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、BRIDGE(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム)における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託し、SIPII期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組んでいる。

ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続した。令和5年度は、ダム群連携操作に係る荒川水系の二瀬ダム管理所、荒川上流河川事務所、関東地方整備局へ説明を実施し、システムの有効性等について意見交換を行った。

なお、令和5年度は、2ダム群において効果検証が可能な 出水が発生しなかったため、運用時の効果検証については次 年度以降も継続的に実施する。

下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作(特別防災操作)の実施と検討に努めており、令和5年度は、味噌川ダムにおいて2回の特別防災操作を実施し、ダムへの流入量をほぼ全量貯留することで、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。

#### 1-1-3 危機的状況への的確な対応

・ 7月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り 切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡 県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。 防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精 通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえで ポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における 排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。

また、令和6年能登半島地震により国営信濃川下流土地改良事業にて造成した右岸幹線用水路が漏水し早急に仮復旧する必要があることから、北陸農政局より備蓄資材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している水輸送用塗覆装鋼管 φ 1650mm を貸与した。

特に顕著な取組実績として、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地では、断水が広範囲に及んでおり、用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日10時より可搬式浄水装置による給水支援の準備を行うとともに、緊急災害対策支援本部会議を開催して被災地に向けて可搬式浄水装置による給水支援を行うことを決定し、装置を保管している愛知用水総合管理所、利根導水総合事業所それぞれから能登半島に向けて装置の輸送を開始した。

同日19時50分、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、地震により水道 基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市に対して、可

9 m) は、同地点の氾濫 危険水位(3.87m) から2cmの超過に抑え られた。寺内ダムの洪水 調節機能が発揮されな ければ、同地点の水位は 5.27m(氾濫危険水 位+1.4m)に達し、 深刻な浸水被害を回避 させたものと考える。普 段から異常洪水を想定 した訓練を行う等、防災 力・管理技術力向上に努 めたことで、実際の異常 洪水に対しても施設管 理規定に基づき的確な 操作を実施することがで

これらの取組により、 困難度を高く設定した 目標について、目標の水 準を満たすことができた と考え、A評価とした。

1-1-3 危機的状況への的確な対応

・ 困難度「高」と設定された本項目について、上述の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期計画等における所期の目標を達成し、質的に顕著な成果が得られた。

特に顕著な取組実績 として、令和6年1月1 日16時10分に発生した 「令和6年能登半島地 震|の被災地では、断水 が広範囲に及んでおり、 用水の不足が極めて深 刻な問題となることが予 想されたことから、1月 5日10時より可搬式浄 水装置による給水支援 の準備を行うとともに、 緊急災害対策支援本部 会議を開催して被災地 に向けて可搬式浄水装 置による給水支援を行 うことを決定し、装置を 保管している愛知用水 総合管理所、利根導水総 合事業所それぞれから能 登半島に向けて装置の 輸送を開始した。

同日19時50分、公益 社団法人日本水道協会 から「災害時における支 援活動に関する協定」に 基づき、地震により水道 基幹施設等に甚大な被 害を受けた石川県珠洲 市に対して、可搬式浄水

ことは、高く評価できるものである。

「1-1-3 危機的状況への的確な対応」では、令和5年度においては、関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を421回(対指標:107%)実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を78回(対指標:122%)実施するなど危機管理能力の向上に積極的に取り組んだ。

特に顕著な取組実績として、令和6年1月1日 に発生した令和6年能登半島地震の被災地では、 断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日に 緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台を輸送開始した。1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、 浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、飲用水としての給水を開始した。

珠洲市の生命線として、3月31日までに375万 この給水、延べ709名の職員を派遣しており、浄 水装置による給水開始により、金沢市内から7時 間以上かけて運搬していた自衛隊や地方自治体の 支援者の給水作業が大幅に軽減することとなった。

また、農林水産省北陸農政局からため池調査に係る職員派遣の要請があり、1月13日より延べ237名の職員を派遣し、1月14日より石川県内の点検対象ため池351箇所の調査に加わり、ため池の点検や水位低下作業などを実施した。

さらには、同地震により新潟県加茂市加茂地内 で管水路の漏水が発生したことから、北陸農政局 から備蓄資材の支援要請があり支援を実施した。

7月の梅雨前線による大雨では、機構において 防災態勢を執り切迫した状況であったが、防災業 務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等 に精通した職員により大川市に対して技術的指導 を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。こ 搬式浄水装置による応急給水支援の要請を受けて、支援先を 珠洲市に決定した。

現地到着後は関係者との調整及び装置の組立・設置・試運 転調整を行い、1月9日の水質検査を経て、生活用水として 自衛隊、北陸地方整備局及び応急給水支援を行う地方自治体 の給水車両へ給水を開始した。

なお、この生活用水は、珠洲市総合病院や飯田小学校等の 避難所における入浴支援に使用され、被災された多くの方々 の身体を暖め、避難生活に疲れた心の癒やしになったと報道 されている。

給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われるよう、各種支援を的確に実施した。

なお、珠洲市では可搬式浄水装置による給水支援を開始する前は、ほとんどの応急給水活動の給水車は金沢市から7時間以上をかけて往復していたが、装置の稼働後は大幅に移動時間が削減され給水作業の効率化が図られるとともに、自衛隊をはじめ支援に駆けつけた地方自治体等支援者の負担軽減にも繋がった。

1月9日に装置からの給水を開始し、3月31日時点で375 万深の給水、延べ709名の職員を派遣した。

加えて、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池 を点検する職員派遣の要請を受け、1月13日よりため池点検 班として現地に派遣した。1月14日より点検作業を開始し、 3月31日までため池点検351箇所、延べ237名の職員を派 遣し、技術的な点検を実施した。

機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び 拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更な る向上に繋がった。

平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する操作訓練、説明会を行うなど、支援体制の強化を図った。また、追加の災害協定企業の公募を行い応募した44社と災害協定を締結し、前年度締結した149社と合わせて193社となり、更なる支援体制の整備を図った。

また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図った。

1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 ・ 令和5年度において我が国事業者の参入を目指して機構が 行った海外調査等の件数は7件であり、これら調査等も踏ま えて以下の成果を得た。

機構は「活性化協議会」の事務局機関として、全体会議を 2回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を 通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開 に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る 課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収 集を行うとともに、概略の対応策案について検討・相手国の 関係機関等への提案を計 26 回実施した。

本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等を計27回実施した。

機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に 関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源 分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサル タントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成すること により、JICAが委託する新規のODA業務1件について 装置による応急給水支援の要請を受けて、支援 先を珠洲市に決定した。

現地到着後は関係者 との調整及び装置の組立・設置・試運転調整を 行い、1月9日の水質と 査を経て、生活用水として自衛隊、北陸地方整備 局及び応急給水支援を 行う地方自治体の給水 車両へ給水を開始した。

なお、この生活用水 は、珠洲市総合病院や飯 田小学校等の避難所に おける入浴支援に使用 され、被災された多くの 方々の身体を暖め、避難 生活に疲れた心の癒やし になったと報道されてい

給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を 急災害対策支援をの連絡調整、 災害対応に係る技術的 支援を行うなど、現場に おける支援活動がに がいる種支援を的確に 施した。

1月9日に装置からの 給水を開始し、3月31日 時点で375万%の給水、 延べ709名の職員を派遣 した。

加えて、農林水産省北陸農政局が決議を た。 た。 は、1月13日より は、1月13日より は、1月13日より は、1月14日、 は、1月14日 は、1

これらの取組により、 困難度を高く設定した れら困難な状況下における排水支援に対して、大 川市より後日感謝状を受領した。

このように、機構は危機的状況に対する訓練実施や関係機関等との連携を通じて、危機対応能力を高めており、また、大規模災害等における被災地支援に対し被災地の首長等から感謝状を受けるなど、その信頼を得たことは高く評価できるものである。

	について案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとして、令和6年3月にインドネシア国との間でダム点検に関す	え、S評価とした。	
	る具体な方法や技術に関する意見交換などを行うセミナー(日 尼ダム点検セミナー)をオンライン形式で開催した。当該セ		
	ミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術につい ての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケット		
	の開拓にも努めた。	れた本項目について、上	
	・ 海外インフラ展開法に規定する業務等について、同法に基 づき国土交通大臣が定めた基本方針に従い、活性化協議会に		
	おける活動等を通じて、関係府省、我が国事業者等と相互に	等、中期計画等における	
	連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や 交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用して、我が国事業者	所期の目標を達成した。 特に顕著な取組実績	
	の参入を目指した7件の海外調査等(ニーズ調査等)を実施 した。	として、フィリピン国カ ガヤン川流域のダム再生	
	特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム再生事業に係る	事業に係る調査について	
	調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、フィリピン国政府から日本政府に対して、本事	は、これまでの調査・検 討及び関係機関との調	
	業の実施に関する支援要請がなされるに至った。これは、 同国政府による事業実施意思が公式に表明されたことを意	整の結果、フィリピン国 政府から日本政府に対	
	味し、同国の公共投資計画に登録された。現在、日本側に	して、本事業の実施に関	
	おいて事業化に向けた検討が進められているところである。	する支援要請がなされる に至った。これは、同国	
	なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボ ンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社		
	会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム	とを意味し、同国の公共	
	再生事業の展開に取り組んだ。	投資計画に登録された。 現在、日本側において事	
		業化に向けた検討が進しめられているところであ	
		る。	
		<ul><li>これらの取組により、 中期計画における所期</li></ul>	
		の目標を上回る成果が 得られたと考え、A評価	
		とした。	
4. その他参考情報			

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報							
1-1-1	安全で良質な水の安定した供給							
業務に関連する政策・施	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第12条第1項2号					
策	施策目標 6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)						
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業						
度	(既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特	レビュー						
	に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経							
	済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定							
	した供給」を行うことが極めて重要であるため。)							
	困難度:「高」							
	(複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系にお							
	いて、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給							
	を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。)							

## 2. 主要な経年データ

① 主要なア	ウトプット(アウトブ	カム)情報						②主要なインプ	ット情報(財務	情報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度			R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R 7年度	
補給日数割合 (計画値)	補給必要日数 <sup>※1</sup> に対 する実補給日数の割合 (注1) 100%	_	100%	100%				予算額(千円)	45, 658, 521	49, 762, 309			
補給日数割合 (実績値)	補給必要日数 <sup>※1</sup> に対 する実補給日数の割合 (注1)	100%	100%	100%				決算額(千円)	43, 976, 813	47, 460, 264			
達成度	_	_	100%	100%				経常費用(千円)	114, 032, 433	117, 229, 840			
供給日数割合 (計画値)	供給必要日数 <sup>※2</sup> に対 する実供給日数の割合 (注2) 100%	_	100%	100%				経常利益 (千円)	△428, 948	△204, 644			
供給日数割合 (実績値)	供給必要日数 <sup>※2</sup> に対 する実供給日数の割合 (注2)	100%	100%	100%				行政コスト (千円)	114, 021, 919	118, 631, 635			
達成度	_	_	100%	100%				従事人員数	852	884			
出席率	水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率100%	_	100%	100%									
水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数	_		4 水系	4 水系									

〈定量目標〉各年度の補給日数割合:補給必要日数\*1に対する実補給日数の割合 100% 各年度の供給日数割合:供給必要日数\*2に対する実供給日数の割合 100%

〈指標〉水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%

水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数

- (注1)※1 補給必要日数:ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数(応急復旧に要する期間を控除)。
- (注2)※2 供給必要日数:各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数(応急復旧に要する期間を控除)。
- (注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注4)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
- (注5) 従事人員数は、1月1日時点。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、水資源開	別表1「施設管理」	別表1「施設管理」	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A
発施設等の管理を行	に掲げる 54 施設につ	に掲げる 54 施設につ	<ul><li>各年度の補給日数</li></ul>		評定: A	1170
うことにより、産業の	いて、それぞれの施設	いて、それぞれの施設	割合 100%	(1)安定した用水の供給等	TT 1 TT 1 TT - 646 - 1	
発展及び人口の集中		管理規程に基づいた		取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実	・取水・配水計画の策定	
に伴い用水を必要と		的確な施設管理を行	・各年度の供給日数	施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合(供	及び取水・配水量の調整 を適切に実施したこと	日数割合」及び「供給日数割合」はともに
する地域に対する水		うことにより、24 時	割合 100%	給日数割合) は 100%、用水補給や下流河川の維持流量を確	で、供給必要日数に対す	を達成した。
		間 365 日、各利水者		保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数	る実供給日数の割合(供	
	に対し、安全で良質な	に対し、安全で良質な		に対する実補給日数の割合(補給日数割合)は100%であり、	給日数割合)は100%、	令和5年度は、利根川水系、淀川水系、
とすることから、年間		水を安定して供給す	<指標>	供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である	用水補給や下流河川の	川水系及び筑後川水系で渇水となったが、
を通じて、各利水者に	-	る。	<ul><li>水資源開発水系に</li></ul>	100%を達成した。	維持流量を確保するた	機関と連携して、タイムラインに基づいる
対し、安全で良質な水		具体的には、以下の	おける渇水調整の	ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイト	めにダム等からの補給が	対応を適切に行うとともに、渇水調整の
の安定した供給を行	取組を行う。	取組を行う。	ための協議会等へ	に掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上	必要となった補給必要	
うこと。			の出席率 100%	け、ソエノザイトを囲した水源情報の提供について更新頻度	日数に対する実補給日 数の割合(補給日数割	開催された渇水調整協議会等に全て出席し
(1) 11 11 2 2 H		(1) (1) (1)	v>Щ/III 100/0	を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機	会) は 100%であり、供	水被害の軽減のために緊密な連携が図られ
(1) 安定した用水の		(1) 安定した用水の	<ul><li>・水資源開発水系に</li></ul>	関との連携を強化した。	給日数割合及び補給日	う、国や地方公共団体、関係機関、利水和
供給等	供給等	供給等	おける渇水対応タ	より効率的な水運用として低水管理の合理化を進めるため、	数割合ともに定量目標	ムの水源情報について情報共有を行った。
施設管理規程に基		施設管理規程に基	イムラインの策定	一部ダムにおいてAIを用いた流入量予測や放流量の設定の	値である100%を達成し	
づき的確な施設の管理な行う		づき的確な施設の管理なる。		試行運用を行い、データ蓄積や課題整理等を行うことで、I	た。	特に、筑後川水系では、令和5年12月
理を行い、安定的な水		理を行い、安定的な水	<b>数</b>	CT等新技術の活用について検討を行った。	・ ダム等の水管理に関す	より、第一次渇水調整として、小石原川の
	供給に努める。特に、	供給に努める。特に、		須賀樋管、北総東部用水、成田用水及び霞ヶ浦用水において、豊岡田はたいたるが豊富な岩でなっており、たび田の田	る情報を毎日、機構のウ	理開始以降初の運用である6ダム等(水板
に、渇水等の異常時に		渇水等の異常時にお いては、河川な理者		て、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実	ェブサイトに掲載すると	大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川
	いては、河川管理者、	いては、河川管理者、	<評価の視点>	態把握に努めた。また、須賀樋管において、水利用の実態を	ともに、渇水時には、渇水対策大が気を	
者、利水者及び関係		利水者及び関係機関	的確な施設管理を	踏まえ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権	水対策本部等を立ち上 げ、ウェブサイトを通じ	筑後大堰、農政局:合所ダム)統合運用を
機関との調整を図り、独実が原本ルフは拡	との調整を図り、被害 が顕在化又は拡大し	との調整を図り、被害 が顕在化又は拡大し	行い、安全で良質な	更新に向けた協議調整を進めた。 10月以降の流況悪化は、しだいに対象水系を拡大し、3月時	た水源情報の提供につ	し、効率的な補給を実施した。
依舌が顕住化又は払 大しないよう、その影		か興任化又は拡入しないよう、その影響の	水を安定して供給す	10月以降の流仇悪化は、したいに対象が糸を拡入し、3月時点においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川	いて更新頻度を高める	
響の軽減に努めるこ	軽減に努める。	軽減に努める。	ることができたか。	水系の4水系が同時に渇水対応を行う状況となり、各水系では	など情報の充実を図り、	通常時は筑後川ダム統合管理事務所が神
者の軽減に劣めること。	具体的には、利水者	異体的には、利水者	渇水、水質異常等	おおりながれが同時に何が対応を行う状況となり、各が示しは  きめ細やかな操作が求められる状況となった。	利水者を始めとする関	判断、各ダムの補給量の算出と補給指示る
C 0	に対して必要な水量	に対して必要な水量	の発生時に、その影響のおりない。	特に顕著な取組として、淀川水系桂川の日吉ダムでは、観	係機関との連携を強化	的に実施しているが、第一次渇水調整決別
	を過不足なく適切な	を過不足なく適切な	響の軽減に努めた	測史上最低水位を記録する中、下流利水基準点において 1cm	した。	6ダム等統合運用では、水源のより効率的な
	タイミングで供給し、	タイミングで供給し、	か。 2.46.45.32日 いっか	単位の水位変動を予測した操作を行い、きめ細やかなダム操	<ul><li>より効率的な水運用と</li></ul>	果的な運用を行うため、機構が各ダムの関
		渇水時における利水	危機的な渇水に備	作によって確保流量の維持に努めた。	して低水管理の合理化 を進めるため、一部ダム	
	者間の調整が円滑に	者間の調整が円滑に	え、関係者相互の連	また、筑後川水系においては、渇水調整連絡協議会にて諮	においてAIを用いた流	
	なされるよう対応す	なされるよう対応す	携強化等渇水対応力	られた目的、管理者が別な流域の6ダム等統合運用を行い、	入量予測や放流量の設	
	3.	3.	の向上に重点的に取	水源の延命を図り、市民生活、社会経済活動への影響の回避	定の試行運用を行い、デ	情報を聞また (クムが目より行う ムの無が
	また、水道用水及び	- 0	り組んだか。	または緩和を行った。	ータ蓄積や課題整理等	算出と補給指示した。
		工業用水(以下「都市		これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支	を行うことで、ICT等	
		用水」という。) 並び		社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水	新技術の活用について	
	に農業用水に係る水	に農業用水に係る水		対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般へ	検討を行った。 ・ 須賀樋管、北総東部用	本部等を設置し、水源状況や河川流況等は
	利用の変化に対応で	I .		の情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓	水、成田用水及び霞ヶ浦	て、一般への情報発信や関係機関への情報
		きるよう関係機関と		発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管	用水において、農業用水	の頻度を高めるとともに、降雨状況に合え
	の連絡調整を行う。	の連絡調整を行う。		理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合	における営農実態調査	ダムからの補給量をきめ細かく変更するな
		① 水象、気象等の		わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的	等を実施し、水利用の実	効率的な水運用を図り、国民生活及び産業
		情報及び利水者の必		な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図っ		への影響軽減を図った。
		要水量を的確に把握		た。	須賀樋管において、水利	マノが 音光がな (四・ノ )に。
	し、配水計画の策定、	し、配水計画の策定、			用の実態を踏まえ、河川	
		取水、配水量の調整を		(2)安全で良質な用水の供給	管理者、利水者を始めと	
	行い、利水者に対し、	行い、利水者に対し、		54 施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日	する関係機関と水利権 更新に向けた協議調整	た訓練・オイルフェンス設置訓練等)を気
		安定的かつ過不足な		常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝	を進めた。	に実施、関係機関との合同訓練により連携
	く必要水量を供給す			気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運	<ul><li>・ 10月以降の流況悪化</li></ul>	しており、淡水赤潮等の水質異常が 17 施調
	3.	3.		用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。	け しだいに対象水系を	いて発生するとともに、油流出等の水質事
		② 各利水者におけ		平常時より河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連	拡大し、3月時点におい	12 件発生したが、迅速に河川管理者、利力
	る効率的な水の利用	る効率的な水の利用		携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な	ては、利根川水系、淀川	おかりする関係機関へ情報提供   的なが

を行った。

に資するよう、主要なに資するよう、主要な

水源施設であるダム 水源施設であるダム

等の水管理に関する 等の水管理に関する

情報を毎日機構のウ 情報を毎日機構のウ

連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換

水質事故対応訓練を定期的に実施するとともに、関係機関

との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質

水系、吉野川水系、筑後

川水系の4水系が同時に 渇水対応を行う状況と

なり、各水系ではきめ細

始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設

操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施

することで影響の回避・軽減を図った。

ェブサイトに掲載す る。

また、渇水時には利 水者相互の調整が円 滑に行われるよう、提 供する情報の充実を 図り、河川管理者、利 水者を始めとする関 係機関との一層の連 携を図る。

③ より効率的な水 運用として ICT 等新 技術の活用について 検討を行い、低水管理 の合理化を進める。異 常渇水が発生した場 | 行う。異常渇水が発生 合には、国民生活及び 産業活動への影響を 軽減するため、河川管 理者、利水者を始めと する関係機関との調 整を図りながら、効率 的な水運用や節水 の啓発等を行う。

④ 社会·経済情勢 や営農形態等の変化 に伴う都市用水及び 農業用水の水利用の 変化の有無を確認し、 その実態把握に努め

また、この結果を踏ま え、必要に応じ、河川 管理者、利水者を始め とする関係機関との 協議や調整を計画的 に進める。

(2) 安全で良質な用

エンドユーザーま

で安心して利用でき

るよう、日常的に水質

全で良質な水の供給

に努める。また、水質

が悪化した場合及び

水質事故や第三者に

起因する突発事象等

者、利水者を始めとす

る関係機関との調整

を図り、被害が顕在化

又は拡大しないよう、

その影響の軽減に努

めるとともに、必要に

水の供給

## (2) 安全で良質な用 水の供給

日常的に水質情報 を把握し、安全で良質 な水の提供に努める こと。また、水質が悪|情報を把握し、常に安 化した場合及び水質 事故や第三者に起因 する突発事象等発生 時には、河川管理者、 利水者及び関係機関 との調整を図り、被害 | 発生時には、河川管理 が顕在化又は拡大し ないよう、その影響の 軽減に努めるととも に、必要に応じその対 応について率先した 役割を担うこと。

ェブサイトに掲載す

また、渇水時には利 水者相互の調整が円 滑に行われるよう、提 供する情報の充実を 図り、河川管理者、利 水者を始めとする関 係機関との連携を強 化する。

③ より効率的な水 運用として低水管理 の合理化を進めるた め、ICT等新技術の 活用について検討を した場合には、国民生 活及び産業活動への 影響を軽減するため、 河川管理者、利水者 を始めとする関係機 関との調整を図りな がら、効率的な水運用 や節水の啓発等を行

④ 社会·経済情勢 や営農形態等の変化 に伴う都市用水及び 農業用水の水利用の 変化の有無を確認し、 その実態把握に努め

また、この結果を踏 まえ、必要に応じ、河 川管理者、利水者を 始めとする関係機関 との協議や調整を計 画的に進める。

## (2) 安全で良質な用 水の供給

エンドユーザーま で安心して水を利用 できるよう、日常的に 水質情報を把握し、常 に安全で良質な水の 供給に努める。また、 水質が悪化した場合 及び水質事故や第三 者に起因する突発事 象等発生時には、河川 管理者、利水者を始め とする関係機関との 調整を図り、被害が顕 在化又は拡大しない よう、その影響の軽減 に努めるとともに、必 異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等 を迅速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。

令和5年度は、54 施設のうち17 施設において、アオコ、 淡水赤潮等の富栄養化現象や出水による濁水長期化現象等の 水質異常が発生するとともに、水路やダム貯水池等の機構施 設やその周辺において、12件の水質事故が発生したが、迅速 に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、 的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施す ることで影響の回避・軽減を図った。

また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を 徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。

良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた 様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取 水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うこ とで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組 んだ。

#### (3) 危機的な渇水への対策推進

吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野 川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。

また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対 応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和 3年4月から試行運用を開始した。

利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水 対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定 し、令和3年12月16日より運用を開始した。

令和5年度は、渇水対応タイムラインを策定した4水系に おいて運用を行い、利根川水系、吉野川水系及び淀川水系に おいて渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づい た自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇 水対応を行った。

なお、豊川水系、木曽川水系、筑後川水系の3水系につい ては、引き続き渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機 関との調整を進めている。

また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全 て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよ う、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報 について情報共有を行った。

やかな操作が求められる 状況となった。

特に顕著な取組とし て、淀川水系桂川の日吉 ダムでは、観測史上最低 水位を記録する中、下流 利水基準点において1cm 単位の水位変動を予測 した操作を行い、きめ細 やかなダム操作によって 確保流量の維持に努め

また、筑後川水系にお いては、渇水調整連絡協 議会にて諮られた目的、 管理者が別な流域の6 ダム等統合運用を行い、 水源の延命を図り、市民 生活、社会経済活動への 影響の回避または緩和 を行った。

これら各河川の取水 制限等に併せて本社、関 西·吉野川支社吉野川本 部、筑後川局及び各事務 所に渇水対策本部や渇 水対策支部を設置し、水 源状況や取水状況等に ついて、一般への情報発 信や関係機関への情報 提供の頻度を高め、節水 の啓発等を行うととも に、渇水対応タイムライ ンに基づき河川管理者、 利水者及び関係機関と 連携を図りつつ、降雨状 況に合わせてダムからの 補給量をきめ細かく変 更するなど、効率的な水 運用を図り、国民生活及 び産業活動への影響軽 減を図った。

- 54 施設において水質 管理計画を策定し、同計 画に基づき日常的に水 質情報を把握して利水 者等に提供するととも に、曝気循環設備や選択 取水設備等の水質保全 対策設備を適切に運用 することにより、水質異 常への対策に取り組ん
- 平常時より河川管理 者、利水者を始めとする 関係機関と連携し、水質 調査結果等の情報共有 を図るとともに、定期的 な連絡会議等において 水質改善の取組や水質 に関する情報交換を 行った。

このように、国民生活や経済活動において必 要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構 の調整能力及び対応は注目すべきものであり、 また、困難度「高」と設定した項目に対して確 実に成果を出したと高く評価できる。

以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上 努力により、中期計画における所期の目標を上 回る成果が得られていると認められるため、A 評定とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)

## <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・渇水対応タイムラインを活用した適切な渇水 調整や関係機関と連携した水質異常の影響回 避・軽減など、きめ細やかな施設操作などによ り効果的な水運用を実施したことについて高く 評価する。
- ・筑後川水系における渇水時に、6 つのダム統合 運用による的確な対応を実施し、効率的な水運 用を実現した点は高く評価することができる。 また、渇水対応タイムラインの策定など渇水対 策のため万全の準備が行われている点も評価の 対象となる。

応じその対応につい て率先した役割を担

① 機構施設におい て水質管理計画に基 づき日常的に水質情 報を把握して利水者 等に提供するととも に、富栄養化、濁水長 期化による水質異常 への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利 水者を始めとする関 係機関と連携し、管理 上必要な情報共有等 を図る。

③ 水質事故や第三 者に起因する突発事 象等を含め水質異常 が発生した場合には、 迅速に河川管理者、 利水者を始めとする 関係機関へ情報提供 し、的確な施設操作や 拡散防止策等を関係 機関と連携して実施 することで、その影響 の回避・軽減を図る。

また、機構が実施す る工事等に起因する 水質事故の防止を徹 底するとともに、水質 事故の発生時には迅 速かつ適切に対応す

④ より良質な用水 供給を行うために、水 系全体の水質改善に 向けた様々な施策に ついて検討を行う場 に参画し、関係機関と 連携して施策の具体 化に取り組む。

(3) 危機的な渇水へ

気候変動適応計画

(令和3年10月22

日閣議決定)に基づ

き、今後の危機的な渇

水に備えるため、水資

源開発水系において、

関係者が協働して渇

水による影響等を想

定し、渇水対応の手順

を明らかにする「渇水

対応タイムライン」の

するなど地域と一体

となって、関係者相互

の連携強化や渇水対

応力の向上に重点的

に取り組む。

の対策推進

## (3) 危機的な渇水へ の対策推進

気候変動適応計画 (令和3年10月22 日閣議決定)に基づ き、今後の危機的な渇 水に備えるため、水資 源開発水系において、 関係者が協働して渇 水による影響等を想 定し、渇水対応の手順 を明らかにする「渇水 対応タイムライン」の 策定に積極的に参画|策定に積極的に参画 するなど地域と一体 となって、関係者相互 の連携強化や渇水対 応力の向上に重点的 に取り組むこと。

を図る。

③ 水質事故や第三 の回避・軽減を図る。

また、機構が実施す る工事等に起因する 水質事故の防止を徹 底するとともに、水質 事故の発生時には迅 速かつ適切に対応す

④ 良質な用水供給 体の水質改善に向け た様々な施策につい

## (3) 危機的な渇水へ の対策推進

気候変動適応計画 (令和3年10月22 日閣議決定)に基づ き、危機的な渇水に備 えるため、水資源開発 水系において、関係者 が協働して渇水によ る影響等を想定し、渇 水対応の手順を明ら かにする「渇水対応タ イムライン」の策定に 積極的に参画するな ど地域一体となって 国、地方公共団体、利 水者、住民関係者相 互の連携強化や渇水 対応力の向上に重点 的に取り組む。

要に応じその対応に ついて率先した役割 を担う。

① 機構施設におい て水質管理計画に基 づき日常的に水質情 報を把握して利水者 等に提供するととも に、富栄養化、濁水長 期化による水質異常 への対策に取り組む。 ② 河川管理者、利 水者を始めとする関 係機関と連携し、管理 上必要な情報共有等

者に起因する突発事 象等を含め水質異常 が発生した場合には、 迅速に河川管理者、 利水者を始めとする 関係機関へ情報提供 し、的確な施設操作や 拡散防止策等を関係 機関と連携して実施 することで、その影響

を行うために、水系全 て検討を行う場に参 画し、関係機関と連携 して施策の具体化に 取り組む。

水質事故対応訓練を 定期的に実施するとと もに、関係機関との合同 訓練により連携強化を 図ることで、水質事故や 水質異常が発生した場 合における的確な施設 操作や拡散防止策等を 迅速かつ効果的に実施 できるよう取り組んだ。

・ 令和5年度は、54施設 のうち17施設において、 アオコ、淡水赤潮等の富 栄養化現象や出水によ る濁水長期化現象等の 水質異常が発生すると ともに、水路やダム貯水 池等の機構施設やその 周辺において、12件の水 質事故が発生したが、迅 速に河川管理者、利水者 を始めとする関係機関 へ情報提供し、的確な施 設操作や拡散防止策等 を関係機関と連携して 実施することで影響の 回避・軽減を図った。

また、機構が実施する 工事等に起因する水質 事故の防止を徹底する ため、工事の受注者に対 して指導徹底を図った。 • 良質な用水供給を行う ため、水系全体の水質改 善に向けた様々な施策 について検討を行う場に 参画し、貯水池や水道取 水口における水質状況 や水質調査結果等の情 報共有を行うことで、流 入水質の改善に向けた 取組等施策の具体化に 取り組んだ

・ 吉野川水系では、全国 のフルプラン水系に先が けて、吉野川水系渇水対 応タイムラインを令和3 年1月に策定した。

また、淀川水系では、 近畿地方で初となる淀 川水系渇水対応タイム ラインを5つの渇水対 策会議等ごとに作成し、 令和3年4月から試行 運用を開始した。

利根川・荒川水系で は、関東地方初となる利 根川水系渇水対応タイ ムライン及び荒川水系 渇水対応タイムライン を策定し、令和3年12 月 16 日より運用を開始 した。

令和5年度は、渇水対 応タイムラインを策定し た4水系において運用 を行い、利根川水系、吉 野川水系及び淀川水系 において渇水対応タイ

		水系については、引き続き 渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関との調整を進めてい	
		る。 また、渇水調整のため に開催された渇水調整 協議会等に全て出席し、 渇水被害の軽減のため	
		に緊密な連携が図られ るよう、国や地方公共団 体、関係機関、利水者へ ダムの水源情報につい	
		て情報共有を行った。	
		準を満たすことができた と考え、A評価とした。 <課題と対応> 特になし。	

主要な経年データ

# 1. 当事務及び事業に関する基本情報 洪水被害の防止・軽減 1 - 1 - 2業務に関連する政策・施 政策目標 2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 当該事業実施に係る根拠(個 水資源機構法第12条第1項2号 施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する 別法条文など) 当該項目の重要度、困難 | 重要度:「高」 関連する政策評価・行政事業 | 行政事業レビューシート番号: 22 度 (既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発 レビュー 水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重 要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と 連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深 化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要がある。 ため。) 困難度:「高」 (①) 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然 として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年 の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に 対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下 流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設 管理を的確に実施する必要があるため。④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予 測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた 関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に 伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、 国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。)

① 主要なア	ウトプット(アウトカ	カム)情報						② 主要なインフ	プット情報(財務	情報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R6年度	R 7年度	/		R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R 7年度	
		前中期目標期											/
		間最終年度値											
洪水調節適正	洪水調節適正実施割	_	_	_				予算額(千円)	45, 658, 521 (26, 210, 633)	49, 762, 309			
実施割合 (計画値)	合(注1)100%								(20, 210, 033)	(28, 086, 036)			
洪水調節適正	洪水調節適正実施割	100%	100%	100%				決算額(千円)	43, 976, 813	47, 460, 264			
実施割合 (実績値)	合(注1)								(25, 375, 909)	(26, 274, 883)			
達成度	_	_	100%	100%				経常費用(千円)	114, 032, 433	117, 229, 840			
									(64, 890, 793)	(65, 766, 002)			
								経常利益 (千円)	$\triangle 428, 948$ ( $\triangle 186, 318$ )	△204, 644			
									(△100, 510)	(△68, 905)			
								行政コスト	114, 021, 919 (64, 890, 793)	118, 631, 635			
								(千円)		(66, 030, 219)			
								従事人員数	852 (505)	884 (542)			

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合:100%

- (注1) 洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
- (注2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注3)()は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
- (注4) 従事人員数は、1月1日時点。

また、下流で洪水被

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
1 //4 1 - /44	, , , , , , ,	1 2 3 1 1 1		業務実績	自己評価	
機構は、洪水(高潮	は、洪水(高潮 機構は、洪水(高潮 機構は、洪水(高潮 <定量目標> <主要な業務実		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A	
含む。) 防御の機能	を含む。) 防御の機能	を含む。) 防御の機能	70221114		評定: A	計化 A
スは流水の正常な機	又は流水の正常な機	又は流水の正常な機	<ul><li>各年度の洪水調節</li></ul>	(1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携		洪水調節を目的に含む全25ダムのうち1
色の維持と増進をそ	能の維持と増進をそ	能の維持と増進をそ	適正実施割合	洪水調節を目的に含む 16 ダムにおいて延べ 45 回の洪水調	・洪水調節を目的に含	で延べ 45 回の洪水調節を施設管理規程に
目的に含む「特定施	の目的に含む「特定施	の目的に含む「特定施	100%	節を施設管理規程に基づき的確に実施し、ダム等の治水効果を	む 16 ダムにおいて延べ	「地へ45 回の無小嗣則を地故官 生税住に
と」の管理を行うこと	設」の管理を行うこと	設」の管理を行うこと	10070	確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正	45 回の洪水調節を施設 管理規程に基づき的確	的確に実施し、ダム等の治水効果を確実に多
ら、治水機能を有す	から、治水機能を有す	から、治水機能を有す		実施割合 100%を達成した。	に実施し、ダム等の治水	これにより、定量目標である洪水調節適正
ダム等施設におい	るダム等施設におい	るダム等施設におい		特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北部	効果を確実に発揮させ	
ては、的確な洪水調節	ては、的確な洪水調節	ては、的確な洪水調節	<指標>	を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、10日未明からの線	た。これにより、定量目	合 100%を達成した。
<b>穿を行い、洪水被害の</b>	等を行い、洪水被害の	等を行い、洪水被害の	_	状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑	標である洪水調節適正	特に、令和5年7月の九州北部の豪雨で
5止・軽減を図るこ	防止・軽減を図る。	防止・軽減を図る。		後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域で	実施割合100%を達成し	
- 0			<評価の視点>	も、最大時間雨量69~』、総雨量約510~』を記録し、ダムへ	た。	内ダムで管理開始から 45 年目で初めてと
また、令和3年4月	また、令和3年4月	また、令和3年4月	的確な洪水調節	の流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる	・特に顕著な取組	急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ
8 日に成立した特定		28 日に成立した特定	等を実施し、洪水被	最大毎秒530立方メートルに達した。	実績として、令和5年7	
邓市河川浸水被害対		都市河川浸水被害対	害の防止又は軽減を	今回の豪雨において、寺内ダムでは10日午前2時40に洪	月7日から九州北部を	るという最大限の防災操作により、寺内ダ
を法等の一部を改正	策法等の一部を改正	策法等の一部を改正	図ることができた	水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6時間	中心に停滞した梅雨前	水調節を行わなかった場合と比べて下流河
つる法律(令和3年法		する法律(令和3年法	か。	後の午前11時頃には洪水調節容量の8割を使い切り、さらに	線に伴う降雨は、10日	
<b>は第31号)(通称「流</b>		律第31号。通称「流	77 o	洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5	未明からの線状降水帯	位を約 1.4m 低下させ、下流域の洪水被害
成治水関連法」) に基	域治水関連法」。) に	域治水関連法」。) に		時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊	の発生とその後の停滞	大きな効果を発揮した。
づく「流域治水」(流	基づく「流域治水」(流	基づく「流域治水」(流		急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措	により記録的な豪雨と	716 0,777,14 2,21,1 2 1 2,0
成全体で行う総合的				置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50~,を超え	なり、筑後川の中下流域	
つ多層的な水災害	かつ多層的な水災害	かつ多層的な水災害		る強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、	に大きな被害をもたらし	流域治水協議会(9協議会)及び大規模
対策)を推進するた	対策)を推進するた	対策)を推進するた		それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明	た。寺内ダムの流域で	((( 物業人 ( )c 物業人) ( ) 名画 ( ) 方法
か、治水機能を有する	め、治水機能を有する	め、治水機能を有する		らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間	も、最大時間雨量69 、総雨量約510%を	災協議会(36協議会)に参画し、ダム下流
ブムの建設・再生によ	ダムの建設・再生によ	ダムの建設・再生によ		前通知」を発出した。	記録し、ダムへの流入量	公共団体における防災力の向上に寄与する
る洪水調節機能の増 後や、河川法(昭和	る洪水調節機能の増	る洪水調節機能の増		その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時0 0分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊	は平成29年九州北部	できた。
89 年法律第 167 号)	強や、河川法(昭和39			□ ○分に流入重と放流重かはは同じになり、干後4時30分に索 急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い	豪雨時に次いで2番目	(2/20
	年法律第 167 号) 第 26 条の許可を受け設				となる最大毎秒530	
け設置した利水ダム	置した利水ダム等の			間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、	立方メートルに達した。	過去の台風や豪雨等による災害の発生時
節回した利水ダム		事前放流の実施、新		「一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の	今回の豪雨において、	
所技術を用いた高度		技術を用いた高度な		氾濫危険水位(3.87m)から2cmの超過に抑えられた。	寺内ダムでは10日午	が関係機関と連携して取り組んだ事例や成
よダム操作のための		ダム操作のためのシ		特内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は ・	前2時40に洪水調節	  情報発信するための説明会等を 59 件実施
ノステム開発・実装に		ステム開発・実装によ		5.27m(氾濫危険水位+1.4m)に達し、深刻な浸水被	を開始したが、午前5時	
こる既設ダム機能の				害を回避させたものと考える。普段から異常洪水を想定した訓	前後の降雨流出予測で	の防災操作の概要を掲載した分かりやすい
	大活用等、流域全体			練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の	約6時間後の午前11	やパンフレット等を作成・配布することで
で洪水被害を防止・	で洪水被害を防止・軽	で洪水被害を防止・軽		異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施	時頃には洪水調節容量	
Z減させるための対		減させるための対策		することができた。	の8割を使い切り、さら	下流の地域住民等と浸水リスクについての
定に、関係機関や関係		に、関係機関や関係者		洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災	に洪水時最高水位を超	共有した。
台密接な連携を図	と密接な連携を図り	と密接な連携を図り		操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含	過することが予測された	71,71,010
つつ重点的に取り	つつ重点的に取り組	つつ重点的に取り組		む)、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時にお	ことから、午前5時40	
むこと。	む。	t.		ける緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解	分に「緊急放流5時間前	治水協定に基づく利水ダムを含む7ダム
なお、過去の台風や	具体的には、以下	具体的には、以下の		してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から	情報」、午前8時30分	
長雨等の災害発生時		取組を行う。		避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げ	には「緊急放流3時間前	放流を延べ 15 回実施し、洪水被害を防止
に機構が関係者と連				てもらうよう関係機関と情報を共有した。	通知」を関係機関に発出	した。
<b></b> 馬して取り組んだ事				各水系ごとに設置された流域治水協議会(9協議会)におい	し、沿川住民の避難措置	
引や成果等を、より多				て、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、関連河	を図るよう依頼した。し	特に、木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは
、の関係者に分かり				川及び氾濫ブロックごとに設置された大規模氾濫減災協議会	かし、その間に1時間5	の影響により木曽川水系治水協定に定めら
Pすく情報発信する				(36 協議会) に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達	0 りを超える強い降雨	準降雨量の 230 <sup>*</sup> ,,を超過する予測となった
- l.	1	Ī	l	A MILES OF THE COLLEGE TO A STATE OF THE CO	の 以郷で 洲水 調	エキ中の単ツ 200 19年間明りる 19側とほりだ

有・リスクコミュニケーションを図った。

や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共

の影響で、洪水調節容量

の8割に到達する時刻

害の発生が予想され る場合及び既に被害 が発生している場合 において、河川管理者 の指示や下流の地方 公共団体から洪水被 害軽減に係る要請が あった場合等は、今後 のダム流域への降雨 等も勘案しつつ可能 な範囲で、通常の洪水 調節よりも貯留量を 増やして容量を有効 に活用する高度な操 作等に努めること。

## (1) 的確な洪水調節 等の実施と関係機関 との連携

洪水被害の防止・ 軽減を図るため、ダム 等施設により的確な 洪水調節等を実施す るとともに、河川管理 者、地方公共団体等 と連携し、流域の安全 を確保する。

- ① 施設管理規程に 基づく洪水調節等を 的確に行い、ダム等の一的確に行い、ダム等の 治水効果を確実に発 揮させる。
- ② 洪水時における ダム等の操作、ダム等 下流の河川の状況、計 画規模を超える出水 における浸水被害想 定等について、河川管 理者と連携して地方 公共団体に説明し、当 該地域における浸水 リスクに係る認識を 共有する。

また、ダム等下流地方 公共団体の防災力の 向上に資するため、流 域治水協議会及び大 規模氾濫減災協議会 に参画するほか、ダム 等施設の放流警報設 備を情報伝達手段と して活用することに ついて地方公共団体

に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、地方 公共団体を始めとす る関係機関に、防災、 避難等の判断に資す る情報の提供等を適 時・適切に行う。また、 過去の台風や豪雨等 による災害発生時に 機構が関係機関と連 携して取り組んだ事 携して取り組んだ事

(1) 的確な洪水調節 等の実施と関係機関 との連携

洪水被害の防止・ 軽減を図るため、ダム 等の施設により的確 な洪水調節等を実施 するとともに、河川管 理者、関係地方公共 団体と連携し、流域の 安全を確保する。

- ① 施設管理規程に 基づく洪水調節等を 治水効果を確実に発 揮させる。
- ② 洪水時における ダム等の操作、ダム等 下流の河川の状況、計 画規模を超える出水 における浸水被害想 定等について、河川管 理者と連携して地方 公共団体に説明し、当 該地域における浸水 リスクについての認 識を共有する。

また、ダム等下流地 方公共団体の防災力 の向上に資するため、 流域治水協議会及び 大規模氾濫減災協議 会に参画するほか、ダ ム等の放流警報設備 を情報伝達手段とし て活用することにつ いて地方公共団体に 働きかけを行う。

③ 洪水時には、地方 公共団体を始めとす る関係機関に、防災、 避難等の判断に資す る情報の提供等を適 時的確に行う。また、 過去の台風や豪雨等 による災害発生時に 機構が関係機関と連

ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲 で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情 報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、 ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行う とともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要 請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。

洪水時には地方公共団体を始めとする関係機関に、ダムの防 災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪 水調節を行った全16ダムの洪水調節状況等をリアルタイムに ウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作 の効果について記者発表や HP 等に公表するなど、ダムによる 洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。

地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対し て、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と 連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会 等を59件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などにつ いて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、IPへの 掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。

#### (2) 異常洪水に備えた対応の強化

令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強 化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検 討会議) に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締 結(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)し、事前放流等に取 り組んでいる。

令和5年度は、特定施設の5ダムで延べ 5回、利水ダムの 2ダムで延べ10回の事前放流を実施した。

木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川 水系治水協定に定められた基準降雨量の 230mm を超過する予 測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月 6日16:30から事前放流を開始した。

事前放流の実施により約1,141万m3の洪水調節可能容量を 確保したことで、貯水池の最高水位を EL. 878.75mにおさえて ダムの安全性を確保するとともに、最大約236m3/sの放流量 の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。

アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理 に実務的に浸透を図るため、BRIDGE(研究開発とSoc iety5.0との橋渡しプログラム)における「ダム運用高度 化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速 化プロジェクト | を令和5年度に受託し、SIPⅡ期で開発し た長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融 合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降 雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルール の策定を、関係機関と共に取り組んでいる。

ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所 及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続した。令和5 年度は、ダム群連携操作に係る荒川水系の二瀬ダム管理所、荒 川上流河川事務所、関東地方整備局へ説明を実施し、システム の有効性等について意見交換を行った。

なお、令和5年度は、2ダム群において効果検証が可能な出 水が発生しなかったため、運用時の効果検証については次年度 以降も継続的に実施する。

下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発 生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共 団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よ りも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作(特別 防災操作)の実施と検討に努めており、令和5年度は、味噌川 ダムにおいて2回の特別防災操作を実施し、ダムへの流入量を ほぼ全量貯留することで、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽 減を図った。

が、それまでの予測より も2時間も早まることが 降雨流出予測で明らか となったため、急遽、午 前8時50分に「緊急放 流1時間前通知|を発出 した。

その後、午前9時50

分に緊急放流を開始し、 午前11時00分に流 入量と放流量がほぼ同 じになり、午後4時50 分に緊急放流を終了し た時点で寺内ダムの洪 水調節容量をほぼ使い 切った状況であった。緊 急放流には至ったもの の、約8時間の間洪水調 節機能を発揮し続け、こ れら一連の防災操作に より、ダム下流の金丸橋 地点の最高水位(3.8 9 m) は、同地点の氾濫 危険水位(3.87m) から2 c mの超過に抑え られた。寺内ダムの洪水 調節機能が発揮されな ければ、同地点の水位は 5.27m(氾濫危険水 位+1.4m)に達し、 深刻な浸水被害を回避 させたものと考える。普 段から異常洪水を想定 した訓練を行う等、防災 力・管理技術力向上に努 めたことで、実際の異常 洪水に対しても施設管 理規程に基づき的確な 操作を実施することが できた。

洪水調節を目的に含 か全てのダムにおいて、 洪水期前に防災操作説 明会を開催し、洪水時の ダムの防災操作(緊急放 流を含む)、ダム下流河 川の状況の他、計画規模 を超える出水時におけ る緊急放流について説 明し、ダムの機能につい て正しく理解してもら い、ダムの計画規模を招 える出水時には、自治体 から避難指示等を発令 し、下流沿川住民の速や かな避難行動に繋げて もらうよう関係機関と 情報を共有した。

各水系ごとに設置さ れた流域治水協議会(9 協議会)において、流域 治水に関する協議・情報 共有を図るとともに、関 連河川及び氾濫ブロッ クごとに設置された大 規模氾濫減災協議会(36 協議会) に参画し、出水 時におけるダムからの情 報伝達や洪水発生時の 7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日 16:30 から事前放流を開始し、牧尾ダムの事前放 流の実施により約1,141万m3の洪水調節可能容 量を確保したことで、貯水池の最高水位を EL. 878. 75m に抑え、最大約 236m3/s の放流量の 低減による下流の洪水負荷軽減を図ることができ

このように地域の浸水被害を防止・軽減させ、 国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、 困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果 を出したことは、高く評価できる。

以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努 力により、中期計画における所期の目標を上回る 成果が得られていると認められるため、A評定と

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・雨の降り方の変化、災害の激甚化が問題となる 中で、各ダム施設において的確に対応し、下流 沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは機構 の持つ高い技術力と経験に裏打ちされたもので あり、大いに評価できる。今後も技術力の維持・ 向上及び継承に取り組まれたい。
- 一般に利益相反が生じる治水と利水とを両立す る運用が実施されている点は高く評価できる。 事前放流が必要となるような事例は今後も続く と考えられ、治水と利水の双方に効果的な貯水 池運用手法について機構の技術力を今後も蓄 積・発展させていくことが重要であると考える。

例や成果等を、説明会 を通じてより多くの 関係者に分かりやす く情報発信する。

(2) 異常洪水に備えた対応の強化

洪水被害の防止・ 軽減に向けた取組を 強化するため、治水協 定に基づく利水ダム 等の事前放流に的確 に取り組む。

内閣府「戦略的イノ ベーション創造プロ グラム」(SIP) におい て検討を進めている アンサンブル降雨予 測情報を用いたダム への流出予測を活用 したダム操作の高度 化を進めるとともに、 現在開発を進めてい るダム群連携最適操 作シミュレータを一 部、試行的に実装し、 その効果を検証しつ つ、ダム操作の支援環 境の構築を進めるな ど、既存施設の機能を 最大限活用する方策 について検討を進め る。

さらに、下流で洪水 被害の発生が予想さ れる場合及び既に被 害が発生している場 合において、河川管理 者の指示や下流の地 方公共団体から洪水 被害軽減に係る要請 があった場合等は、今 後のダム流域への降 雨等も勘案しつつ可 能な範囲で、通常の洪 水調節よりも貯留量 を増やして容量を有 効に活用する高度な 操作等に努める。

例や成果等を、より多 くの関係者に分かり やすく情報発信する。

(2) 異常洪水に備えた対応の強化

洪水被害の防止・ 軽減に向けた取組を 強化するため、治水協 定に基づく利水ダム 等の事前放流に的確 に取り組む。

また、異常洪水にお ける洪水被害の防止・ 軽減に向けた取組の 強化を図るため、内閣 府「戦略的イノベーシ ョン創造プログラム (SIP)において検 討を進めているアン サンブル降雨予測情 報を用いたダムへの 流出予測を活用した ダム操作の高度化を 進めるとともに、現在 開発を進めているダ ム群連携最適操作シ ミュレータを一部、試 行的に実装し、その効 果を検証しつつ、ダム 操作の支援環境の構 築を進めるなど、既存 施設の機能を最大限 活用する方策につい て検討を進める。

さらに、下流で洪水 被害の発生が予想さ れる場合及び既に被 害が発生している場 合において、河川管理 者の指示や下流の地 方公共団体から洪水 被害軽減に係る要請 があった場合は、今後 のダム流域への降雨 等も勘案しつつ可能 な範囲で、通常の洪水 調節よりも貯留量を 増やして容量を有効 に活用する高度な操 作等に努める。

対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共 有・リスクコミュニケー ションを図った。

ダム等の放流警報設 備を放流警報時に支障 とならない範囲で利用 し、市町村が流域住民に 災害情報や警戒避難に 関する情報を周知する 際の情報伝達手段とし て活用することについ て、ダム下流の関係市町 村等の地方公共団体に 対して説明を行うとと もに、既に協定締結済み の関係市町村と警報設 備の利用要請をダム管 理者に伝達する訓練を 行う等の働きかけを 行った。

洪水時には地方公共 団体を始めとする関係 機関に、ダムの防災操作 や警報等の情報提供を 適時的確に実施すると ともに、洪水調節を行っ た全 16 ダムの洪水調節 状況等をリアルタイムに ウェブサイトで公表する と共に洪水後速やかに ダムの防災操作の効果 について記者発表や HP 等に公表するなど、ダム による洪水被害の軽減 効果について情報発信 を行った。

地域住民や河川利用 者等を含めたより多く の関係者に対して、過去 の台風や豪雨等による 災害発生時に機構が関 係機関と連携して取り 組んだ事例や成果等を 情報発信するための説 明会等を59件行った。 また、ダムの防災操作や 放流警報などについて、 一般の方にも分かりや すい内容でとりまとめ、 HP への掲載やダム下流 の市町村に配布するな ど情報発信を行った。

令和5年度は、特定施設の5ダムで延べ5回、利水ダムの2ダムで延べ10回の事前放流を

	実施した。
	・ 木曽川水系王滝川の
	牧尾ダムでは、前線の影
	響により木曽川水系治
	水協定に定められた基
	準降雨量の 230mm を超
	過する予測となったた
	め、7つの関係機関や利
	水石と協議の工と、3万
	流を開始した。
	事前放流の実施によ
	り約1,141万m3の洪水
	調節可能容量を確保し
	たことで、貯水池の最高
	水位をEL. 878. 75mにお
	さえてダムの安全性を
	確保するとともに、最大
	約 236 m 3/ s の放流量の (5/4) は トス 下流 の 24-4 は
	低減による下流の洪水       負荷軽減が図られた。
	「負担性ing in Substitution
	情報を用いた流出予測
	を広くダム管理に実務
	的に浸透を図るため、B
	RIDGE (研究開発と
	Society5.0との
	橋渡しプログラム) にお
	ける「ダム運用高度化に
	よる流域治水能力向上
	と再生可能エネルギー
	増強の加速化プロジェ     クト」を令和5年度に受
	グド」をも相も午及に支   託し、SIPII期で開発
	した長時間アンサンブル
	降雨予測技術をベース
	に予測技術の融合、ダム
	種別と放流操作のタイ
	ミング別に長期アンサン
	ブル降雨予測の活用技
	術を高度化するための
	技術開発と運用ルール
	の策定を、関係機関と共
	に取り組んでいる。         ダム群連携最適操作
	クム併建房取過採作
	ダム総合管理所及び荒し
	川ダム総合管理所にお
	いて試行運用を継続し
	た。令和5年度は、ダム
	群連携操作に係る荒川
	水系の二瀬ダム管理所、
	荒川上流河川事務所、関
	東地方整備局へ説明を
	実施し、システムの有効
	性等について意見交換       を行った。
	を打った。   なお、令和 5 年度は、
	検証が可能な出水が発し
	生しなかったため、運用
	時の効果検証について
	は次年度以降も継続的
	に実施する。
	・ 下流で洪水被害の発
	生が予想される場合及
	び既に被害が発生して
	いる場合において、河川
	管理者の指示や下流の

	地方公共団体から洪水
	被害軽減に係る要請に
	応じて、通常の洪水調節
	よりも貯留量を増やし
	て容量を有効に活用す
	る高度な操作(特別防災
	句同及 (禁門・(付別))及
	操作)の実施と検討に努力を行っては
	めており、令和5年度
	は、味噌川ダムにおいて
	2回の特別防災操作を
	実施し、ダムへの流入量
	をほぼ全量貯留するこ
	とで、ダム下流沿川の洪
	水被害の防止・軽減を┃
	図った。
	・これらの取組により、
	困難度を高く設定した
	目標について、目標の水
	準を満たすことが出来
	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	た。 た。
	/ 細胞 ♪ 牡ベ \
	<課題と対応>
	特になし。
4. その他参考情報	
特になし。	

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報									
1 - 1 - 3	危機的状況への的確な対応									
	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		水資源機構法第 12 条第 1 項 2 号及び 3 号							
策	施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)								
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」		行政事業レビューシート番号:22							
度	(近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必	レビュー								
	要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要である									
	ため。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の									
	軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。)									
	困難度:「高」									
	(目標として、①風水害、大規模地震、異常渇水等の危機的状況については、様々な被害状況									
	等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況									
	に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被災状況等に応じて協力業者、									
	物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲									
	で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設									
	定しているため。)									

2. 主要な経年データ	タ												
① 主要なアウトプ	ット(アウトス	カム)情報						② 主要なインプット	情報(財務情報	服及び人員に関	する情報)		,
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間平均実施回 数(見込み)	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度			R 4年度	R 5年度	R6年度	R7年度	
災害対応訓練の実施 回数	_	393 回	432 回	421 回				予算額(千円)	139, 341, 231	136, 636, 975			
各年度の災害支援協 定等に基づく連携を 強化する取組回数	_	64 回	84 回	78 回				決算額(千円)	135, 187, 966	129, 560, 510			
								経常費用 (千円)	117, 468, 926	124, 110, 600			
								経常利益 (千円)	2, 963, 808	2, 654, 074			
								行政コスト (千円)	117, 680, 354	125, 726, 324			
								従事人員数	1, 239	1, 204			

〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数

各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数

- (注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注2) 従事人員数は、1月1日時点。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
	危機管理体制の強	危機管理体制の強	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定:S	評定 S
	化を図るとともに、大	化を図るとともに、大		(1) 在操伍队(1) 2 4 5 2 7 2 4 4 5 2 6 4 5 2 6 4 7 2	・ ダム、堰及び水路の効	
	規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規	規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規	_	(1)危機的状況に対する平常時からの備えの強化 ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるた	率的・効果的な施設管理	令和5年度においては、関係機関と連携して
	模な事故や施設機能	模な事故や施設機能	   <指標>	め、4施設(草木ダム、味噌川ダム、南摩ダム、徳山ダム)	を進めるため、4施設(草	大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規
	低下、異常渇水等に	低下、異常渇水等に	・各年度の災害対応	で管理用制御処理設備の整備を行った。	木ダム、味噌川ダム、南 摩ダム、徳山ダム)で管	事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害
	備えた対策の強化等	備えた対策の強化等	訓練の実施回数	また、1施設(下久保ダム)の監査廊にWi-Fi設備の	理用制御処理設備の整	応訓練を 421 回 (対指標:107%) 実施すると
	により危機管理能力	により危機管理能力	H) IIVI > JCABEL JAC	整備を行った。	備を行った。	
	の向上を図り、危機的 状況に的確に対応す	の向上を図り、危機的 状況に的確に対応す	<ul><li>各年度の災害支援</li></ul>	関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に 伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した災害	また、1 施設 (下久保 ダム) の監査廊にW i -	に、災害支援協定等に基づく連携を強化する
	る。	1人(元(こり)推(ころ)心 9	協定等に基づく連携	対応訓練を 421 回実施するとともに、災害支援協定等に基づ	Fi設備の整備を行っ	を 78 回(対指標:122%)実施するなど危機
	また、災害発生時の	また、災害発生時の	を強化する取組回数	く連携を強化する取組を 78 回実施した。なお、これら実績	た。	能力の向上に積極的に取り組んだ。
	迅速な災害復旧工事	迅速な災害復旧工事		は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標と	<ul><li>関係機関と連携して、</li><li>土田塔地電 水 ハンフラ</li></ul>	
	等を的確に実施する	等を的確に実施する		して定められた第4期中期目標期間の平均実施回数(見込み)	大規模地震、水インフラ の老朽化に伴う大規模	
	とともに、保有する備	とともに、保有する備	<評価の視点>	393 回及び 64 回をともに上回る回数 (災害対応訓練実施回	な事故、異常渇水等の危	平成30年に「災害時における支援活動に関
	蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係	蓄資機材の情報共有・相互融通等、関係	危機的状況に備	数:107%、連携強化取組回数:122%)である。 また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活	機的状況を想定した災	協定」を締結した日本水道協会と可搬式浄水
	機関との連携を図る。	機関との連携を図る。	え、危機管理体制の	用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を	害対応訓練を 421 回実 施するとともに、災害支	   合同操作訓練を実施し、地震、風水害、渇水
	具体的には、以下の	具体的には、以下の	強化及び危機管理能力の向上を図り、	図った。	<ul><li>たりなどともに、火音又 接協定等に基づく連携</li></ul>	
	取組を行う。	取組を行う。	能力の向上を図り、   危機的状況に的確	備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、一般社団法	を強化する取組を 78 回	災害の発生時において、飲用水の確保、水道
			に対応したか。	人日本工業用水協会が整備している備蓄資材データベースに	実施した。なお、これら	等の早期復旧を迅速かつ適切に対応できるよ
(1)機構施設の危機	(1) 危機的状況に対	(1) 危機的状況に対	災害発生時に迅	保有する備蓄資機材の情報の共有化を継続するとともに、機	実績は、中期目標におい て困難度が「高」とされ	常時から操作方法の習熟を図るとともに、機
的状況への的確な対 応	する平常時からの備 えの強化	する平常時からの備 えの強化	速な災害復旧工事	構ウェブサイトにおいて、保有する備蓄資機材の情報を掲載 した。	ており、指標として定め	│ │備蓄している資機材に関する情報共有や今後
地震等の大規模災	大規模地震等の災	大規模地震等の災	を的確に実施すると	した。   危機管理体制維持のため4事業所の防災宿舎について改修	られた第4期中期目標	
害、水インフラの老朽		害や突発事象の発生	ともに関係機関との 連携を図ったか。	工事等を進めるとともに、全事務所において宿舎整備計画を	期間の平均実施回数(見	携強化に向けた意見交換を行うなど、危機管
	時、異常渇水時におい	時、異常渇水時におい	理携を凶つたか。	策定し、防災宿舎の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。	込み) 393 回及び 64 回 をともに上回る回数 (災	力を向上に務めた。
故、危機的な渇水等の	ても、用水供給に係る	ても、用水供給に係る		また、配備機材(ポンプ車等)の点検整備を行い必要なと	害対応訓練実施回数:	
危機時においても最低の	施設の機能が最低限	施設の機能が最低限		きに確実に稼働できる態勢とし、備蓄資材は、規格、数量等	107%、連携強化取組回	人和「ケット」の日の東西により神楽した。
低限必要な水を確保するため、日頃から危	維持できるよう、各種型機の本実を図る	維持できるよう、各種 設備の充実を図る。		の状況確認を行い適切に管理した。 可搬式浄水装置(2号機)の更新に伴い日量の造水量が変	数:122%) である。 また、非常時参集訓	令和5年7月10日の豪雨により被災した
機的状況を想定し、対	また、防災業務計画	また、防災業務計画		更となることから、可搬式浄水装置の管理に関する規程の一	練、設備操作訓練、備蓄	ダム、小石原川ダム、及び令和5年8月15日
応マニュアルの整備		を適宜見直し、実践的		部を改正し、適切な装置の運用を図った。	資機材等を活用した訓	風6号による洪水により被災した高山ダムに
	な訓練の実施等の			また、他機関の取水施設で発生した漏水事案を受けて、利	練等を実施することによ	て、災害復旧工事を実施した。
	様々な取組を進める。	様々な取組を進める。		根大堰において同様の事案が発生した場合を想定した業務継	り、危機管理能力の向上 を図った。	て、火音後山工事で天旭した。
	① ダム、堰及び水路	① ダム、堰及び水路		続計画(代替水源の確保等)を各関係利水者等と連携し策定	備蓄資機材の相互融	
機的状況の発生時には的確な対応を図る	の効率的・効果的な施 設管理を推進するた	の効率的・効果的な施 設管理を進めるため、		した。 なお、防災業務計画については、見直しを行う必要は生じ	通や情報共有を図るた	国、被災地方公共団体及びその他の関係機
は的確な別心を図ること。	め、管理用制御処理	4施設で管理用制御		なわ、例次未務可画に プロース	め、一般社団法人日本工	   ら災害等に係る支援の要請を受けたため、機
	設備を計画的に整備・	処理設備の整備を行		令和5年度は、13件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏	業用水協会が整備して いる備蓄資材データベ	
	更新する。また、ICT			水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、	ースに保有する備蓄資	
等を的確に実施する		また、災害発生時に		用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。	機材の情報の共有化を	し、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の
	活用を図り、災害発生時における的確な点	おける的確な点検や		なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう	継続するとともに、機構 ウェブサイトにおいて、	力を活かした支援等を行った。
新 貞 機 材 の 情 報 共 有、災害時の融通等、		応急復旧等の対応の ため、1 施設の監査廊		機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。	保有する備蓄資機材の	特に顕著な取組実績として、令和6年1月
関係機関との連携を	えを図る。	に Wi-Fi 設備の整備		本年度から2ブロックで試行した用地実務(中級)研修(用	情報を掲載した。	
図ること。		を行う。		地担当職員以外の職員対象 (事務職、技術職問わず))の中で	<ul><li>危機管理体制維持のため、有機管理体制維持のため、</li></ul>	に発生した令和6年能登半島地震の被災地で
	② 関係機関と連携	② 関係機関と連携		「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニ	め4事業所の防災宿舎 について改修工事等を	断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻
	して、大規模地震、水			ュアル」を配付し、補償業務関係掲示板内の保存場所も含め	進めるとともに、全事務	題となることが予想されたことから、1月5
	インフラの老朽化に	インフラの老朽化に		て周知徹底を図った。	所において宿舎整備計	緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地
	伴う大規模な事故、異常温水等の危機的状	伴う大規模な事故、異常温水等の危機的状		   (2)危機的状況への的確な対応	画を策定し、防災宿舎の 計画的な整備・維持管理	
	況を想定した訓練を	祝を想定した訓練を		(2)     機構が管理する施設において、安全点検が必要となる地震	計画的な登価・維持官理 に取り組んだ。	けて可搬式浄水装置2台を輸送開始した。1
	実施するとともに、備	実施するとともに、備		(震度5弱以上又はダム基礎地盤において25gal以上)が計	また、配備機材(ポン	日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着
	蓄資機材の情報共	蓄資機材の相互融通		9回発生した。	プ車等) の点検整備を行	   浄水装置を設置・運転調整を行い、1 月 9 日
	有・相互融通を図る。	や情報共有を図る。		これらの地震の発生に際し、迅速な情報収集・伝達を図る	い必要なときに確実に稼 働できる態勢とし、備蓄	
	また、非常時参集訓練の機構を制造の機構を制造した。	また、非常時参集訓練の機構を制度を		とともに、17 施設において延べ20回の臨時点検を行い、施	質材は、規格、数量等の	生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車
	練、設備操作訓練、備	練、設備操作訓練、備		設の安全の確保と用水の安定供給に努めた。	711 V/2018 V 20-11 V	生活用水を給水開始した。これにより、珠洲

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

蓄資機材等を活用し た訓練等の個別訓練 を実施することによ り、危機管理能力の向 上を図り、災害時や異 常渇水時等における 被害軽減に取り組む。 ③ 危機管理体制維 持のため、防災宿舎・ 備蓄資器材の適切な 整備・管理を行う。

④ 防災業務計画、 業務継続計画等につ いて、災害対応や防災 訓練等の結果を踏ま え、最新の情報や知見 を盛り込むなどの見 直しを適時・適切に行 い、危機管理体制の強 化を図る。

⑤ 水質事故や漏水 等、突発事象の発生に より取水や導水がで きなくなった場合に 速やかに水融通や代 替取水等の対応がで きるよう、対応マニュ アルの更新や必要に 応じた追加作成を適 時・適切に行うととも に、職員への周知徹底 を図ることで、危機管 理体制を強化する。

⑥ 災害復旧工事に おいて必要となる工 事用借地等に係る損 失補償を迅速かつ適 切に行うため、マニュ アルを職員に周知徹 底する。

(2) 危機的状況への 的確な対応

危機的状況が発生 した場合には、速やか に、施設被害の拡大防 止、最低限必要な用 水の確保及び供給並 びに施設機能の早期 回復を図る。

蓄資機材等を活用し た訓練等を実施する ことにより、危機管理 能力の向上を図り、災 害時や異常渇水時等 における被害軽減に 取り組む。

③ 危機管理体制維 持のため、防災宿舎に ついては、必要に応じ て改修を行うなど適 切な整備・管理を行

備蓄資機材につい ては、車両等機材の点 検整備や備蓄資材の 状態確認を行うなど 適切な管理を行う。

④ 防災業務計画、 業務継続計画等につ いて、災害対応や防災 訓練等の結果を踏ま え、最新の情報や知見 を盛り込むなどの見 直しを必要に応じて 適切に行い、危機管理 体制の強化を図る。

⑤ 水質事故や漏水 等、突発事象の発生に より取水や導水がで きなくなった場合に 速やかに水融通や代 替取水等の対応がで きるよう、必要に応じ て対応マニュアルの 更新や追加作成を行 うとともに、職員への 周知徹底を図ること で、危機管理体制を強 化する。

⑥ 災害復旧工事に おいて必要となる工 事用借地等に係る損 失補償を迅速かつ適 切に行うため、用地に 携わる職員以外の職 員も対象とした勉強 会を開催するなど、災 害時の復旧工事にお ける工事用借地に係 る損失補償マニュア ルを職員に周知徹底 する。

(2) 危機的状況への 的確な対応

危機的状況が発生 した場合には、速やか に、施設被害の拡大防 止、最低限必要な用 水の確保及び供給並 びに施設機能の早期 回復を図る。

① 防災業務計画及 ① 防災業務計画及

大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常渇水 等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄 資機材を5件活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな 施設の復旧を図った。

水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等 は発生しなかった。

なお、武力攻撃事態等が発生した場合に備え、関係機関と の合同訓練及び協力体制を継続したほか、国民保護業務計画 等に基づく国民保護措置等を迅速かつ的確に実施するための 情報収集及び情報発信体制を確保した。

令和5年7月10日の豪雨により、寺内ダム、小石原川ダム において、洪水調節容量内への異常堆砂の被害が発生したた め、施設機能の早期復旧を図るため小石原川ダムでは1月25 日から、寺内ダムでは3月19日から災害復旧工事を実施し た。

また、令和5年8月15日の台風6号による洪水により、高 山ダムにおいて、貯水池内に大量の流木が流れ込むなどの被 害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るため12月19 日から災害復旧工事を実施した。

(3) 特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)

都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行 (特定災害復旧工事に係るもの)業務は生じなかった。なお、 特定河川工事の代行要請に備え、支社局等を通じて都府県等 との情報共有を図った。

(4) 災害時等における他機関への支援

7月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り 切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡 県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。 防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精 通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえで ポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における 排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。

また、令和6年能登半島地震により国営信濃川下流土地改 良事業にて造成した右岸幹線用水路が漏水し早急に仮復旧す る必要があることから、北陸農政局より備蓄資材の支援要請 があり、利根導水総合事業所に保管している水輸送用塗覆装 鋼管 φ 1650mm を貸与した。

特に顕著な取組実績として、令和6年1月1日16時10分 に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地では、断水が 広範囲に及んでおり、用水の不足が極めて深刻な問題となる ことが予想されたことから、1月5日10時より可搬式浄水装 置による給水支援の準備を行うとともに、緊急災害対策支援 本部会議を開催して被災地に向けて可搬式浄水装置による給 水支援を行うことを決定し、装置を保管している愛知用水総 合管理所、利根導水総合事業所それぞれから能登半島に向け て装置の輸送を開始した。

同日19時50分、公益社団法人日本水道協会から「災害時 における支援活動に関する協定」に基づき、地震により水道 基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市に対して、可 搬式浄水装置による応急給水支援の要請を受けて、支援先を 珠洲市に決定した。

現地到着後は関係者との調整及び装置の組立・設置・試運 転調整を行い、1月9日の水質検査を経て、生活用水として 自衛隊、北陸地方整備局及び応急給水支援を行う地方自治体 の給水車両へ給水を開始した。

なお、この生活用水は、珠洲市総合病院や飯田小学校等の 避難所における入浴支援に使用され、被災された多くの方々 の身体を暖め、避難生活に疲れた心の癒やしになったと報道 されている。

給水支援にあたり緊急災害対策支援本部を設置し、支援要 員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援

状況確認を行い適切に 管理した。

 可搬式浄水装置(2号) 機)の更新に伴い日量の 造水量が変更となること から、可搬式浄水装置の 管理に関する規程の一 部を改正し、適切な装置 の運用を図った。

また、他機関の取水施 設で発生した漏水事案 を受けて、利根大堰にお いて同様の事案が発生 した場合を想定した業 務継続計画 (代替水源の 確保等) を各関係利水者 等と連携し策定した。

なお、防災業務計画に ついては、見直しを行う 必要は生じなかった。

・ 令和5年度は、13件の 漏水事故が発生したが、 いずれも「漏水事故対応 マニュアル」に基づき迅 速に対応を行ったこと で、用水供給の確保、被 害拡大の防止を図るこ とができた。

なお、本マニュアルに ついては、全職員が閲覧 できるよう機構内LAN の掲示板に掲示して周 知徹底を図ることで、危 機管理体制を強化して いる。

- 本年度から2ブロック で試行した用地実務(中 級)研修(用地担当職員 以外の職員対象(事務 職、技術職問わず))の中 で「災害時の復旧工事に おける工事用借地に係 る損失補償マニュアル」 を配付し、補償業務関係 掲示板内の保存場所も 含めて周知徹底を図っ
- 機構が管理する施設に おいて、安全点検が必要 となる地震(震度5弱以 上又はダム基礎地盤に おいて 25gal 以上) が計 9回発生した。

これらの地震の発生に 際し、迅速な情報収集・ 伝達を図るとともに、17 施設において延べ 20 回 の臨時点検を行い、施設 の安全の確保と用水の 安定供給に努めた。

大規模地震、施設の老 朽化に伴う大規模な損 傷、異常渇水等の発生時 において、可搬式浄水装 置、ポンプ車を含む備蓄 資機材を5件活用し、最 低限必要な用水の確保 及び速やかな施設の復 旧を図った。

合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された 多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの 報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に 基づく水質検査に合格したことから、飲用水とし ての給水を開始した。

珠洲市の生命線として、3月31日までに375万 『『この給水、延べ709名の職員を派遣しており、浄 水装置による給水開始により、金沢市内から7時 間以上かけて運搬していた自衛隊や地方自治体の 支援者の給水作業が大幅に軽減することとなった。 また、農林水産省北陸農政局からため池調査に

係る職員派遣の要請があり、1月13日より延べ237 名の職員を派遣し、1月14日より石川県内の点検 対象ため池 351 箇所の調査に加わり、ため池の点 検や水位低下作業などを実施した。

さらには、同地震により新潟県加茂市加茂地内 で管水路の漏水が発生したことから、北陸農政局 から備蓄資材の支援要請があり支援を実施した。

令和5年7月の梅雨前線による大雨では、機構 において防災態勢を執り切迫した状況であったが、 防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの 操作等に精通した職員により大川市に対して技術 的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与し た。これら困難な状況下における排水支援に対し て、大川市より後日感謝状を受領した。

このように、危機的状況に対する訓練実施や関 係機関等との連携を通じて、危機対応能力を高め ており、また、大規模災害等における被災地支援 に対し被災地の首長等から感謝状を受けるなど、 その信頼を得たことは、困難度「高」と設定した 項目に対して確実に成果を出したものとして高く 評価できるものである。

特に、令和6年能登半島地震への対応において は、給水支援等、大規模災害に対して的確かつ迅 速に対応し、被災地での早期の飲用水確保を実現 するなど、質的に顕著な成果があったものと認め られる。

以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努 力により、中期計画における所期の目標を上回る 成果が得られており、かつ質的に顕著な成果が得

び業務継続計画に基しび業務継続計画に基 づき、迅速な情報収 集・伝達を図るととも に、施設の安全の確保 と用水の安定供給に 努める。

② 大規模地震、施 設の老朽化に伴う大 規模な損傷、異常渇 水等の発生時におい て、可搬式浄水装置、 ポンプ車を含む備蓄 資機材等を活用し、最 低限必要な用水の確 保及び速やかな施設 | 保及び速やかな施設 の復旧を図る。

③ 武力攻擊事態等 が発生した場合には、 国民保護業務計画等 に基づき、対策本部の 設置、関係機関との緊 密な連携、施設の安全 確保等の国民保護措 置等を迅速かつ的確 に実施する。

④ 災害等の発生に 伴い、水資源開発施 設等に被害が発生し た場合には、迅速に応 急復旧を行うととも に、施設機能等の早期 回復を図るため災害 復旧工事を実施する。

(3) 特定河川工事の 代行(特定災害復旧

都道府県等を技術 | 工事に係るもの) 的に支援するため、機 独立行政法人水資 構法第19条の2第1 源機構法(平成14年 項に規定する特定河 法律第 182 号。以下 「機構法」という。) 川工事の代行(特定 災害復旧工事に係る 第19 条の2第1項に もの)の実施に向けた 規定する特定河川工 準備等を進めること。 事の代行(特定災害 また、都道府県知事等 | 復旧工事に係るもの) を都道府県知事等か から要請され、機構が 実施することが適当 ら要請された場合に 向けた準備等を進め であると認められる 場合には、機構が有す る。また、機構が実施 る知識・経験や技術等 することが適当であ を活用し、特定河川工」ると認められる場合 事の代行の適切な実 には、機構が有する知 識・経験や技術等を活 用し、特定河川工事の 代行の適切な実施を 図る。

(3) 災害時における 他機関への支援

施を図ること。

(2) 特定河川工事の

代行(特定災害復旧

工事に係るもの)

機構は、災害対策 る他機関への支援 基本法に基づく指定 機構は、災害対策 基本法(昭和36年法 公共機関に指定され ていることから、国、 律第223 号) に基づ 被災地方公共団体及 く指定公共機関に指 びその他の関係機関

づき、迅速な情報収 集・伝達を図るととも に、施設の安全の確保 と用水の安定供給に 努める。

> ② 大規模地震、施 設の老朽化に伴う大 規模な損傷、異常渇 水等の発生時におい て、可搬式浄水装置、 ポンプ車を含む備蓄 資機材等を活用し、最 低限必要な用水の確 の復旧を図る。

> ③ 武力攻擊事態等 が発生した場合には、 国民保護業務計画等 に基づき、対策本部の 設置、関係機関との緊 密な連携及び施設の 安全確保等の国民保 護措置等を迅速かつ 的確に実施する。

> ④ 災害等の発生に 伴い、水資源開発施 設等に被害が発生し た場合には、迅速に応 急復旧を行うととも に、施設機能等の早期 回復を図るため災害 復旧工事を実施する。

(3) 特定河川工事の 代行(特定災害復旧 工事に係るもの)

独立行政法人水資 源機構法(平成14年 法律第 182 号。以下 「機構法」という。) 第19条の2第1項に 規定する特定河川工 事の代行(特定災害 復旧工事に係るもの) を都道府県知事等か ら要請された場合に 向けた準備等を進め る。また、機構が実施 することが適当であ ると認められる場合 には、機構が有する知 識・経験や技術等を活 用し、特定河川工事の 代行の適切な実施を 図る。

(4) 災害時等におけ (4) 災害時等におけ る他機関への支援

機構は災害対策基 本法(昭和36年法律 第223号)に基づく指 定公共機関に指定さ 定されていることかしれていることから、

を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われ るよう、各種支援を的確に実施した。

なお、珠洲市では可搬式浄水装置による給水支援を開始す る前は、ほとんどの応急給水活動の給水車は金沢市から7時 間以上をかけて往復していたが、装置の稼働後は大幅に移動 時間が削減され給水作業の効率化が図られるとともに、自衛 隊をはじめ支援に駆けつけた地方自治体等支援者の負担軽減 にも繋がった。

1月9日に装置からの給水を開始し、3月31日時点で375 万以の給水、延べ709名の職員を派遣した。

加えて、農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池 を点検する職員派遣の要請を受け、1月13日よりため池点検 班として現地に派遣した。1月14日より点検作業を開始し、 3月31日までため池点検351箇所、延べ237名の職員を派 遣し、技術的な点検を実施した。

機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び 拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更な る向上に繋がった。

平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害 発生時に機構が所有する配備機材の運転等を機構に代わり実 施できる企業と災害支援に関する操作訓練、説明会を行うな ど、支援体制の強化を図った。また、追加の災害協定企業の 公募を行い応募した44社と災害協定を締結し、前年度締結し た149社と合わせて193社となり、更なる支援体制の整備を 図った。

また、「災害時における支援活動に関する協定」を締結して いる公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可 搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材 の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連 携強化を図った。

水資源開発施設等に 直接的な影響を及ぼす 武力攻撃事熊等は発生 しなかった。

なお、武力攻撃事態等 が発生した場合に備え、 関係機関との合同訓練 及び協力体制を継続し たほか、国民保護業務計 画等に基づく国民保護 措置等を迅速かつ的確 に実施するための情報収 集及び情報発信体制を 確保した。

令和5年7月10日の 豪雨により、寺内ダム、 小石原川ダムにおいて、 洪水調節容量内への異 常堆砂の被害が発生し たため、施設機能の早期 復旧を図るため小石原 川ダムでは1月25日か ら、寺内ダムでは3月19 日から災害復旧工事を 実施した。

また、令和5年8月15 日の台風6号による洪 水により、高山ダムにお いて、貯水池内に大量の 流木が流れ込むなどの被 害が発生したため、施設 機能の早期復旧を図る ため12月19日から災害 復旧工事を実施した。

都道府県知事等からの 要請に基づく特定河川 工事の代行(特定災害復 旧工事に係るもの)業務 は生じなかった。なお、 特定河川工事の代行要 請に備え、支社局等を通 じて都府県等との情報 共有を図った。

7月の梅雨前線による 大雨で機構において防 災態勢を執り切迫した 状況であったが、深刻な 浸水被害を受けていた 福岡県大川市から至急 のポンプパッケージの支 援要請を受けた。防災業 務に支障のない範囲でポ ンプパッケージの操作等 に精通した職員により大 川市に対して技術的指 導を行ったうえでポンプ パッケージを貸与した。 これら困難な状況下にお ける排水支援に対して、 大川市より後日感謝状 を受領した。

また、令和6年能登半 島地震により国営信濃 川下流土地改良事業に て造成した右岸幹線用 水路が漏水し早急に仮 復旧する必要があること から、北陸農政局より備 蓄資材の支援要請があ られていると認められることから、S評定とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)

<その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・排水支援活動に対し、関係自治体より感謝状な どが授与されており、評価に値する。特に能登 半島地震における機構の対応については、特筆 すべきものがある。また、設備の整備や各種訓 練を通じた対応能力の向上に係る取組みについ ては、今後とも継続して頂きたい。
- ・日頃からの災害対応訓練、災害支援協定に基づ く連携強化のための取組により、能登半島地震 において迅速かつ適切な給水支援に繋がったと して高く評価することができる。
- ・能登半島地震の発生に際しては、これまで培っ てきた経験と準備を生かし、迅速かつ機動的な 支援を実現した点は非常に高く評価することが できる。延べ946名の人数を現地に派遣した点 も評価の対象となる。こうした大規模な支援が 実現した背景には数多くの災害対応訓練、日本 水道協会との連携強化がある。今後も災害が発 生した場合には、水資源機構に期待される役割 はますます高まることが予想される。

から災害等に係る支 援の要請を受けた場 合において、水資源開 発水系における「安全 で良質な水の安定し の防止・軽減」という 害が顕在化又は拡大 業務に支障のない範 囲で、被害が顕在化又|術力を活かした支援 は拡大しないよう機 | 等を行う。 構の技術力を活かし た支援等に努めるこ

そのために、これま を踏まえ、引き続き関|強化を図る。 係機関等と災害支援 協定を締結するなど の連携を推進し、速や かな支援の実施等に 努めること。

場所や被災規模等の 階等で、関係機関等と 予見が難しく、発生時 の災害支援協定等に の状況把握にも時間 を要することから、災 | 行う。 害発生の可能性があ る段階等で支援体制 の準備を行う等、自発 的な判断も含めた支 援に努めること。

ら、国、被災地方公共 国、被災地方公共団 団体及びその他の関 係機関から災害等に 係る支援の要請を受 けた場合には、業務に た供給」と「洪水被害 | 支障のない範囲で、被 しないよう機構の技

また、関係機関等と の災害支援協定等に 基づき、合同訓練や情 報交換を実施し、支援 での災害支援の実績|体制の整備等の連携

災害等は発生場所 や被災規模等の予見 が難しく、発生時の状 況把握にも時間を要 することから、災害発 なお、災害等は発生 生の可能性がある段 基づき、支援の準備を

> 迅速な初動対応に つなげるため、平常時 より関係機関等と連 携を深め、支援可能な 内容や備蓄資機材に ついてあらかじめ情 報共有を行う。

体及びその他の関係 機関から災害等に係 る支援の要請を受け た場合には、業務に支 障のない範囲で、被害 が顕在化又は拡大し ないよう機構の技術 力を活かした支援等 を行う。

また、関係機関等と の災害支援協定等に 基づき、合同訓練や情 報交換を実施し、支援 体制の整備等の連携 強化を図る。

災害等は発生場所 や被災規模等の予見 が難しく、発生時の状 況把握にも時間を要 することから、災害発 生の可能性がある段 階等で、関係機関との 災害支援協定等に基 づき、支援の準備を行

迅速な初動対応に つなげるため、平常時 より関係機関等と連 携を深め、支援可能な 内容や装備について あらかじめ情報共有 を行う。

り、利根導水総合事業所 に保管している水輸送 用塗覆装鋼管φ1650mm を貸与した。

特に顕著な取組実績 として、令和6年1月1 日16時10分に発生した 「令和6年能登半島地 震」の被災地では、断水 が広範囲に及んでおり、 用水の不足が極めて深 刻な問題となることが予 想されたことから、1月 5日10時より可搬式浄 水装置による給水支援 の準備を行うとともに、 緊急災害対策支援本部 会議を開催して被災地 に向けて可搬式浄水装 置による給水支援を行 うことを決定し、装置を 保管している愛知用水 総合管理所、利根導水総 合事業所それぞれから能 登半島に向けて装置の 輸送を開始した。

同日 19 時 50 分、公益 社団法人日本水道協会 から「災害時における支 援活動に関する協定」に 基づき、地震により水道 基幹施設等に甚大な被 害を受けた石川県珠洲 市に対して、可搬式浄水 装置による応急給水支 援の要請を受けて、支援 先を珠洲市に決定した。

現地到着後は関係者 との調整及び装置の組 立・設置・試運転調整を 行い、1月9日の水質検 査を経て、生活用水とし て自衛隊、北陸地方整備 局及び応急給水支援を 行う地方自治体の給水 車両へ給水を開始した。

なお、この生活用水 は、珠洲市総合病院や飯 田小学校等の避難所に おける入浴支援に使用 され、被災された多くの 方々の身体を暖め、避難 生活に疲れた心の癒やし になったと報道されてい る。

給水支援にあたり緊 急災害対策支援本部を 設置し、支援要員の手配 や支援先との連絡調整、 災害対応に係る技術的 支援を行うなど、現場に おける支援活動が円滑 かつ確実に行われるよ う、各種支援を的確に実 施した。

なお、珠洲市では可搬 式浄水装置による給水 支援を開始する前は、ほ とんどの応急給水活動

	T	
ļ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		の給水車は金沢市から 7 時間以上をかけて往
		「中間以上をかりて任   復していたが、装置の稼
		では、
		が削減され給水作業の
		効率化が図られるととも
		に、自衛隊をはじめ支援
		に駆けつけた地方自治
		体等支援者の負担軽減
		にも繋がった。
		1月9日に装置からの
		給水を開始し、3月31日
		時点で 375 万兆の給水、
ļ ,		延べ709名の職員を派遣した。
ļ ,		加えて、農林水産省北
ļ ,		陸農政局から被災地の
ļ ,		未点検ため池を点検す
ļ ,		る職員派遣の要請を受し
ļ ,		け、1月13日よりため
		池点検班として現地に
		派遣した。1月14日よ
		り点検作業を開始し、3
		月 31 日までため池点検 351 第正 - 延 i 227 名の
		351 箇所、延べ 237 名の   職員を派遣し、技術的な
		「
		・ 機構の技術力を活かし
		た支援等により、被害の
ļ ,		顕在化及び拡大防止を 図るとともに、機構の有
		図るとともに、機構の有
		y 3 元機利心能力の失
		なる向上に繋がった。 平常時においては、迅
		速な初動対応につなげる
		ため、災害発生時に機構が所有する配備機材の
		が別有する配備機材の
		実施できる企業と災害
		実施できる企業と災害 支援に関する操作訓練、
		説明会を行うなど、支援
		体制の強化を図った。ま た、追加の災害協定企業
ļ		の公募を行い応募した
ļ		44 社と災害協定を締結 し、前年度締結した 149
		し、前年度締結した 149
		社と合わせて193社となり、 思わる土壌体制の酸
ļ ļ		り、更なる支援体制の整備を図った。
ļ ļ		また、「災害時におけ
ļ ļ		る支援活動に関する協定」を締結している公益
ļ ļ		定」を締結している公益
		社団法人日本水道協会
		との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合
		┃
		ともに、備蓄資機材の相 互融通にかかる意見交
		互融通にかかる意見交
		換を行い、支援体制の整
		to
		・ これらの取組により、
		│ 困難度を高く設定した │
		目標について、目標の水
		準を満たし、質的に顕著   な成果が得られたと者
		な成果が得られたと考 え、S評価とした。
		<課題と対応>
		特になし。
4. その他参考情報		
特になし。		

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 - 1 - 4	施設機能の確保と向上									
業務に関連する政策・施	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第12条第1項2号							
策	施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)								
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22							
度		レビュー								

#### 2. 主要な経年データ ① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 (参考) R 4年度 | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 R 4年度 R 5年度 R7年度 R 6年度 前中期目標期 間最終年度値 インフラ長寿命化計 予算額(千円) (注1) 10 回 13 回 45, 658, 521 49, 762, 309 画 (個別施設計画) (23 回) の新規策定又は見直 (注6) し回数 インフラ長寿命化計 16 地区 17 地区 (注1) 決算額 (千円) 43, 976, 813 47, 460, 264 画 (個別施設計画) (18 地区) の見直しに向けた機 (注6) 能診断を行った地区 ダム定期検査「計画 6 施設 9施設 経常費用 (千円) 114, 032, 433 117, 229, 840 值](注2) 9施設 6 施設 9施設 ダム定期検査「実績 経常利益(千円) $\triangle 428,948$ $\triangle 204,644$ 值 行政コスト (千円) 達成度 100% 100% 114, 021, 919 118, 631, 635 ダム等管理フォローア 従事人員数 6 施設 4施設 852 884 ップ施設数[計画値] (注2) ダム等管理フォローア 5施設 6 施設 4施設 ップ施設数 [実績値] 達成度 100% 100%

- 〈指標〉インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の新規策定又は見直しを行った回数。
  - インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の見直しに向けた機能診断を行った地区数
- (注1)機構が管理する54施設の内、(今中期目標期間中)ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している。
- (注2) 令和4年度計画において、ダム定期検査を6施設、ダム等の管理に係るフォローアップを6施設で計画している。
- (注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注4) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。
- (注5)従事人員数は、1月1日時点。
- (注6)()は今中期目標期間中の累計を記載。

3.各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
水資源を巡るリス	水資源を巡るリス	水資源を巡るリス	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定:B	評定 B		
クに対応し、水の安定 供給を実現するため	クに対応し、水の安定 供給を実現するため	クに対応し、水の安定 供給を実現するため	_	   (1)予防保全型のインフラメンテナンスの推進	・ ダムの安全管理につい	ダムの定期検査、水路等施設の機能診断調査等		
には、既存施設の徹底	には、既存施設の徹底	には、既存施設の徹底		ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおい	ては、特定施設ダムの9	を計画どおりに実施し、その結果を踏まえ、ダム		
活用が重要であるこ	活用が重要であるこ	活用が重要であるこ	<指標>	て定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダ	ダムにおいて定期検査を 計画どおり実施するとと			
とから、引き続き確実 な施設機能の確保と	とから、引き続き確実 な施設機能の確保と	とから、引き続き確実 な施設機能の確保と	・インフラ長寿命	ムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特 定施設ダムの1ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。	もに、利水ダムの2ダム	等施設において個別施設計画の見直し・新規作成		
向上に取り組むこと。	向上に取り組む。	向上に取り組む。	化計画(個別施設	特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利	において河川管理者が 実施する検査を受検し	を実施するとともに、水路等施設において機能診		
確実な施設機能の	また、ダムの長寿命	また、ダムの長寿命	計画)の新規策定 又は見直し回数	水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催	た。また、特定施設ダム	断調査等を17地区実施した。		
確保のため、水資源開 発施設等用地の適切	化、施設能力の最大 発揮のための柔軟で	化、施設能力の最大 発揮のための柔軟で	人は元世の日外	し施設の状態について認識の共有を図った。 ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を	の1ダムにおいて総合点 検を計画どおり実施し			
な保全、計画的な施	信頼性のある運用、高	信頼性のある運用、高	・インフラ長寿命	高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を実施	恢 <i>と</i> 計画とわり美麗し   た。	ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に		
設・設備の点検等に加	機能化のための施設	機能化のための施設	化計画(個別施設	した。また、長良川河口堰を除く4堰(利根川河口堰、旧吉	特定施設ダムにおいて	基づき、4 施設(味噌川、比奈知、琵琶湖、旧吉野		
えて、定期的な機能診	改良等の既設ダムの	改良等の既設ダムの	計画)の見直しに	野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰)でレベルⅡ地震動に	は、この機会を利用し、 2ダムで利水者との意見			
断を実施することに より、施設の状態を確	有効活用に向けた取 組を推進する。	有効活用に向けた取 組を推進する。	向けた機能診断を 行った地区数	対する耐震性能照査を進め、全ての堰について耐震性能照査 を完了した。	交換や施設見学を行う	川河口堰)で定期報告書を作成し、公表した。		
実に把握すること。	さらに、施設管理に	さらに、施設管理に	11 ~ (C)四户30	霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を	管理状況報告会等を開催し施設の状態について			
今後、老朽化した施	附帯する業務や発電	附帯する業務や発電		迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行	認識の共有を図った。	UAV や水中ドローン、移動設置型振動診断装置、		
設が更に増加することから、政府が定めた	等の受託業務及び河川管理施設の管理の	等の受託業務及び河川管理施設の管理の		を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制の強化を図った。	・ダム等施設の耐震性能の対象となる。	リアルタイム状態監視装置等の ICT 等新技術を活		
インフラ長寿命化基	受託について、ダム群	受託について、ダム群	<評価の視点>	貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25	の強化を図り、安全性に 係る信頼を高めるため	用し、調査、点検、診断等を効率化及び高度化を		
本計画 (平成 25 年 11	の一体的な管理を含	の一体的な管理を含	確実な施設機能	ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施すると	に、ダム付属施設等を対	図った。		
月)及びこれに基づき 主務省が策定・改定し	めて的確に実施する。 具体的には、以下の	めて的確に実施する。 具体的には、以下の	の確保と向上に取り 組んでいるか。	ともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25 ダムで 施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施	象に耐震性能照査を実施した。また、長良川河			
たインフラ長寿命化	取組を行う。	取組を行う。	既設ダムの有効活	一 した。	口堰を除く4堰(利根川			
計画(行動計画)を踏	(1) 予防保全型のイ	(1) 予防保全型のイ	用に向けた取組を推	これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、3	河口堰、旧吉野川河口 堰、今切川河口堰、筑後	国土交通省、県、土地改良区及び電力会社等か		
まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を	ンフラメンテナンスの 推進	ンフラメンテナンスの 推進	進しているか。 河川管理施設の	堰、1水路について個別施設計画の見直しを行った。 利用川河口堰の土担塩地震対策については、緊急性が真く	大堰)でレベルⅡ地震動	ら24件の施設管理に附帯する業務、発電事業者か		
重点的に推進し、維持	推進   「独立行政法人水	推進   「独立行政法人水	管理の受託について	利根川河口堰の大規模地震対策については、緊急性が高く 集中的な改築を要することから、速やかに関係機関と調整を	に対する耐震性能照査	ら 19 施設における発電業務を受託し的確に実施		
管理・更新に係るトー	資源機構インフラ長	資源機構インフラ長	的確に実施している	進めるとともに、事前評価を適切に実施した。その結果、事	を進め、全ての堰につい て耐震性能照査を完了	し、令和5年度は、新たに国土交通省が管理する		
タルコストの縮減を	寿命化計画(行動計画)となる。	寿命化計画(行動計画)となる。	カュ。	業の必要性や有効性等が確認されたことから、施設の改築事業化について所要の手続きを進め主務大臣から事業実施計画	した。	下筌ダムの管理業務を受託し、的確な洪水調節操		
図りつつ、ロボットや ICT 等の新技術や新	画)」に基づき、施設の特性を考慮した予	画)」に基づき、施設の特性を考慮した予		業化について所要の手続きを進め土務人足がら事業夫旭計画の認可を得た。	・ 霞ヶ浦開発施設では、 管理所から遠方にある	  作、利水補給等を実施した。		
材料を活用した点検・	防保全型のインフラ	防保全型のインフラ		水路等施設については、令和3年度に全20施設において調	施設の点検を迅速に行	177 1333111371 3 6 3 6 3 6 7 6 6		
診断・補修等の高度				査結果を踏まえた機能保全計画(個別施設計画)の見直しを	えるよう、WEBカメラ を利用した施設点検の			
化・効率化により、施 設が有する機能を将		な実施による維持管理・更新に係るトータ		実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断	試行を開始する等、大規	が高い人が出いる場合には一直によって、からには一方は		
来にわたって適切に				調査を計画的に実施した。	模地震に備え、ICT等	川河口堰大規模地震対策、吉野川下流域用水、筑		
発揮できる、持続可能		技術等の普及促進に		豊川用水など4施設において適切な機能保全対策を行うな	新技術を活用した監視 体制の強化を図った。	後川下流用水総合対策の事業実施計画の認可を得		
なインフラメンテナンスに向け、計画的に取	よるインフラメンテナンスの効率化・高度化	よるインフラメンテナンスの効率化・高度化		と、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。 大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照	<ul><li>貯水池堆砂対策等を</li></ul>	た。		
り組むこと。				査を実施した(北総東部用水、愛知用水)。	含めた施設の長寿命化 に向けて、全25ダムで	また、群馬用水施設改築の認可申請を行った。		
また、機構が管理す				機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理	堆砂測量を行い貯水池			
るダム等施設について、「ダム再生ビジョ		た水インフラが持つ 機能が将来にわたっ		運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。	内の堆積状況調査を実 施するとともに、施設の	   こうした平時からの施設機能の確保・向上に向		
ン」(平成 29 年 6 月	て適切に発揮できる			これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策	老朽化に関する状態把	1) 12 下如飲え (4) へんしつ (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		
国土交通省)を踏ま	持続可能なインフラ	持続可能なインフラ		が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重	握のため、全25ダムで			
え、ダムの長寿命化、	メンテナンスを推進	メンテナンスを推進		ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業が無力を表する。	施設管理規程・同細則に 基づくダム施設の計測、	所期の目標を達成していると認められることから		
施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼		する。 ① ダムの安全管理		る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第 三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、令和6年度から	点検を実施した。	B評定とした。		
性のある運用、高機能	ついては、日常管理に	については、日常管理		の事業着手に向けて所要の手続きを進め、事業実施計画の認	これらの調査やダム定 期検査の結果を踏まえ、			
化のための施設改良		における巡視・点検に		可申請を実施した。	9ダム、3堰、1水路に	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>		
等の既設ダムの有効 活用に向けた取組を		加え、3年又は5年に 1回程度の頻度で行		電気通信設備維持管理計画作成手順(案)及び機械設備管 理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を	ついて個別施設計画の 見直しを行った。	(特になし)		
推進するとともに、水		う定期検査について、		実施し、矢木沢ダムほか8施設において、機能保全計画(維	・ 利根川河口堰の大規	(13 (2-3 0)		
資源開発、水資源管	また、ダム等施設の	特定施設ダムでは9		持管理計画)の見直しを実施した。併せて、本機能保全計画	模地震対策については、			
理分野における新たな技術力を向上させ、				を電気・機械設備の整備・更新計画に反映させ、ライフサイ	緊急性が高く集中的な 改築を要することから、			
な区別のこので、	ア、女王はに示る后棋	ムには4クムで個川			速やかに関係機関と調	<その他事項>		
				90				

この分野において日|を高めるために、大規|管理者が実施する検 本国内のみならず、世 界をリードするよう な持続可能なダム管 理を推進する観点か ら DX を積極的に推 進すること。

12 条第1項第2号ハ の規定に基づく施設 管理に附帯する業務 や発電等の受託業務 | 直しを行う。 及び機構法第17条第 5項の規定に基づく 河川管理施設の管理 | 地震対策等、緊急性 | 耐震性能の強化を図 の受託について、ダム 群の一体的な管理を 含めて的確に実施す ること。

加えて、既存施設の 徹底活用や、予防保 に、事業の必要性、効 全型のインフラ老朽 | 率性、有効性等の観 | 化対策を行っても、な 点から事前評価を適 お適切な施設機能の|切に実施し、施設の改 確保が困難な場合そ の他施設の改築等を 事業化することが合 改築等の事業化も含 めて検討すること。

なお、機構が管理す る施設は、国、地方公 共団体、各種用水の 利水者等、関係機関 が多岐にわたり、その | 図りつつ適時・適切な | 改築等に当たっては|機能保全対策を行う 関係者の合意形成や 費用負担が必要とな ることから、関係者と 施設の長寿命化に向 けた共通認識を醸成 | 水管理の効率化を踏 | しつつ、施設の戦略的 まえた施設改良、老朽 な維持管理・更新への 設備投資の平準化に 留意すること。

模地震に対する耐震 性能照査を実施する。 あわせて大規模地震 に備え、ICT 等新技術 を活用した監視体制 を強化する。さらに、 さらに、機構法第|貯水池堆砂対策等を 含めた施設の長寿命 化に向けた調査を行 い、個別施設計画の見

> 特に、施設機能の回 | 復又は向上、大規模 が高く短期間で集中 的な改築を要するダ ム等施設については、 速やかに関係機関と 調整を進めるととも |築等の事業化も含め て検討する。

理的な場合には、主務 | ては、個別施設計画の | 大臣や利水者等と調 | 見直しに向けて、施設 | 水路、3堰で行う。 整を図りつつ、施設の の機能診断調査によ り劣化状況を把握す るとともに、水理性能 の検証や耐震性能照 査の結果も踏まえて、 利水者とのリスクコ ミュニケーションを など、ストックマネジ メントの取組を展開

② 水路等施設につい

特に、地域の状況や 化対策、大規模地震 対策等、緊急性が高く 短期間で集中的な改 築を要する水路等施 設については、速やか に関係機関と調整を 進めるとともに、事業 の必要性、効率性、有 効性等の観点から事 前評価を適切に実施 し、施設の改築等の事 業化も含めて検討す | 適切な機能保全対策

③ ダム・水路等施設 の電気・機械設備に係 る保全計画について、 更なるライフサイク ルコストの低減、施設 の長寿命化及び確実 な機能維持を図るた

査を受検する。特定施 設ダムにおいては、こ の機会を利用し、利水 者との意見交換や施 設見学を行う管理状 況報告会等を開催し、 施設の状態について 認識の共有を図る。30 年程度に1回の頻度 で行う総合点検につ いては、特定施設1ダ ムで実施する。

また、ダム等施設の り、安全性に係る信頼 を高めるために、大規 模地震に対する耐震 性能照査を実施する。 あわせて大規模地震 に備え、ICT等新技 術を活用した監視体 制を強化する。さら に、貯水池堆砂対策 等を含めた施設の長 寿命化に向けた調査 を行い、個別施設計画 の見直しを9ダム、1

特に、施設機能の回 復又は向上、大規模 地震対策等、緊急性 が高く短期間で集中 的な改築を要するダ ム等施設については、 速やかに関係機関と 調整を進めるととも に、事業の必要性、効 率性、有効性等の観 点から事前評価を適 切に実施し、施設の改 築等の事業化も含め て検討する。

② 水路等施設につ いては、個別施設計画 の見直しに向けて、施 設の機能診断調査を 計画的に実施するこ とにより劣化状況を 把握するとともに、水 理性能の検証や耐震 性能照査の結果も踏 まえて、利水者とのリ スクコミュニケーシ ョンを図りつつ適時・ を行うなど、ストック マネジメントの取組 を展開する。

特に、地域の状況や 水管理の効率化を踏 まえた施設改良、老朽 化対策、大規模地震 対策等、緊急性が高く

クルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確 保を図った。

UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアル タイム状態監視装置、管理CIM等のICT等新技術を活用 して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。 また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる 等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、 ダム放流設備を遠隔操作するための施設整備等を実施した。 ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用い た堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、 ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視 カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化に向 けた検討を行い、職員が行う河川巡視と同等の検知が行える ことを確認した。

また、ゲート放流開始前などに職員が実施する河川巡視に ついて、CCTV等の監視カメラとAIによる画像解析技術 を組み合わせた河川管理システムを構築し、実証実験を実施 した結果、課題等はあるものの職員が行う河川巡視と概ね同 等の検知が行えることを確認した。

利根川河口堰大規模地震対策事業に関する事業実施計画の 策定に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うと ともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣への申請を行 い、認可を得た。

思川開発事業における事業費200億円増に伴う事業実施計 画の変更(第6回)については、関係機関に対し必要な情報 提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣 へ認可申請を行い、認可を得た。

利根大堰等ほか6施設に関する施設管理規程の変更に当 たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、 関係利水者等と協議を調え、主務大臣から認可を得た。

また、吉野川下流域用水事業及び群馬用水施設改築事業に 関する事業実施計画の策定に当たっては、関係機関に対し必 要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、 主務大臣への申請を行い吉野川下流域用水事業については認 可を得た。

地上権再設定の推進を目的として、地上権再設定推進連絡会 議を設置するとともに、補償業務規程を改正し、再設定計画の 毎年度の策定を義務付け、関係する全事務所で地上権再設定計 画を策定した。

地上権再設定は、関係機関(国土交通省、地方法務局、土 地改良区等)との情報交換(相談等含む)及び協力体制の維 持を図りながら連携して実施した。また、房総導水路、成田 用水及び三重用水等において、地上権再設定契約を進捗させ た。

#### (2)機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用

ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、4施設 について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を 適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。

カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活 用に関する取組(ダムの高度化運用)として10ダムで高度化 運用の試行要領を策定、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠 組みを利用することにで高度化運用を実施できる体制を整備 し、8 ダムで 15 回の高度化運用を実施することで再生可能エ ネルギーの取組を推進した。

また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川 ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水によ る貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネル ギーを活用する取組を行った。

早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に放流設備 増設のための工事を契約し、放流設備3門増設等の工事を施 工している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年 度から事業に着手し放流設備設計、地質調査等を実施し、旧 吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度

整を進めるとともに、事 前評価を適切に実施し た。その結果、事業の必 要性や有効性等が確認 されたことから、施設の 改築事業化について所 要の手続きを進め主務 大臣から事業実施計画 の認可を得た。

は、令和3年度に全20施 設において調査結果を 踏まえた機能保全計画 (個別施設計画)の見直 しを実施しており、今年 度は次回の見直しに向 けて、17施設においてコ ンクリート構造物の劣 化診断や管内調査等の 機能診断調査を計画的 に実施した。

・ 水路等施設について

豊川用水など4施設 において適切な機能保 全対策を行うなど、スト ックマネジメントの取組 を着実に展開した。

大規模地震対策の必 要性について水路等施 設の耐震性能照査を実 施した(北総東部用水、 愛知用水)。

機能診断調査や耐震 性能照査の結果等を踏 まえつつ、管理運営協議 会等の場を活用し、利水 者とのリスクコミュニケ ーションを水路等全 20 施設で実施した。

これまでの機能診断 調査の結果により、早急 に老朽化対策が必要と される群馬用水施設に ついて、関係者との協議 を重ねた上で事業計画 案をとりまとめ、農業用 水、水道用水に係る事業 の事前評価を実施し、評 価の内容は適切であると の第三者委員からの意 見を得た。それを踏まえ、 令和6年度からの事業 着手に向けて所要の手 続きを進め、事業実施計 画の認可申請を実施し

電気通信設備維持管 理計画作成手順(案)及 び機械設備管理指針に 基づき、点検結果を踏ま えた各設備の健全度評 価を実施し、矢木沢ダム ほか8施設において、機 能保全計画(維持管理計 画) の見直しを実施し た。併せて、本機能保全 計画を電気・機械設備の 整備・更新計画に反映さ せ、ライフサイクルコス トの低減、設備の長寿命

(外部有識者からの主な意見)

・今後とも、機構の技術力を発揮し、コスト縮減 や新技術の活用を図りつつリスクを考慮した必 要な取り組みを適切に実施されたい。

め、設備点検の結果及 び技術の進捗を踏ま えて適時・適切に見直 しを行う。

④ ICT 等新技術を 活用し、不可視部分の 調査や上空からの面 的な調査等、点検、診 断、補修等の効率化・ 高度化を図ることに より、維持管理コスト の抑制に留意しつつ、 コスト面も含め、持続 可能なインフラメン テナンスを計画的に 実施する。また、ICT 化をダム管理全体に 展開し、施設操作のバ ックアップ・二重化に 向けた遠隔操作等や ICT 技術を活用した ロックフィルダム堤 体のリアルタイム挙 動把握等、既存の点 検等技術と ICT 等新 技術を融合させるな ど、コスト面も含め、 持続可能で高度なダ ム管理を推進し、出水 規模の増大等の年々 増す外力に対応する。 ⑤ 事業実施計画又 は施設管理規程の策 定・変更に伴い、費用 の負担割合等を決定 する場合には、費用負 担者に対して必要な 情報提供を行うとと もに、関係機関との円 滑な調整を図る。

⑥ 水資源開発施設 等を適切に管理・運用 するためには、権利適が 係を含め用地を要が に保全する必と り、関係機関 り、地上権の 着実な実施を図る。 ④ ICT等新技術 を活用し、不可視部分 の調査や上空からの 面的な調査等、点検、 診断、補修等の効率 化・高度化を図ること により、維持管理コス トの抑制に留意しつ つ、コスト面も含め、 持続可能なインフラ メンテナンスを計画 的に実施する。また、 |持続可能で高度なタ ム管理を推進するた めにICT化をダム 管理全体に展開し、施 設操作のバックアッ プ・二重化に向けた遠 隔操作やICT技術 を活用したロックフ ィルダム堤体のリア ルタイム挙動把握な ど、既存の技術とIC T等新技術の融合に ついて検討を行う。

⑥ 地上権の更多の事等の 地上権の更をといる。 新国のの制度を が大きな、関係機関と が大きな、関係と が大きな、関係と が大きな、関係と が大きな、成立 が大きな、 がたきな、 がたきな、 がたきな、 がたままた。 がたまた。 がたままた。 がたままた。 がたままた。 がたまた。 はたまた。 がたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたまた。 はたる。 から事業に着手し門柱・護岸等の耐震設計を実施するなど、 既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。

また、利根川河口堰、筑後大堰でレベルⅡ地震動に対する 耐震性能照査を進め、このうち、利根川河口堰については、 大規模地震対策に係る事業計画を作成し、事業評価等、事業 化に係る所要の手続きを進め主務大臣から事業実施計画の認 可を得た。

#### (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施

国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から24件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を19の管理施設において的確に実施した。

令和5年度は、新たにダムの管理受託を開始した国土交通省の下筌ダムについて、「下筌ダムの管理に関する協定書」及び「下筌ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。また、国土交通省が管理する横山ダムの管理受託に向けて、関係機関協議を行い「横山ダムの管理に関する協定書」を令和5年12月22日に、「横山ダムの管理に関する細目協定書」を令和6年3月25日に締結した。柳瀬ダムについても令和3年度以降、ダムの管理を継続して受託するなど、機構の有するダム管理技術を展開して、機構ダムと一体的なダム管理を的確に実施した。

化及び確実な施設機能 の確保を図った。

・ 利根川河口堰大規模 利根州河口堰大規模 利根州第事業に関係機関を 対しとともに、関係機関を 対しとともに、関係機関を 対うとともに、関係が 者等と協議を調え、主務 大臣への申請を行い、 可を得た。

・ 利根大堰等ほか6施設 に関する施設管理規程 の変更に当たっては、関 係機関に対し必要な情 報提供を行うとともに、 関係利水者等と協議を

(2) 機構施設の機能 確保・向上、既存施設 の有効活用

ダム等施設の管理 に係るフォローアッ プ制度に基づき、施設 の運用を含めた事業 の効果等の分析・評価 を適切に実施する。

また、ダム等の長寿 命化、施設能力の最 大発揮のための柔軟 で信頼性のある運用、 高機能化のための施 設改良等の既設ダム の有効活用に向けた ダム再生の取組を推 進し、必要と判断され る事業については、関 進し、必要と判断され 係機関と調整を進め、 事業の必要性、効率 性、有効性等の観点か 事業の必要性、効率 ら事前評価を適切に 実施し、施設の改築等 の事業化も含めて検 討する。

(3) 他機関施設の管 理受託の的確な実施 施設管理に附帯する 業務及び委託に基づ き実施する発電に係 る業務について、的確 な実施を図る。

また、機構法第 12 条第1項第2号ハに 規定する施設の管理 について、的確に実施 する。

(2) 機構施設の機能 確保・向上、既存施設 の有効活用

ダム等施設の管理 に係るフォローアッ プ制度に基づき、施設 の運用を含めた事業 の効果等の分析・評価 を4施設で適切に実 施する。

また、ダム等の長寿 命化、施設能力の最 大発揮のための柔軟 で信頼性のある運用、 高機能化のための施 設改良等の既設ダム の有効活用に向けた ダム再生の取組を推 る事業については、関 係機関と調整を進め、 性、有効性等の観点か ら事前評価を適切に 実施し、施設の改築等 の事業化も含めて検 討する。

(3) 他機関施設の管 理受託の的確な実施

施設管理に附帯す る業務及び委託に基 づき実施する発電に 係る業務について、的 確な実施を図る。

また、機構法 12 条 第1項第2号ハに規 定する施設の管理を 受託した場合には、的 確な管理を行う。

調え、主務大臣から認可 を得た。

また、吉野川下流域用 水事業及び群馬用水施 設改築事業に関する事 業実施計画の策定に当 たっては、関係機関に対 し必要な情報提供を行 うとともに、関係利水者 等と協議を調え、主務大 臣への申請を行い吉野 川下流域用水事業につ いては認可を得た。

地上権再設定の推進を 目的として、地上権再設 定推進連絡会議を設置す るとともに、補償業務規 程を改正し、再設定計画 の毎年度の策定を義務付 け、関係する全事務所で 地上権再設定計画を策 定した。

地上権再設定は、関係 機関(国土交通省、地方 法務局、土地改良区等) との情報交換(相談等含 む) 及び協力体制の維持 を図りながら連携して実 施した。また、房総導水 路、成田用水及び三重用 水等において、地上権再 設定契約を進捗させた。

ダム等の管理に係るフ オローアップ制度に基づ き、4 施設について施設 等の運用も含めた事業 の効果等の分析・評価を 適切に行い、「定期報告 書」を作成し、公表した。 カーボンニュートラル に向けた発電に資する既 存ダムの活用に関する取 組(ダムの高度化運用) として 10 ダムで高度化 運用の試行要領を策定、 5ダムで既存の弾力的 管理試験の枠組みを利 用することにで高度化運 用を実施できる体制を 整備し、8 ダムで 15 回 の高度化運用を実施す ることで再生可能エネル ギーの取組を推進した。 また、矢木沢ダムでは、 国土交通省関東地方整 備局利根川ダム統合管 理事務所、発電事業者と 連携を図り、融雪水によ る貯留を担保に、事前に 発電にて放流を行って 未利用エネルギーを活 用する取組を行った。 早明浦ダム再生事業に

ついては、令和5年4月 に放流設備増設のため の工事を契約し、放流設 備3門増設等の工事を 施工している。また、寺

		よじょでルカルト
		内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着質調査学業に過ごと、信題が高い。旧書明川本で、大規模地で、大規模地で、一方のでは、今和5年度がら事事業には、一方ので
		作、利水補給等を実施した。また、国土交通省が管理する横山ダムの管理で、関係機関協議を行い「横山ダムの管理に関する協定書」を令和5年12月22日に、「横山ダムの管理に関する細目協定書」を令和6年3月25日に締結した。柳瀬ダムについても令和3年度以降、ダムの管理を継続して受託するなど、機構の見思した。
4. その他参考情報		ダム管理技術を展開して、機構ダムと一体的な ダム管理を的確に実施 した。         ・ これらの取組により、 中期計画における所期 の目標を達成することが できたと考え、B評価と した。         <課題と対応> 特になし。
特になし。		

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 - 1 - 5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施									
業務に関連する政策・施	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第12条第2項							
策	施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)								
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業								
度		レビュー								

. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間実績(見込 み)値		R 5 年度	R 6 年度	R7年度				R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R 7年度	
我が国事業者の参入 を目指して機構が行っ た海外調査等の件数	_	18 件	13 件	7件					予算額(千円)	45, 658, 521	49, 762, 309			
									決算額(千円)	43, 976, 813	47, 460, 264			
									経常費用 (千円)	114, 032, 433	117, 229, 840			
									経常利益 (千円)	△428 <b>,</b> 948	△204, 644			
									行政コスト (千円)	114, 021, 919	118, 631, 635			
									従事人員数	852	884			

- 〈指標〉我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数
- (注1) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注2)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
- (注3) 従事人員数は、1月1日時点。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	び主務大臣による評価 法人の業務実績・自己評価		<b>主</b>	 大臣による評価
1 793 11 100	1 ///101 124	ТДПЫ	丁.9川 圃11小		白コ鉱畑	<u> </u>	(下にかる計画
海外インフラ展開	海外社会資本事業	海外社会資本事業	<定量目標>	業務実績	自己評価		
法第5条に規定する	への我が国事業者の	への我が国事業者の	◇尼里口际/	、工女は未切大順/	評定: A	評定	A
業務等について、同法	参入の促進に関する	参入の促進に関する	_	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	<ul><li>・ 令和5年度において我</li></ul>	令和5年度においる	て、我が国事業者の参入を目
第3条の規定に基づき国土交通大臣が定	法律 (平成 30 年法律 第 40 号) 第 5 条に規	法律(平成30年法律 第40号)第5条に規	lia ime	   令和5年度において我が国事業者の参入を目指して機構が	が国事業者の参入を目	して機構が行った海	好調査等の件数は7件。う <sup>、</sup>
める「海外社会資本事	定する業務等につい	定する業務等につい	<指標> ・我が国事業者の参	一	指して機構が行った海 外調査等の件数は7件	IICAが委託する海外	トインフラ事業に係る1件の(
業への我が国事業者	て、同法第3条の規定	て、同法第3条の規定	・扱が国事業者の参入を目指して機構が	えて以下の成果を得た。	であり、これら調査等も		引コンサルタントからの要請
の参入の促進を図る	に基づき国土交通大	に基づき国土交通大	行った海外調査等の	機構は「活性化協議会」の事務局機関として、全体会議を	踏まえて以下の成果を 得た。		
ための基本的な方針」 (平成 30 年 8 月 30	臣が定める「海外社会 資本事業への我が国	臣が定める「海外社会 資本事業への我が国	件数	2回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を 通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開	機構は「活性化協議	よりJVを形成して参	> 쁴。
日)に従い、「質の高	事業者の参入の促進	事業者の参入の促進		に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る	会」の事務局機関とし		
いインフラシステム」	を図るための基本的	を図るための基本的	<評価の視点> 国土交通大臣が	課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収	て、全体会議を2回開催 したほか、活性化協議会	「水資源分野にお	おける日本の技術集(案)」
の海外展開を戦略的に進めるため、関係府	な方針」(平成 30 年 8月30日国土交通大	な方針」(平成 30 年 8月 30 日国土交通大	定める基本的な方針	集を行うとともに、概略の対応策案について検討・相手国の 関係機関等への提案を計 26 回実施した。	の全体会議及び作業部	掲載技術を66例に拡	太充を図り、JICA本部及び専
省、我が国事業者等と	臣告示)に従い、関係	臣告示)に従い、関係	に従い、海外社会資	本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施	会を通じ、選定した案件 候補について、我が国事	   家、ODA関係省庁等に	こ広く配布することで、イン
相互に連携を図りな	府省、我が国事業者	府省、我が国事業者	本事業への我が国事	された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等を計27回実	業者の海外展開に資す		<b>長開に資する受注機会の形成</b>
がら、機構が有する公	等と相互に連携を図	等と相互に連携を図	業者の参入促進に 努めたか。	施した。	る案件とするため、案件		の元は、日本は一般ないがか
的機関としての中立 性や交渉力、専門的な	りながら、機構が有する公的機関としての	りながら、機構が有す る公的機関としての	実施に当たっては	機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に	候補に係る流域や施設 に係る課題や対応策、相	努めた。	
技術・ノウハウを活用	中立性や交渉力、専	中立性や交渉力、専	戦略的に実施するよ	関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験、水資源	手国政府の意向を明確		
し、水資源分野の川上	門的な技術・ノウハウ	門的な技術・ノウハウ	う留意しつつ、カー ボンニュートラル等	分野における管理組織や法制度に関する知識と民間コンサル	にするための情報収集を 行うとともに、概略の対	また、関係省庁や	P関係機関との協力体制の構
段階における案件形 成や施設整備・運営	を活用し、我が国事業 者の参入を目指して	を活用し、我が国事業 者の参入を目指して	実現の観点を踏まえ	タントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成すること により、JICAが委託する新規のODA業務1件について	応策案について検討・相	や民間事業者の要請	情に応じたJV組成による海タ
及び対象国の人材育	海外調査等(ニーズ調	海外調査等(ニーズ調	て取り組んだか。	実施し、令和4年度に引き続いて、施工段階において我が国	手国の関係機関等への 提案を計26回実施した。	ンフラ事業の受注支	で 援や我が国事業者の参入の
成・技術支援等に関	査やマスタープラン	査等) を実施し、水資		事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。	本邦企業の技術が適	   進に資する調査の受	を託、日本の経験や技術を終
与すること。	策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監	源分野の川上段階に おける案件形成や施			用可能となる案件の発		を通じ、我が国事業者の海タ
その際、様々なマーケット分析や展開国	計、八代文後・旭工監   理等の発注者支援、	設整備・運営及び対		諸外国と比較して優位性があると考えられるダム再生技術 について案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとし	掘に向けて実施された、 本邦の団体等を対象と		
ニーズ等の情報を活	施設管理支援等)を	象国の人材育成・技		て、令和6年3月にインドネシア国との間でダム点検に関す	する意見交換会等を計		)参入促進に努めた。
用しつつ、戦略的に海	実施し、水資源分野の	術支援等に関与する		る具体な方法や技術に関する意見交換などを行うセミナー(日	27 回実施した。 ・ 機構が有する水資源開	特に、フィリピン	/国カガヤン川流域のダム車
外の水資源案件の調査等に取り組むこと。	川上段階における案 件形成や施設整備・	ことで、「質の高いインフラシステム」の海		尼ダム点検セミナー)をオンライン形式で開催した。当該セミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術につい	発施設の建設及び運用・	事業に係る案件形成	
また、インフラシス	運営及び対象国の人			ての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケット	維持管理に関するノウハ	ほか、同国政府や関	係機関との対面協議を通じ
	材育成・技術支援等	め、官民一体となって		の開拓にも努めた。	ウ、利害関係者との調整 に関する経験、水資源分	   ダムにおける早急な	堆砂対策の必要性のみなら
たっては、カーボンニュートラル実現等の		海外社会資本事業へ の我が国事業者の参		   海外インフラ展開法に規定する業務等について、同法に基	野における管理組織や		<b>賃に加えて、ダム下流への</b> 抜
	システム」の海外展開			づき国土交通大臣が定めた基本方針に従い、活性化協議会に	法制度に関する知識と 民間コンサルタントが有		
が国の経済成長の実	を戦略的に進め、官民	その際、様々なマー		おける活動等を通じて、関係府省、我が国事業者等と相互に	する設計ノウハウを融合		:総合土砂管理の実施が効身
現、展開国の社会課題の紹介の表				連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や 交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用して、我が国事業者	し、JVを組成すること により、JICAが委託		、早期解決が必要な重大な
超の解伏・SDGS の達成への貢献に取り組	会資本事業への我が国事業者の参入促進	ニーズ等の情報を活 用し、戦略的に実施す		交渉刀、専門的な技術・ノリハリを活用して、我が国事業有   の参入を目指した7件の海外調査等(ニーズ調査等)を実施	する新規のODA業務1	題であるとの認識の	)共有を図ってきており、令
むこと。	を目指す。	るよう留意する。		した。	件について実施し、令和	5年度においては、タ	びム再生事業の概要計画書
	その際、様々なマー	また、インフラシス		特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム再生事業に係る	4年度に引き続いて、施 工段階において我が国	成させるとともに、	ドナーとなる国際協力機構
	ケット分析や展開国 ニーズ等の情報を活	テムの海外展開に当たっては、カーボンニ		調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、フィリピン国政府から日本政府に対して、本事	事業者の参画が期待さ		要請書 (案) の作成を支援し
	用し、戦略的に実施す	ュートラル実現等の		業の実施に関する支援要請がなされるに至った。これは、	れる案件の形成を支援 した。		
	るよう留意する。	観点も踏まえつつ、我		同国政府による事業実施意思が公式に表明されたことを意	・ 諸外国と比較して優位		業に係る案件形成活動が実
		が国の経済成長の実 現、展開国の社会課		味し、同国の公共投資計画に登録された。現在、日本側に おいて事業化に向けた検討が進められているところである。	性があると考えられるダ		守から日本政府に対して、 <a>オ</a>
		現、展開国の任会課 題の解決、SDGsの		☆v・C尹未161⊂1円111に使引が進めり41にいるとこのである。	ム再生技術について案 件形成を推進するため	業の実施に関する支	で援要請がなされた。
	ュートラル実現等の	達成へ貢献できるよ		なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボン	に、ダム点検をテーマと	これは、同国政府	Fによる事業実施意思が公式
	観点も踏まえつつ、我	う取り組む。		ニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会	して、令和6年3月にイ ンドネシア国との間でダ	表明されたことを意	「味し、同国の公共投資計画
	が国の経済成長の実現、展開国の社会課			課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再 生事業の展開に取り組んだ。	ム点検に関する具体な		<ul><li>、今後、同事業への我が目</li></ul>
	題の解決、SDGsの達			エチズンがいにもと)地口に0	方法や技術に関する意	立外でかったことがら	たが大いに期待されるもので
	成へ貢献できるよう				見交換などを行うセミナ ー(日尼ダム点検セミナ		
	取り組む。				一 (日) をオンライン形式で	り、機構による活動	かは、高く評価できる。

			1
		の実施・参画を通じ、開 催国において本邦技術	以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努
		についての紹介及び相手	力により、中期計画における所期の目標を上回る
		国側のニーズの把握、さらにはマーケットの開拓	成果が得られていると認められることから、A評
		にも努めた。	定とした。
		<ul><li>海外インフラ展開法に</li></ul>	ACC 07C0
		規定する業務等につい て、同法に基づき国土交	Hallada CE Michael M. L. and Hallada C. And Alaba
		通大臣が定めた基本方	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
		針に従い、活性化協議会における活動等も通じ	(特になし)
		における活動等を通じ て、関係府省、我が国事	
		業者等と相互に連携を	
		図りながら、機構が有す る公的機関としての中	<その他事項>
		立性や交渉力、専門的な	
		技術・ノウハウを活用して、我が国事業者の参入	(外部有識者からの主な意見)
		を目指した7件の海外	・今後とも、海外業務を若手技術者育成の場とし
		調査等(ニーズ調査等)	て活用するなど、我が国事業者の海外展開に係
		を実施した。 特に、フィリピン国カ	る支援を継続して頂きたい。
		ガヤン川流域のダム再生	
		事業に係る調査について は、これまでの調査・検	
		討及び関係機関との調	
		整の結果、フィリピン国	
		政府から日本政府に対 して、本事業の実施に関	
		する支援要請がなされる	
		に至った。これは、同国 政府による事業実施意	
		思が公式に表明されたこ	
		とを意味し、同国の公共	
		投資計画に登録された。 現在、日本側において事	
		業化に向けた検討が進	
		められているところであ る。	
		なお、インフラシステ	
		ムの海外展開に当たって	
		は、カーボンニュートラ ル実現、我が国の経済成	
		長の実現、展開国の社会	
		課題の解決及びSDGs の達成への貢献が期待	
		されるダム再生事業の展	
		開に取り組んだ。	
		<ul><li>これらの取組により、 中期計画における所期</li></ul>	
		の目標を上回る成果を	
		得られたと考え、A評価	
		とした。	
		<課題と対応>	
4 7 0 1 4 7 E H		特になし。	
1. その他参考情報			
特になし。			

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 - 2 - 1	ダム等建設業務								
業務に関連する政策・施	政策目標 2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		水資源機構法第 12 条第1項1号及び第 19 条の						
策	施策目標 6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	法条文など)	2						
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」 (国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。) 困難度:「高」 (① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。)								

# 2. 主要な経年データ

① 主要なアウ	① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプッ	ノト情報 (財務	情報及び人員に	(関する情報)		
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R6年度	R7年度				R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R 7年度	
思川開発事業進 捗率 (実績値)	令和6年度に工事 を完成させる。	71. 2%	82.0%	85.9%					予算額(千円)	35, 839, 981	32, 185, 275			
川上ダム建設事 業進捗率 (実績値)	令和4年度に事業 を完了させる。	85. 9%	100.0%						決算額(千円)	34, 468, 302	30, 098, 853			
筑後川水系ダム 群連携事業進捗 率 (実績値)	_	_	_	7. 2%					経常費用(千円)	770, 819	806, 044			
藤原・奈良俣ダム 再編ダム再生(奈 良俣ダム関係)事 業進捗率(実績 値)	令和4年度に事業 を完了させる。	37. 9%	100.0%	_					経常利益(千円)	_	_			
早明浦ダム再生 事業進捗率 (実績値)	_	6.4%	11.1%	18. 1%					行政コスト (千円)	770, 819	806, 044			
旧吉野川河口堰 等大規模地震対 策事業(実績値)	_	_	_	3. 0%					従事人員数	218	170			
寺内ダム再生事 業(実績値)	_	_	_	3.0%										

〈定量目標〉思川開発事業:令和6年度に工事を完成させる。

川上ダム建設事業:令和4年度に事業を完了させる。

藤原・奈良俣ダム再編ダム再生(奈良俣ダム関係):令和4年度に事業を完了させる。

〈指標〉筑後川水系ダム群連携事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、早明浦ダム再生事業進捗率、寺内ダム再生事業進捗率(進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額)

- (注1) ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注2) 従事人員数は、1月1日時点。

			主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
	中期目標を踏まえ		<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	i i i i i i B
	て、計画的で的確な施		・思川開発事業		評定 : B	
	設の整備を行う。		令和6年度に工	   (1)計画的で的確な施設の整備	・ 各ダム建設事業につい	ダム等建設業務として、3施設の新築事業(
	このうち、思川開発事業については令和		事を完成させる。	各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会	ては、学識経験者等から	開発事業、木曽川水系連絡導水路事業、筑後
	6年度、藤原・奈良俣		・川上ダム建設事業	等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に	なる委員会等において、 コスト縮減や工程管理	   系ダム群連携事業) 及び3施設の改築事業(
	再編ダム再生事業(奈		令和4年度に事	基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。	の観点から専門的知見	
	良俣ダム関係)及び川		業を完了させる。	・思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工 事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事	に基づく助言等を得て、	浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地
	上ダム建設事業につ		・藤原・奈良俣ダム	サ、官母設備工事等を極続して美麗した。タム本体工事は、令和5年11月から南摩ダムの堤体上流面において、	着実な事業進捗を図っ	策事業、寺内ダム再生事業)を実施しており
	いては令和4年度に		再編ダム再生事	表面遮水壁(メインスラブ)のコンクリートの打設を開	ト 思川開発事業は、導水	ずれも、計画的かつ的確に事業を進捗させた
	事業を完了させる。 (定量目標)		業(奈良俣ダム関	始するなどし、事業を進捗させた(事業進捗率:85.9%)。	路工事、送水路工事、付	お、事業実施にあたっては、事業費の縮減を
	(足重日保) また、早明浦ダム再		係)	・筑後川水系ダム群連携事業は、令和5年6月に予備設計	首坦昭工事、目垤取佣	
	生事業については令		令和4年度に事	業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進	工事等を継続して実施	ため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の
	和10年度まで、旧吉		業を完了させる。	歩させた (事業進捗率: 7.2%)。	した。ダム本体工事は、 令和5年11月から南摩	階を通して検討を行い、最適な仕様に見直す
	野川河口堰等大規模			・早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に本体工事を契約 し放流設備の増設工事に着手し、工事用道路工事等を継	ダムの堤体上流面にお	  もに、CIM を活用した各段階のシームレス(
	地震対策事業につい		<指標>	し双侃設備の増設工事に看すし、工事用退路工事寺を極続して実施するなど、事業を進捗させた。(事業進捗率:	いて、表面遮水壁(メイ	
	ては令和 13 年度ま		・筑後川水系ダム群	18.1%).	ンスラブ)のコンクリー	り組んでいた。
	で、筑後川水系ダム群連携事業については		連携事業進捗率	・丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事	トの打設を開始するなどし、事業を進捗させた	
	令和 19 年度まで、		・旧吉野川河口堰等	として、現県道の原形復旧等を行った。	(事業進捗率:	思川開発事業では、3次元起工測量データ
	寺内ダム再生事業に		大規模地震対策	・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月	85.9%)。	
	ついては令和11年度		事業進捗率	に詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるな ど、事業を進捗させた(事業進捗率:3.0%)。	筑後川水系ダム群連携	に現地形及び対象構造物の3次元モデルを作
	までに 事業を完了さ		<ul><li>・早明浦ダム再生事</li></ul>	- ・寺内ダム再生事業は、令和5年4月に調査業務を契約し、	事業は、令和5年6月に 予備設計業務を契約	施工計画、施工実施段階での UAV 空中写真抗
	せるよう計画に沿っ		業進捗率	貯水池周辺地すべりの解析を進めるなど、事業を進捗さ	し、導水施設の検討を	よる進捗把握、WEBカメラによる 24 時間監視
	た 整備を行う。 木曽川水系連絡導			せた (事業進捗率:3.0%)。	進めるなど、事業を進捗	   テムを統合して工事をマネジメントに務めて
	水路事業については、		・寺内ダム再生事業 進捗率	思川開発事業については、事業評価(治水、利水)を実施	させた(事業進捗率:	/ 公を拠点して工事をマイングンドに務めて
	当分の間、事業を継続		<b>進抄</b> 筆	し、それぞれ国土交通省及び厚生労働省から「継続」とする	7.2%)。 早明浦ダム再生事業	
	しつつ、引き続き「ダ			対応方針が決定された。 木曽川水系連絡導水路事業については、適切な事業評価(利	は、令和5年4月に本体	川上ダムでは、建設から管理へ円滑に移行
	ム事業の検証に係る		/部年の知よ、	水管川水ボ連絡等小路争業については、週別な事業計価(利 水)を実施し、それぞれ厚生労働省及び経済産業省から「継	工事を契約し放流設備	│ │ため、設計、施工、維持管理へ一貫した CIM
	検討について(平成22		<評価の視点> ダム等の新築・改	続」とする対応方針が決定された。	の増設工事に着手し、	
	年9月22日付け国河		築事業の計画的かつ	木曽川水系連絡導水路事業については、引き続き、検証作	工事用理路工事寺を極続して実施するなど、事	築し、試験湛水中のダム諸量、各種観測・資
	計調第6号国土交通 大臣指示)」に基づく		的確な事業執行を	業の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を	業を進捗させた。(事業	録等を一元管理し、蓄積したデータを種々の
	ダム事業の再評価を		行っているか。	進めた。	進捗率:18.1%)。	で可視化に取り組んだ。
	進め、その結果を踏ま		既設ダムの有効活	事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持	丹生ダムでは、事業廃止 に伴い追加的に必要と	
	えて速やかに必要な		用に向けた取組を推	管理の各段階を通して検討し、最適な仕様に見直すとともに CIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。	なる工事として、現県道	
	対応を行う。		進しているか。	南摩ダム(思川開発事業)の設計・施工に当たっては、経	の原形復旧等を行った。	年度計画に基づき、計画的かつ的確な事業
	なお、新たに事業実		特定河川工事の 代行 (特定改築等工	験豊富な専門家から構成するCFRD技術検討会(現地視察)	旧吉野川河口堰等大規	を図り、所期の目標を達成していることから
	施計画が認可された 事業については速や		事に係るもの)を要	を開催(令和6年1月)し、経済性も含め、より一層の合理	模地震対策事業は、令 和5年8月に詳細設計	
	かに事業に着手し、そ		請された場合に向け	化を図るとともにCFRD建設技術を確立し、その進捗・発	業務を契約し、耐震対	
	の進捗を図る。		た準備等を進めた	展を図るため、指導・助言を得て、設計・施工の最適化に取りなり、また、道本取りいるの数工に光をするでは、登職	策工法検討を進めるな	認できた。
			か。	り組んだ。また、導水路トンネルの施工に当たっては、学識者・専門家から構成する思川開発事業導水路トンネル施工技	ど、事業を進捗させた (事業進捗率:3.0%)。	
	(1) 計画的で的確な			有・専門家が97年成りる心川開光事業等が路下ンイル施工役   術検討会を開催(令和6年1月)し、専門的な見地から指導・	(事業進捗率:3.0%)。   寺内ダム再生事業は、	   <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方簿
	施設の整備	施設の整備		助言を得て、トンネル沿線の地下水利用実態を考慮した施工	令和5年4月に調査業	(特になし)
① 水需要の動向、 事業の必要性、費用	別表2「ダム等事」 業」に掲げる4施設の	別表2「ダム等事業」に掲げる2施設の新		方法の最適化に取り組んだ。山岳道路工事では、付替林道の	務を契約し、貯水池周	(1寸(C/よ U <i>)</i>
新泉の必安性、負用   対効果、事業の進捗		築事業及び3施設の制		路線計画の見直し(ショートカット)を行いコスト縮減に努	辺地すべりの解析を進 めるなど、事業を進捗さ	
		改築事業については、		めるほか、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報	せた(事業進捗率:	
業評価を行うととも	は、将来の適切な施設	将来の適切な施設管		提供システム(NETIS)を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。	3.0%)。	   <その他事項>
	管理の視点も含めて、	理の視点も含めて、計		れた工伝を採用するなど設計・施工の最適化を図った。   川上ダムでは、地質及び構造物を3次元モデル化し、これ	<ul><li>思川開発事業について</li></ul>	_ , , .
		画的かつ的確な事業		に建設工事の施工管理データを付与したCIM(施工CIM)	は、事業評価(治水、利水)を実施し、それぞれ	(外部有識者からの主な意見)
	業執行を図る。丹生ダ ムについては、事業廃	執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止		を構築、運用していたが、管理移行を見据えてダム維持管理	国土交通省及び厚生労	・最新の技術を活用した施工やDXの推進に関
	上に伴い追加的に必	に伴い追加的に必要		の効率化・高度化を目的として改良した。試験湛水中の令和	働省から「継続」とする	   みながら着実に事業進捗が図られているこ
ユュロマノ ユ ハ 、 エガモ I エマノ L	要となる工事等を実	となる工事を実施す		5 年度からは、ダム諸量、各種観測・巡視記録等を一元管理	対応方針が決定された。	- ショスト・カインは、大陸はなる。日のかっている。

縮減等を図りつつ、計|施する。 画的かつ的確な実施 を図ること。

また、事業に附帯す る業務についても、的 確に実施すること。 ② 工期の遅延やこ 範囲で特定事業先行 調整費制度等を活用 することにより、事業 の計画的かつ的確な 実施に努めること。 期間に、機構法第13 を行う。 条の規定に基づき、新 たに主務大臣の認可 を受けた事業実施計 画に基づく事業につ

いては、独立行政法人

事項を記載し、主務大

臣の認可を受けるこ

① 水需要の動向、 事業の必要性、費用 対効果、事業の進捗 見込み等を踏まえ事 業評価を行うととも に、用地補償も含めた れに伴うコスト増を一円滑な業務執行、事 回避するため、可能な 業に係る適正な要員 配置及びコスト縮減 を図りつつ、計画的か つ的確に取り組むと ともに、第三者の意見 を求めるなど、事業 なお、第5期中期目標 | 費・工程の適正な管理

> また、災害等が発生 した場合には、工期の 遅延や事業費の増嵩 を極力軽減する。

② 事業費の縮減を 通則法(平成11年法 | 図るため、新技術の活 律第103号。以下「通 | 用、計画・設計・施工 則法」という。)第30 の最適化等に取り組 条の規定に基づき、第一む。

5期中期計画に必要 3 特定事業先行調 整費制度等を活用す ることにより、工期の 遅延やこれに伴うコ スト増を同避すると ともに、財政負担の平 準化を図り、事業の計 画的かつ的確な実施 に努める。

④ ダム等事業に直 進捗見込み等を踏ま 接関係する住民及び 下流受益地の理解と 協力を得て、水源地域 対策特別措置法 (昭 和 48 年法律第 118 号) 及び水源地域対 策基金と相まって、関 係者の生活再建対策 | を実施する。

⑤ 事業に附帯する | 討を行う。 業務についても的確 な実施を図る。

⑥ 事業の必要性や施 工技術について、地域 住民や関係機関等に 対し積極的に情報発 信を行う。

① ダム等事業につ いては、用地補償を含 めた円滑な業務執行、 事業にかかる適正な 要員配置及びコスト 縮減を図りつつ、第三 者の意見を求めるな ど、事業費・工程の適 正な管理を図り、別表 2に掲げる事業のう ち、2 施設の新築事業

(思川開発事業、筑 後川水系ダム群連携 事業)及び3施設の改 築事業(早明浦ダム再 生事業、旧吉野川河 口堰等大規模地震対 策事業、寺内ダム再生 事業) について、事業 を進捗させる。なお、 ダム等事業で災害等 が発生した場合には、

また、丹生ダムについ ては、事業廃止に伴い 追加的に必要となる 工事を実施する。

工期の遅延や事業費

の増嵩を極力軽減す

る。

さらに、木曽川水系連 絡導水路事業につい ては、事業の必要性、 費用対効果、事業の えて利水に係る事業 評価を適切に行うと ともに国土交通省中 部地方整備局と共同 して、「ダム事業の検 証に係る検討に関す る再評価実施要領細 目 に基づく事業評価 (ダム検証)に係る検

② 事業費の縮減を 図るため、新技術の活 用、計画・設計・施工 の最適化等に取り組

③ 平成30年度、令 和元年度に小石原川 ダム建設事業におい て、特定事業先行調 整費制度を活用して 支弁した資金のうち 2,582 百万円を回収 するとともに、ダム建 設調整費制度を活用 して借入れた資金の うち 2,854 百万円の 償還を行う。 ④ 思川開発事業に

おいて、水源地域の振

早明浦ダム再生事業では、設計時に増設放流設備と既設ダ ム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では 不明瞭であった細部まで可視化することを可能とした。これ により、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地 盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの 不可視部のコンクリート充填方法、施工計画が、より精度の 高い内容となった。また、増設洪水吐き工事の一部工種(堤 体削孔)について、3次元モデルを用いた工事数量算出を実 施した。令和5年4月より増設洪水吐き工事を施工しており、 引き続き3次元モデルを活用するとともに、掘削工および法 面整形工に関してICT建設機械と無人航空機による空中写 真出来形管理のデータ取得を行った。また、時間的な施工ス テップの可視化のために、3次元モデルに時間情報を付与し た4次元モデルを作成した。

このほか、放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程 において、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言 を得ることを目的に学識者・専門家で構成する早明浦ダム再 生事業技術検討会を設立しているが、施工段階に入ったこと から施工上の課題解決に向けた検討を行うことも目的に追加 し、活用した。

寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲートについて、 再生事業によって扉体の嵩上げを行うものであるが、詳細設 計において、諸設備の配置計画を見直し、門柱の嵩上げを省 略してコスト縮減をはかる検討を行った。

小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度 を活用して支弁した資金のうち 2,582 百万円について計画通 り回収を完了した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入 れた資金のうち 2,854百万円について計画通り償還を完了し

思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策と して、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。また、 丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基 本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。

事業に附帯する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴い 実施する道路整備に併せて、関係県からの委託を受けて道路 拡幅の工事を的確に実施した。

各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機 関、地元住民等に対して、事業の必要性や施工技術について 積極的な情報発信に努めた。

#### (2) ダム再生の取組

早明浦ダム再生事業では、本体工事を契約し基礎掘削、仮 設備等の工事に着手するなど事業を着実に進めた。また、令 和5年度に旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業及び寺内ダ ム再生事業に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展さ せた。

(3)特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)

都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行 (特定改築等工事に係るもの) 業務は生じなかった。なお、 特定河川工事の代行要請に備え、支社局等を通じて都府県等 との情報共有を図るとともに、要請された場合の準備等を進 めた。

木曽川水系連絡導水 路事業については、適切 な事業評価 (利水) を実 施し、それぞれ厚生労働 省及び経済産業省から 「継続」とする対応方針 が決定された。

木曽川水系連絡導水 路事業については、引き 続き、検証作業の進捗を 図るべく中部地方整備 局と連携し、必要な検討 を進めた。

事業費の縮減を図るた め、計画(調査)・設計・ 施工・維持管理の各段階 を通して検討し、最適な 仕様に見直すとともにC IMを活用した各段階の シームレス化に取り組ん

南摩ダム (黒川開発事 業)の設計・施工に当 たっては、経験豊富な専 門家から構成するCFR D技術検討会(現地視 察)を開催(令和6年1 月)し、経済性も含め、 より一層の合理化を図 るとともにCFRD建設 技術を確立し、その進 捗・発展を図るため、指 導・助言を得て、設計・ 施工の最適化に取り組 んだ。また、導水路トン ネルの施工に当たって は、学識者・専門家から 構成する思川開発事業 導水路トンネル施工技 術検討会を開催(令和6 年1月)し、専門的な見 地から指導・助言を得 て、トンネル沿線の地下 水利用実態を考慮した 施工方法の最適化に取 り組んだ。山岳道路工事 では、付替林道の路線計 画の見直し(ショートカ ット)を行いコスト縮減 に努めるほか、急峻で狭 隘な現場条件での道路 築造に新技術情報提供 システム(NETIS) を利用して施工性、経済 性に優れた工法を採用 するなど設計・施工の最 適化を図った。

川上ダムでは、地質及 び構造物を3次元モデル 化し、これに建設工事の 施工管理データを付与 したCIM(施工CIM) を構築、運用していたが、 管理移行を見据えてダ ム維持管理の効率化・高 度化を目的として改良 した。試験湛水中の令和 5年度からは、ダム諸量、 各種観測・巡視記録等を

興及び生活再建対策	一元管理し、蓄積したデ
として行っているダ	ータを種々の方法で可
ム建設に附帯する付	視化している。
	早明浦ダム再生事業
	では、設計時に増設放流
せる。	設備と既設ダム堤体一
また、丹生ダムにおい	部の3次元モデルを作成
ては、ダム建設事業廃	し、従来の2次元図面で
上に伴う道路整備に	は不明瞭であった細部ま
ついて、基本協定に基	で可視化することを可能
づく関係県からの委	とした。これにより、増
託を受けて工事を実	設放流管の立体的な配
施する。	置、既設ダム堤体や現況
⑤ 事業に附帯する業	地盤との位置関係が明
一	一
	や放流管周りの不可視
実施を図る。	部のコンクリート充填方
⑥事業の必要性や施	法、施工計画が、より精
工技術について、地域	度の高い内容となった。
住民や関係機関等に	また、増設洪水吐き工事
対し積極的な情報発	の一部工種(堤体削孔)
信に努める。	について、3次元モデル
	を用いた工事数量算出
(2) ダム再生の取組 (2) ダム再生の取組 (2) ダム再生の取組	
「ダム再生ビジョ」「ダム再生ビジョ」早明浦ダム再生事業、	月より増設洪水吐き工
	事を施工しており、引き
	####################################
1 水資源開発施設 国土交通省)を踏ま 規模地震対策事業、	するとともに、掘削工お
等の管理業務」の取組 え、「1-1 水資源 寺内ダム再生事業に	よび法面整形工に関し
とあわせ、ダムの長寿   開発施設等の管理業   おいて、高機能化のた	てICT建設機械と無
命化や放流能力を強   務」の取組とあわせ、   めの施設改良や維持	人航空機による空中写
化する等高機能化の   ダムの長寿命化や放   管理における効率化・	真出来形管理のデータ
ための施設改良、維持   流能力を強化するな   高度化等の既設ダム	東田木ル青星のケーター 取得を行った。また、時
管理における効率化・ ど高機能化のための 等の有効活用に向け	
高度化等の既設ダム 施設改良、維持管理 た取組を推進する。	祖のために、3次元モ
の有効活用に向けた における効率化・高度	
取組を推進すること。化等の既設ダムの有	
	した。
効活用に向けた取組	このほか、放流設備の
を推進する。	
	- 「「「」」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」
(3) 特定河川工事の   (3) 特定河川工事の   (3) 特定河川工事の	全性、確実性、経済性等
【   代行(特定改築等工   代行(特定改築等工   代行(特定改築等工	
事に係るもの) 事に係るもの) 事に係るもの)	
都道府県等を技術 機構法第19条の2 機構法第19条の2	- 一番・専門家で構成する早
的に支援するため、機 第1項に規定する特 第1項に規定する特	明浦ダム再生事業技術
構法第19条の2第1 定河川工事の代行 定河川工事の代行	一切価タム行生事業技術   検討会を設立している
項に規定する特定河 (特定改築等工事に (特定改築等工事に	
川工事の代行(特定   係るもの)を都道府県   係るもの)を都道府県	
改築等工事に係るも 知事等から要請され 知事等から要請され	とも目的に追加し、活用
の)の実施に向けた準 た場合に向けた準備 た場合に向けた準備	した。
備等を進めること。ま   等を進める。また、機   等を進める。また、機	
た、都道府県知事等か   構が実施することが   構が実施することが	は、非常用洪水吐きゲー
ら要請され、機構が実│適当であると認めら│適当であると認めら│	トについて、再生事業に
施することが適当で れる場合には、機構が れる場合には、機構が	よって扉体の嵩上げを行し
あると認められる場 有する知識・経験や技 有する知識・経験や技	うものであるが、詳細設し
合には、機構が有する   術等を活用し、特定河   術等を活用し、特定河	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
知識・経験や技術等を 川工事の代行の適切 川工事の代行の適切	置計画を見直し、門柱の
活用し、特定河川工 な実施を図る。 な実施を図る。	
事の代行の適切な実	ー
	た。
旭で囚る~~。	・ 小石原川ダム建設事業
	において、特定事業先行
	調整費制度を活用して
	支弁した資金のうち
	2,582 百万円について計
	<u> </u>
	また、ダム建設調整費制
	5 たく / ディルト州上 具 印 一

度を活用し借入れた資						
について計画通り償還を						
完了した。						
・ 思川開発事業における         水源地域の振興及び生						
活再建対策として、ダム						
建設に附帯する付替道						
路工事を実施した。ま た、丹生ダムにおいては、						
事業廃止に伴い実施す						
る道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委員						
に						
事業に附帯する業務						
として、丹生ダム建設事 業廃止に伴い実施する						
道路整備に併せて、関係						
県からの委託を受けて道 の大きなかなど						
路拡幅の工事を的確に         実施した。						
・ 各建設事業において、						
工事進捗説明会等を開 「催し、関係機関、地元住」						
民等に対して、事業の必						
要性や施工技術につい						
T積極的な情報発信に						
・ 早明浦ダム再生事業で         は、本体工事を契約し基						
は、本体工事を突がし基   一般掘削、仮設備等の工事   一般掘削、仮設備等の工事						
に着手するなど事業を着し						
実に進めた。また、令和   実に進めた。また、令和   5 年度に旧吉野川河口						
塩等大規模地震対策事   塩等大規模地震対策事   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
業及び寺内ダム再生事 業に着手するなど、着実						
「						
展させた。						
・ 都道府県知事等からの						
要請に基づく特定河川						
工事の代行 (特定改築等 工事に係るもの) 業務は						
工事に保るもの)来務は 生じなかった。なお、特						
定河川工事の代行要請						
に備え、支社局等を通じ て都府県等との情報共						
有を図るとともに、要請し						
された場合の準備等を						
進めた。 ・ これらの取組により、						
中期計画における所期						
の目標を達成することが できたと考え、B評価と						
した。						
<課題と対応>   特になし。						
4. その他参考情報						
特になし。						
特にかし.						

業務実績等報告書様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

2. 主要な経年データ

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 - 2 - 2	用水路等建設業務									
業務に関連する政策・施	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		水資源機構法第12条第1項1号							
策	施策目標6:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	別法条文など)								
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業								
度	(国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源	レビュー								
	開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長									
	寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要で									
	あるため。)									
	困難度:「高」									
	(複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利									
	水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるな									
	か、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365 日 24 時間、既存の用水を絶やすことなく継続的									
	に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。)									

① 主要なアウトブ	。 ット (アウト:	カム)情報						②主要なインプッ	· 卜情報 (財務	青報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R4年度	R 5年度	R6年度	R7年度			R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R7年度	
利根導水路大規模地 震対策事業進捗率(実 績値)		78.6%	92.1%	事業完了				予算額(千円)	17, 736, 949	15, 809, 189			
成田用水施設改築事業進捗率 (実績値)	_	14. 2%	23. 4%	34.8%				決算額 (千円)	16, 536, 525	13, 786, 279			
豊川用水二期事業進 捗率(実績値)	_	53. 4%	63.0%	73.3%				経常費用 (千円)	1, 322, 289	4, 594, 808			
愛知用水三好支線水 路緊急対策事業進捗 率(実績値)		96.0%	事業完了					経常利益(千円)	_				
木曽川用水濃尾第二 施設改築事業進捗率 (実績値)	_	_	0.9%	5.4%				行政コスト (千円)	1, 322, 289	4, 594, 808			
吉野下流域用水事業 進捗率(実績値)	令和7年度に 事業を完了さ せる。	_	_	99.6%				従事人員数	169	150			
香川用水施設緊急対 策事業進捗率(実績 値)	1 1 1 1 2 2 1	55.3%	86.8%	94.6%									
筑後川下流用水総合 対策事業進捗率(実績 値)		_	_	0.8%									
福岡導水施設地震対 策事業進捗率(実績 値)		7.8%	15.7%	24.4%									

〈定量目標〉利根導水路大規模地震対策事業:令和5年度に事業を完了させる

愛知用水三好支線水路緊急対策事業:令和4年度に事業を完了させる

吉野下流域用水事業:令和7年度に事業を完成させる

香川用水施設緊急対策事業:令和6年度に事業を完了させる

〈指標〉成田用水施設改築事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、木曽川用水濃尾第二施設改築事業進捗率、筑後川下流用水総合対策事業、福岡導水施設地震対策事業進捗率(進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額)

- (注1) 利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第1回計画変更後の総事業費をもとに算出している。
- (注2) 用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注3) 従事人員数は、1月1日時点。

係る適正な要員配置、① 水需要の動向、

① 用水路等事業に

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	iに係る自己評価及	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価	_	
		中期目標を踏まえて、計画的で的確な施		<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定:A	評定	A
		設の整備を行う。		•利根導水路大規模	(1)計画的で的確な施設の整備		用水路等建設業務と	して、利根導水路大規模地
		このうち、利根導水		地震対策事業進 捗率 令和5年	適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利	・ 適正な事業費及び工程 管理を実施するため、各		
		路大規模地震対策事			水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を	事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者か	辰刈泉などり事果を夫	施した。各事業とも老朽化
		業については令和5		及に事未を元 1 さ せる。	開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施	関あるいは学識経験者か	対策、大規模地震対策等	等の事業を、適正な事業費
		年度、愛知用水三好		-	設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。	らなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・	及び工程管理を実施す	るため、利水者、関係機関
		支線水路緊急対策事		•愛知用水三好支線	特に顕著な取組実績として、利根導水路大規模地震対策事	催し、その結果を事業費・ 工程の適正な管理に反映	あるいけ学識級騒者から	っなる各種委員会等を開催
		業については令和4 年度、香川用水施設		水路緊急対策事業 令和4年度	業において、利根大堰での河川内工事は、工事期間が非出水期(11月から3月)に限られる中で、確実に事業を完了させ	し、施設の長寿命化、耐震 化を計画的かつ的確に進		
		緊急対策事業につい		来 〒和4千及 に事業を完了させ	あく11 万から3万万に取られる中で、確実に事業を元子させるため、施工計画の見直しを行い、工事の前倒しを実施する	接させた。	し、その結果を事業費・	工程の適正な管理に反映
		ては令和6年度に事		と事来を光りさせる。	とともに、44機関にのぼる関係機関等と事前に調整し、夜間	特に顕著な取組実績と	し、施設の長寿命化、而	付震化を計画的かつ的確に
		業を完了させる。(定		- 0	工事による更なる工事進捗を図った。	して、利根導水路大規模 地震対策事業において、	進捗させた。	
		量目標)		・吉野下流域用水事 業 令和7年度	これにより、建設業界における人手不足の拡大や世界的な	利根大堰での河川内工事	215 C 2720	
		また、成田用水施設		に事業を完了させ	半導体不足等が発生する中においても、必要な準備期間を確	は、工事期間が非出水期 (11月から3月)に限ら		
		改築事業については 令和10年度まで、豊		る。	保することが可能となったことで、事業工期内に全ての工事 を完成させることができた。	れる中で、確実に事業を	豊川用水二期事業及	び福岡導水施設地震対策
		川用水二期事業につ		<ul><li>・香川用水施設緊急</li></ul>	これら事業工期の遵守のための取組を行ったことで、定量	完了させるため、施工計 画の見直しを行い、工事	事業において、長大なオ	(路トンネル工事であるこ
		いては令和12年度ま		対策事業 令和	目標である令和5年度事業完了を達成した。(事業進捗率:令	┃ の前倒しを実施するとと	   とから 坊内に Wi-Fi言	と備を整備し、ビデオ通信 と
		で、木曽川用水濃尾		6年度に事業を	和5年度事業完了)。	もに、44機関にのぼる関 係機関等と事前に調整		
		第二施設改築事業に		完了させる。	成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場等の改修	保機関等と事則に調整   し、夜間工事による更な		こより遠隔臨場が可能な環
		ついては令和18年度 まで、吉野川下流域用		) <b>1</b>	工事を継続して実施した(事業進捗率:34.8%)。 豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線	る工事進捗を図った。これにより、建設業界	境を整えることで、移動	動時間の削減、複数の監督
		水事業については令		<指標>	水路改築工事等を継続して実施した(事業進捗率:73.3%)。	これにより、建設業界   における人手不足の拡大	員による確認が可能と	なる等、監督業務の効率化
		和7年度まで、筑後川			愛知用水三好支線水路緊急対策事業では、復旧工事を完了	や世界的な半導体不足等が発生する中においても、	を図った。	
		下流用水総合対策事		•成田用水施設改築	させた。	│ が発生する中においても、 │ 必要な準備期間を確保す		
		業については令和19		事業進捗率	木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路、揚水機	ることが可能となったこ		
		年度まで、福岡導水施設地震対策事業につ		•豊川用水二期事業	場の改修工事を継続して実施した。(事業進捗率:5.4%)。 吉野川下流域用水事業では、事業認可を1月24日に受け事	とで、事業工期内に全て	特に、利根導水路大規	規模地震対策事業では、利
		いては令和14年度ま		進捗率	業着手した(令和5年度事業承継)。	の工事を完成させること ができた。	根大堰をはじめ、優先的	た地震対策を講ずる必要
		でに事業を完了させ		・木曽川用水濃尾第	香川用水施設緊急対策事業では、取水施設、幹線水路耐震	これら事業工期の遵守	のある施設について耐電	
		るよう計画に沿った		二施設改築事業	補強工事を継続して実施した(事業進捗率:94.6%)。	のための取組を行ったことで、定量目標である令		
		整備を行う。		進捗率	筑後川下流用水総合対策事業では、事業認可を4月14日	和5年度事業完了を達成	り、計画どおり事業を気	E了させ機能を早期に発現
		なお、新たに事業実 施計画が認可された		•筑後下流用水総合	に受け、取水施設耐震補強工事に着手した(事業進捗率: 0.8%)。	した。(事業進捗率:令和 5年度事業完了)。	させることが重要であ	ることから、利根大堰にお
		事業については速や		対策事業進捗率	0.0%%。 福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル	- 成田用水施設改築事業 - 成田用水施設改築事業	いて、ゲート整備工事に	おける施工時期の前倒し、
		かに事業に着手し、そ		•福岡導水施設地震	併設水路工事を継続して実施した(事業進捗率:24.4%)。	では、幹線水路、揚水機場	上屋工事における夜間	施工の追加により、事業工   施工の追加により、事業工
		の進捗を図る。		対策事業進捗率	事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討	等の改修工事を継続して 実施した(事業進捗率:		
	(1) 利亚的不的地方	(1) 到面的云的放入	(1) 到面的云的地头		を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急が発展する。	34.8%)。	期の遵守を図り、計画	囲り争業を元亅した。 
	(1) 計画的で的確な 施設の整備	(1) 計画的で的確な 施設の整備	(1) 計画的で的確な 施設の整備		急対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行う ことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用	・ 豊川用水二期事業では、		
	水需要の動向、事	別表3「用水路等	別表3「用水路等		することによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的	大野導水併設水路工事、 牟呂幹線水路改築工事等	その他、東京都水道局	別及び成田国際空港株式会
	業の必要性、費用対	事業」に掲げる9施設	事業」に掲げる8施設	<評価の視点>	活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活	年百軒橛小鉛以梁工事寺   を継続して実施した(事	社からの委託を受け、模	               
	効果、事業の進捗見	の改築事業について	の改築事業について	水路等の改築事業の計画的かつ的確	用等による安全管理の向上を図った。	業進捗率:73.3%)。		
	込み等を踏まえ事業	は、将来の適切な施設	は、将来の適切な施設	未の計画的がつ的権 な事業執行を行って	東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の	• 愛知用水三好支線水路		[事や幹線水路等の移設設
	評価を行うとともに、   用地補償も含めた円	管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事	管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事	いるか。	耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの 委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培っ	緊急対策事業では、復旧 工事を完了させた。	計を実施した。	
	滑な業務執行、事業に	業執行を図る。	業執行を図る。		てきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。	• 木曽川用水濃尾第二施		
	核ス海でか西昌和署	一 水季亜の動向	① 田业牧竺重業に		東光宝塩になた。イは、関係機関し東治調敷を行い、利水	設改築事業では、支線水		

事業実施にあたっては、関係機関と事前調整を行い、利水

新技術の活用や工法 の工夫、生産性の向上 等によりコスト縮減 等を図りつつ、計画的 かつ的確な実施を図 ること。

また、事業に附帯す る業務についても、的 | 配置及びコスト縮減 確に実施すること。

なお、第5期中期目 標期間に、機構法第 13 条の規定に基づ き、新たに主務大臣の 認可を受けた事業実 | 管理を行う。 施計画に基づく事業 については、通則法第 30 条の規定に基づ き、第5期中期計画に 必要事項を記載し、主 務大臣の認可を受け ること。

事業の必要性、費用 対効果、事業の進捗 見込み等を踏まえ事 業評価を行うととも に、用地補償も含めた 円滑な業務執行、事 業に係る適正な要員 を図りつつ、水路等施 設の長寿命化、耐震 化を計画的かつ的確 に取り組むとともに、 事業費・工程の適正な

また、災害等が発生 した場合には、工期の 遅延や事業費の増嵩

- ② 事業費の縮減を 図るため、新技術の活 用、計画・設計・施工 の最適化等に取り組 む。
- 業務についても、機構 が培ってきた改築技 術を活用して、計画的 かつ的確な実施を図
- ④ 改築事業の実施 に当たっては、利水者 ニーズを的確に把握 し、通水に支障のない 施工方法や調整池等 を活用することによ り、既存の用水を絶や すことなく継続的に 供給しつつ、工事を実 施する。
- ⑤ 改築事業の必要 性や改築工事の技術 について、地域住民や 関係機関等に対し積 極的に情報発信を行

を極力軽減する。

- ③ 事業に附帯する

ついては、用地補償も 含めた円滑な業務執 行、事業にかかる適正 な要員配置及びコス ト縮減を図りつつ、事 業費・工程の適正な管 理を行い、別表3に掲 げる8事業のうち、利 根導水路大規模地震 対策事業を完了させ る(定量目標)ととも

に、7事業(成田用水 施設改築事業、豊川 用水二期事業、木曽 川用水濃尾第二施設 改築事業、香川用水 施設緊急対策事業、 吉野川下流域用水事 業、筑後川下流用水 総合対策事業及び福 岡導水施設地震対策

事業) について、長寿

命化、耐震化を計画

的かつ的確に進捗さ

せる。 また、災害等が発生 した場合には、工期の 遅延や事業費の増嵩 を極力軽減する。

- ② 事業費の縮減を 図るため、新技術の活 用、計画・設計・施工 の最適化等に取り組 te.
- ③ 2件の受託事業 (朝霞水路2号沈砂 池耐震化及び成田用 水移設) について、機 構が培ってきた改築 技術を活用して、計画 的かつ的確な実施を 図る。
- ④ 改築事業の実施 に当たっては、利水者 ニーズを適時適切に 把握し、通水に支障の ない施工方法や調整 池等を活用すること により、既存の用水を 絶やすことなく継続 的に供給しつつ、工事 を実施する。
- ⑤ 改築事業の必要 性や改築工事の技術 について、地域住民や 関係機関等に対し積 極的に情報発信を行 う。

者ニーズを適時的確に把握し、用水を継続的に供給しつつ、 工事を実施した。

各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、 工事の必要性、事業実施状況等について理解を得るとともに 地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。

- 路、揚水機場の改修工事 を継続して実施した。(事 業進捗率:5.4%)
- 吉野川下流域用水事業 では、事業認可を1月24 日に受け事業着手した (令和5年度事業承継)。
- 香川用水施設緊急対策 事業では、取水施設、幹線 水路耐震補強工事を継続 して実施した(事業進捗 率:94.6%)。
- 筑後川下流用水総合対 策事業では、事業認可を 4月14日に受け、取水施 設耐震補強工事に着手し た (事業進捗率: 0.8%)
- 福岡導水施設地震対策 事業では、思案橋及び2 号トンネル併設水路工事 を継続して実施した(事 業進捗率:24.4%)
- 事業費の縮減を図るた め、新技術や工法選定等 の比較検討を行い、設計・ 施工の最適化に取り組ん だ。香川用水施設緊急対 策事業では、設計段階で 耐震補強工法の比較検討 を行うことにより、耐震補 強を満足したうえで経済 的な工法を採用すること によりコスト縮減を図っ た。また、ICTの積極的 活用により遠隔臨場によ る監督業務の効率化、骨 伝導無線活用等による安 全管理の向上を図った。
- 東京都水道局からの委 託を受け、朝霞水路2号 沈砂池等の耐震対策工事 を実施したほか、成田国 際空港株式会社からの委 託を受け、幹線水路等の 移設設計を実施する等、 機構が培ってきた改築技 術を活用して、計画的か つ的確な進捗を図った。
- 事業実施にあたっては 関係機関と事前調整を行 い、利水者ニーズを適時 的確に把握し、用水を継 続的に供給しつつ、工事 を実施した
- 各事業において、現場見 学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、 事業実施状況等について 理解を得るとともに地域 住民や関係利水者等に対 し積極的に情報発信を 行った。
- これらの取組により、困 難度を高く設定した目標 について、目標の水準を満 たすことが出来たと考え、 A評価とした。

<課題と対応> 特になし

以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努 力により、中期計画における所期の目標を上回る 成果が得られていると認められるため、A評定と

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (特になし)

<その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・受託事業も含め、着実かつ的確に事業が実施さ れており、今後とも必要な事業を計画的に進め ていただきたい。
- ・設計・施工の最適化や DX を活用した監督業務 の効率化を図りつつ、工夫を凝らして改築及び 耐震補強を中心とした事業の着実かつ的確な実 施は評価できる。
- ・資材価格が高騰するなかで、適切な新技術や工 法を採用することで事業費の縮減を図りなが ら、建設事業を着実に実施した点は高く評価す ることができる。
- ・首都圏の水のライフラインとして重要な役割を 担う利根導水路施設について、大規模地震対策 事業の工期遵守のため、道路関係者を含む関連 機関と調整を行いながら工事を進捗させるな ど、困難度の高い目標に対して着実に事業を実 施した点は評価できる。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
2 - 1	業務運営の効率化							
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22					
度		レビュー						

指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(注 1) (計画値)	今中期目標期間最終年度値 89,360,780 千円	93, 084, 146 千円	-	-			
事業費(注1) (実績値)	_	_	85, 231, 775 千円	87, 479, 259 千円			
上記縮減率 (%)	今中期目標期間の最終年度値を前 中期目標期間最終年度実績値 (93,084,146千円)から4%以上縮 減	_	(8.4%)	(6.0%)			
達成度	_	_	-	_			
一般管理費(注2)(計画値)	今中期目標期間最終年度値 800,687 千円	834, 049 千円	_	-			
一般管理費 (注 2) (実績値)	_	_	830, 390 千円	819, 285 千円			
上記削減率	今中期目標期間の最終年度値を前 中期目標期間最終年度実績値 (834,049千円)から4%以上削減	_	(0.4%)	(1.8%)			
達成度	_	_	_	_			

<sup>(</sup>注1) 事業費については、新築・改築事業費を除く。

<sup>(</sup>注2) 一般管理費については、人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

□ 善報を含める事かで (1) 美術性の水本 (1) 大きな (	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大	(臣による評価
### 2015年					業務実績	自己評価		
② 三角度響下順で、					<主要な業務実績>		評定	В
「中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中央・中					(a) NK-75-yrr N. a bi + II bir	評定:B	白コ証価書の「D	
# 他の少別がある場所である。								」との計価和未が女=
### 14 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日							と確認できた。	
##2 2 年 2 年 3 月 3 日本 2 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本								
第4中年の方の本件。						さる組織体制の構築等 たいまう 施設管理の建	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	: 外 「 ~ 30 日 コ ~ 20 71 . 子
### 19 クイルス							<指摘事埧、業務連	宮上の課題及び改善力
#無証金報の立した 点、豆田蔵計画							(特になし)	
等かた年間に注意で、作成に直動的のの場合的な制度を関する。 を設定する。日本に大大の変して、のが開始に大きないる。 を認定する。日本に大大の変して、のが開始に大きないる。 を認定する。日本に大大の変して、のが開始に大きないる。 の本のでは、大きないる。 のないる。 のないる。 の本のでは、大きないる。 のないる。 の本のでは、大きないる。 のないる。 の						計画的な要員配置の		
総定議院 へを選応した 無理法の方の方の子中・シイ たいに、連び書の作成には、 総定する方の知られた。 能できる方面とは、 なお、組織体に対している。 に、活成のの都等のと記していくたの。底 法と、施設のと答析と を受けるとないます。 なお、組織体に対している。 に、活成のの都等のと対している。 では、日き込ま、現体のであるでは、 は、できるでは、大きないます。 では、日き込ま、現体のであるでは、 は、できるでは、大きないます。 では、日き込ま、現体のであるでは、 は、できるでは、大きないます。 では、日き込ま、現体のであるでは、 は、できるでは、大きないます。 では、日き込まないます。 は、一方では、日き込まないます。 の 利用がよりないた。 は、このは、実施していくたの。底 は、このは、このは、 に、できるでは、大きないます。 では、日き込まないます。 は、一方では、日き込まないます。 は、一方では、日き込まないます。 は、一方では、日き込まないます。 は、一方では、日き込まないます。 の 利用がよりないた。 は、カームでは、日きないます。 の 利用がよりないた。 は、対していくたの。底 は、 は、アニューアナウイルス域に、 の の 利用がよりないた。 は、 アニューアナウイルス域に の の 利用がよりないます。 の の 利用がよりないます。 の の 利用がよりないます。 を対していくため、月を持ち、全しい。 は、日きないます。 は、日きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな						見直しや繁忙期にある		
# 原来の音音を描きます。	、、本社・支社局等の	率的な組織整備を行	織整備を行う。要員		和3年度)と比較して6.0%縮減し、年度計画に掲げる目標			
機能できるが高を整した。 (特別では下分) たっては、東京資本で 一人の関連を含むます。 (特別の表別では、本社・支柱局がよいて、海洋の機能できるが高を整した。 (特別の大きな) として、 (特別の大きな) として、 (特別の大きな) として、 (特別の大きな) として、 (特別の大きな) として、 (特別の大きな) として、 (大きな) には、 (大きな) として、 (大きな) には、 (大きな) にはな) には、 (大きな) にはな) には、 (大きな) にはない (大きな) にはない (大きな) にはない (大きな) にはな							<その他事項>	
電子型や機関子業では、 は、正型の対象により、 は、主題の対象により、 は、 は、と、対象に対象に対象により、 は、 は、は、対象に対象に対象により、 は、 は、対象に対象に対象により、 は、 は、対象に対象に対象により、 は、 は、対象に対象に対象により、 は、 は、対象に対象に対象に対象により、 は、 は、は、対象に対象に対象に対象により、 は、 は、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対								ナヤギロ/
金が出来の様に対していため、商・ はの様と作文は、中国は 東京の神経状 の一般を強力したの、一葉のできないたの をおいましたのできないたのでは、 の一般を対していたが、のでは、 をおいましたのできないたのでは、 の一般を対していたが、 をおいましたのできないたのでは、 の一般を対していたが、 の一般を対していたが、 を対していたが、 の一般を対していたが、 の一般を対していたが、 の一般を対していたが、 を対していたが、 の一が、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きのでは、 を対していたが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きのでは、 を対していたが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きのでは、 を対していたが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きのでは、大きが、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、						となるよう組織体制の		
会は、組織体制についてに、引き巻を入った。						<u>加</u> 座 しと IJ フル。	・DX の推進について	は、組織全体を変化さ
************************************							ステムと考え DX	の展開により 今まで
3. 平務所奉後活用 の規議体制の構築で表 できまるできまる。 お職権制の構築で表 製造とした 新 大学の 生物の 地方 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
型は悪とかるよう。随 理が進失かるよう。随 理が重とかるよう。では、大田 (中 ) を聴止とかった。 のでは、大田 (中 ) を聴止とかった。 力は、半部 (中 ) を使したのでは、変化した。 力は、半部 (中 ) を使したのでは、変化した。 力は、半部 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使したいた。 力は、半部 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使したいた。 力は、半部 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使した (中 ) を使したいた。 力は、大田 (中 ) を使した、大田 (中 ) を使した (中 ) を使した (中 ) を使したいた。 力は、半部 (中 ) を使した (中 ) でいた (本) (中 ) を使した (中 ) を使						うことにより、第4期中	ない人数で効率的	に業務が行えるように
電子語文人で語し、 の 災害を生物の整備。						期目標期間の最終年度	とを期待している	0
意味をたるよう。簡 等限度しを行うと、各本に歴史性理や確安 上部務格制の整備 推定理例の組みであり、目からの またであり、目からの 造たであり、目からの の 大い、ため、引き続き) の 一部 大い、自かしまり、 の 一部 大い、自かしまり、 の 一部 大きのよりを使きしまり、 を担かして、第一部 大きのは を担かして、第一部 大きのは を関かした。となもは、3 下部 大きのは を関かした。となもは、3 下部 大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを実施した。大きのは を表のはなどを生めした。 を表のはなどを生めた。は、 のと位置 つけ体制のを備をして、また。 を表のままま、自主 ともに、公室はした。 を会ともに、などした。 をともに、などした。 をともに、などした。 をともに、などした。 を表のまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		=						
第一個機能大・中期日 事業を作清に実施し の表が中度で含めた。 の表が中度で含めた。 の表が中度で含めた。 の表が中度で含めた。 が地方のを構造である。 の表が中度で含めた。 が地方のを構造である。 を指している。 のを自企や整備により。 を指している。 のを自企やを整備となる。 でおしている。 のを自企やを整備となる。 でおしている。 のを自企や整備となる。 でおしている。 のを自企やを整備となる。 では、また、のを自企ををはましま。 では、また、のを自企ををある。 のでは企や整備を作している。 のでは企や整備を行う。 のでは企や整備を行う。 のでは企や整備を行う。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備を行う。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備を行う。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企や整備をできない。 のでは企やを整備をできない。 のでは企かを要をとませている。 のでは企やを整備をできない。 のでは企かを整備をできない。 のでは企かを変した。 のでは企かをできなな、要を要とませている。 のでは企かを要をしたが、 のでは企かを要をしたが、 のでは企かを要をしたが、 のでは、まためには、実施の体験をとよげている。 ををを要となな、要をを要となる。 のでは、まために、実をのでは、とない。 ををを要となる。 のでは、またのでは、またし、安では、たまに、 ををを要となる。 のでは、またのでは、またし、安では、たまに、 ををを要とない。 のでは、またのでは、またし、一定、 ををを要となる。 をできな、要をのでがまををした。 をでは、またし、表に、安では、たま、 をでは、またい、では、またし、安では、たま、 をでは、またい、では、また、 をでは、ま、新な、でなを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なをを要とできない。 でき、なを事を要とでいる。 をでは、また、また、、また、とた、、 ・ 実施した。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、また、、また、とな、 ・ でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でき、なを事を要とでいる。 でも、なを事をできなとをした。 で、また、、なをのできなできなとし、。 では、これ、また、、なをのできなできな、 を他のでは、これ、は、また、、なで、なで、 をでは、これ、は、また、な、 をでは、これ、は、また、、な、をできな、と、、な、 でき、な、をを要性ののがあまた。 でき、なをを要性ののがあまた。 でき、なをを要性ので、 をでは、また、、な、をできな、と、、な、 できな、ををできなとし、。 では、これ、に、これで、これで、と、と、 に、これで、これで、これで、と、と、 に、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで								
2 後機能は、甲油田 精管理型の機といめ、引き続き またであり、同からの 産業を含べんという。手袋の進 面からの女性の大きのである。 原用水に、薬用水、水 固力が高度性的という。 変出が、三葉用水、水 固力が高度性的という。 変したという。 変性が、一葉の大き動きにより、一葉の 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 変性が、大きない。 などした、大きない。 などした、大きない。 などしたい。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 な					務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において			
常で連盟の想立行政								
表人であり、国からの 産管費受付金人に入って、今後の満 ・ 一次の大学へが高速を除すると、1 ・ 一次の大学への地域の一般に対して、大きの事物でである。第4 ・ 一次の大学への地域の一般に対して、大きの事物では、大きの事物では、大きの事物である。第4 ・ 一次の大きのというと称り、大きの事から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのもの地域である。第4 ・ 中郷しまの・本の機能の手がした。 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのも四から、 ・ 一次の大きのの四から、 ・ 一次の大きのの四から、 ・ 一次の大きのから、 ・ 一次の大きのから、 ・ 一次の大きのから、 ・ 一次の大きのの四から、 ・ 一次の大きのの四から、 ・ 一次の大きのから、 ・ 一次の大きのから、 ・ 一次の大きのが、大きが、中郷しまのできない。 ・ 一次の大きのの四から、 ・ 一次の大きのが、大きの表のできない。 ・ 一次の大きのが、大いまのできない。 ・ 一次の大きのでは、 ・ 一次を必要があるを発用。 ・ 一次の大きのでは、 ・ 一次を必要があるを発した。 ・ 一次を必要がまるを目か、 ・ 一次の大きのものから、 ・ 一次を必要があるを発した。 ・ 一次を必要がまる自由をでい、大いたの、表のできない。と、 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次を必要があるを発した。 ・ 一次の大きのものから、 ・ 一次を必要があるを発した。 ・ 一次を必要があると、 ・ ことも、大きのできない。 ・ 一次を終めた業務では、上でい、 ・ 一次を必要があると、ともた。 ・ 一次を必要があると、ともた。 ・ 一次を必要があると、ともた。 ・ 一次を必要があると、 ・ 主に事のとをは、 ・ 一次を必要があると、 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次を必要があると、 ・ 一次の大きののより、 ・ 一次の大きののより、 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次の大きのできない。 ・ 一次の大きのできることとし、 ・ この、 ・ 一次の大きので、 ・ 一次の大きので、 ・ 一部の大きに、 ・ 第3年ので、、 一次の大きに、 ・ 第4年の、と、 ・ 第4年の、・ 一の、 ・ で、の、の、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの、まの								
無力が主要のための国からの交付金や農産の場所の国権権制となる。								
国からの安付金や農 原用人、工業用水、水 直用水関係の国庫補 効金、各種用水の利 ③ 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ 国からの運営費 参大のための国から 等業のための国から 等業のための国から 等業のための国から の 反付金や都市用水 及び農業用水関係の ② 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ ② 自立的・戦略的な業 ② 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ ② 自立的・戦略的な業 ② 国からの運営費 参大院を踏まえ。前・戦略の ⑤ ② 自立的・戦略的な業 ② 国からの運営費 参大院を踏まえ。自立・戦略の ⑤ ② 自立的・戦略の 次 変が選挙を行い最大限の成果を上げている。 ⑤ 自立的・戦略のな業 及び農業用水関係の 次 変が選挙を行い最大限の成果を上げている。 とともに、安定した地 ⑥ 透明性を向しさせるとを発生とは、安定した地 ⑥ 透明性を向しさせるとを踏まえ。自主・大によう 選問な事業 果を上げていくため、 定とともに、安定した ⑥ 一般格的な業 ※ 選査体制を強化した。								
登用水、大 まう、随時見直しを行								
意用水の画 解補 う。 国からの運営費 於名負担金等により 医常している。   立うしたことから、自主的・戦略的な業   の変ととがにて、   教徒をなるよう、随   事業のための国から   の変と人がでい、   大変の成果を上げてい   大変の成果を上げてい   大変の成果を上げてい   大変の成果を上げてい   大変のは果を上げてい   大変のは果を上げてい   大変の強果を上げてい   大変のは果を上げてい   大変のは果を上で、適切な事業   職産管体制のを確保   生生で、適切な事業   変性の表の効率の				上削減する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7,74 1 7,74 1 1 24.7,74 1 4 7 7 7 7 7		
原金、条種用水の利 選	R用小、工業用小、小   首田水関係の国庫補							
整営している。								
□ 三したことから、 の交付金や都市用水 第連営を行い、最大 限の成果を上げてい、 成の利水者負担金等 の透明性を向上させ 5 と後に、安定した 1 とした、実施理管 で行い、最大 1 とした、実施理管 の透明性を向上させ 5 ととは、安定した 2 ともに、安定した 2 ともに、安定した 2 ともに、安定した 3 自主的・戦略的な業 第連営を行い、最大 1 としたとがら、 2 とを婚まえ、自主 5 ともに、安定した 5 とした、安定した 5 ともに、安定した 5 ともに、安定した 5 ともに、安定した 5 ともに、安定した 5 ともに、安定した 5 ともに、安定した 5 とを婚まえ、自主 5 ともに、安定した 5 変したとで、適切な事業 東登の削減も かっ また一で適切な事業 中でに 大きでした組織運営体制・対象を保険 大学にした組織運営体 制力を確保したうえで、 第の場外年度(令和3年度)と第 5 。また、事業費については、新等。改集事業とで行 のおしたともに、 対な事業医理を行 のに大いで対か。 第の分類による監視(点検・見直し)等を活用した。 事業費に対な事業医理を行 対力な事業医理を行 で、第 5 期中期目標 期間の最終年度(令和3年度)と第 5 。また、事業費については、新等。改集事業 6 理・対の本事業と要さいできることとし、公正性・透明 カートを関うの意となら言して、 第1 中期目標 期間の最終年度 (令和3年度)と第 5 明中期目標 期間の最終年度 (令和14 に) に、毎年度 第1 中間目標 対力の最終年度 (令和15 に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明 力では、新学・改集事 対力のより上に参した。 第2 を終ま3 事務所のうち 17 事務所において実施 し、全権との意と などを確保した合理的な調達を実施した。 第2 中間についての認識の向 上を図った。 第2 中間についての認識の向 上を図った。 第3 中間にのよりに、 一般を確保したうえで、 第4 期間の最終年度 (令和15 年度 (令和15 日をいました。 第4 知中財 目標 対力の最終年度 (令和15 日をいました。 第4 知中財 目標 対力の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 知中財 目標 対力の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 知中財 目標 対力の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 知中財 目標 対別の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 知中財 目標 対別の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 知中財 目標 対別の最終年度 (令和16 日をいました。 第4 記述の対しに、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対し、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対しに対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対して、 第4 記述の対しに対して、 第4 記述の対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対				/ 华/ / / / / / / / / / / / / / / / / /				
日主的・戦略的な業 人の展業用水関係の ないでは、一次の成果を上げている大の心には、業務運営の下い、最大 限の成果を上げているためには、業務運営の上させるとともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、適切な事業 ともして、本 後運営体制を確保 できない。大きの連門性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保 できない。大きな 変更の透明性を 向上させるとともに、安定したとした上で、適切な事業と 変更の透明性を 向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保 となきない。大きな 変更の透明性を 向上させるととは、第年を行うことにより、事業費について は、新築 な祭事業費を除き、業務の効率的な、業務運営の透明性を 向上させるとともに、 第一次では、大きな できない。 本 変更の動詞を 要要でいいては、新 向上をせるとともに、 第一般で解したうえで、 適切な事業監理を行うことにより、事業費について は、新築 な祭事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 切はいては、新家 改築事業費を除き、第4期中間を確保したうえで、 適切な事業監理を行う。また、事業費については、、 な変した組織運営体制の産産保したうえで、 適切な事業監理を行うまた、事業費については、 なず、対しては、新菜、改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度 (令和7年度)と昨ち す。また、事業費については、 第一次では、大きな 文字に 大組織運営体制を確保したうえで、 第一般で確保したうえで、 第一間の表終年度 (令和7年度)と時も では、 第一次では、 第一次をは、 第一	こうしたことから、	の交付金や都市用水	③ 自主的·戦略的	▶ 1日1示 /	当)付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPM			
原連宮を行い、最大 展の成果を上げてい (ためには、業務運営の 透明性を向上させるともに、安定した。 組織運営体制を確保 ともに、安定した。 とをもに、安定した。 組織運営体制を確保 とたて、適切な事業 監理を行うことにより、 変とした。 素務運営の透明性を では、多業・改築事業費を除き、第4期中期目 により選営の表現による。 の意見なともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 とともに、安定した。 変表が多率やの数型の数率を を理を行うことにより、 業務運営の透明性を った。 な、第4期中期目 を除き、第4期中期目 に合和3年度)と第5 別中期目標期間の最終年度(令和3年度)を比較して 会を度(令和7年度) とともに、第4期中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度) とたま、事業費を除き、第4期中 別中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度) とたいては、新薬・改築事業費といては、新薬・改薬事業費と下のも、第5期中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を比較して4%以上 節間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を比較しても、第3期中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を比較しても、第3期中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 関中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 関中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 関中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除さ、第4期中 関中期目標期間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 関中期目標別間の最終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 財 の長終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を除き、第4期中 財 の長終年度(令 を作度(令和7年度)を計算を所述を対した。 変とともに、会性の確保とかできることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。 を簡に、日で、一般管理費といての認識の向上を図った。 ・経理システムとのも、 を発生の値上、安全性の確に、そ全性の確に、その計画)とを図った。 ・経理システムをの事務系情報システムについて、、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムのの事系系情報システムについて、入力項目を自動的に				_	Oと位置づけ体制の整備を行った。			
限の成果を上げてい たためには、業務運営 により運営している 透明性を向上させる 起機運営体制を確保した。 たたで、適切な事業 ともに、安定した 虚理を行うことにより、事業費については、新 変・改築事業費については、新 変・改築事業費については、新 薬・改築事業費とでに、組織運営体制を確保したうえで、 護力とともに、安定したは、 大たで、適切な事業に 生と上でいくため、 業務運営の透明性を向上させる が、最大限の成 果を上げていくため、 業務運営の透明性を向上させる が、最大限の成 果を上げていくため、 業務運営の活理とした。 な事業費については、新 薬・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と比較して (令和7年度)と比較して4%以上 能対すること。 さらに、一般管理費 とともに、会布4線中度 (令和7年度)を比較して4%以上 満身・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度 (令和7年度)を比較して4%以上 造がすること。 さらに、一般管理費 といては、新築・改築事業性については、所養・改薬事業性については、一般競争入札等を原則としつで、 本は他主でもなともに、会布4年度の調達等合理 がな表するとともに、会布4年度の調達等合理 を6月に策症・公表するとともに、会布4年度の調達等合理 化計画の実施状況については、一般競争入札等を原則としつで、 表により随意契約において明確化された事由に該当する場合 に限り随意契約において明確化された事由に該当する場合 に限り随意契約において明確化された事由に該当する場合 に限り随意契約においての達化との主、 大き確保した合理的な調達を実施した。 本2 を6月に気で・公表もた。 を6月に策症・公表もた。 本3 が2 が3 が3 が4 が4 が4 が4 が5 が4 が5 が5 が4 が4 が4 が6 が5 が5 が4 が7 が6 が7 が6 が7 が7 が7 が7 が8 が8 が8 が7 が6 が7 が7 が7 が8 が7 が8 が7 が7 が7 が7 が7 が8 が8 が7 が7 が7 が7 が8 が7 が7 が7 が7 が7 が7 が7 が7 が7 が7								
□透明性を向上させるとともに、安定した 温能運営体制を確保 した上で、適切な事業 置性を行うことにより 事業費について ま、新薬・改築事業費を除う、第4期中期目 票期間の最終年度 (令和3年度)と第5 関中期目標期間の最 終年度 (令和7年度) と比較して 東では、新薬・改築事業費については、新薬・改薬事 関中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 原中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 第4期中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 第4期中期目標期間の最終年度 (令和3年度)と比較して 電がすること。 さらに、一般管理費 さらに、一般管理費 さらに、一般管理費 さらに、一般管理費 こともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、 前間の最終年度 (令和3年度)と比較し で、第5期中期目標期間の最終年度 (令 和7年度)までに4% 以上縮減するように 取り組が生物に、毎年度 をもに、安定した組織運営体 本で強薬事業費を除る、第4期中期目標 期間の最終年度 (令 和7年度)までに4% 以上縮減するように 取り組がよることとし、公正性・透明 性を確保した合理的な調達を実施した。 に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明 性を確保した合理的な調達を実施した。 (3) 一般事務業務において、更な名生産性の向上、安全性の確 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 で、業務システムの高 第2を除る第4点がも、、 ・ 世契約担当が立て、 本社契約担当が立て、 を6月に策定・公表するとともに、令和4年度の調達等合理化計画 を6月に策定・公表するとともに、令和4年度の調達等合理 化計画の実施状況について詳価・公表した。 また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつ つも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合 に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明 性を確保した合理的な調達を実施した。 (3) 一般事務業務において、更な名生産性の向上、安全性の確 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 では、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2						的な業務改善の取組へ		
フルタリーにとして、				<評価の視点>		- 100/01-11/1/ 01/01/01/01		
且織運営体制を確保  上た上で、適切な事業 上を上げていくため、 業務運営の透明性を 向、事業費については、第・改築事業費を除る、第 4 期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5 関中期目標期間の最終年度(令和7年度)と比較して4%以上 を定したの、事業費を除う、第 4 期中期目標期間の最終年度(令和3年度)を作し、第 5 期中期目標期間の最終年度(令和7年度)と比較して4%以上を確保した4%以上に対して4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を放けて4%以上を分割、生物を対するように 関・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・								
た上で、適切な事業				般管理費の削減も				
を理を行うことにより、実務運営の透明性を向上させるとともに、有力とのでは、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5では、新築・改築事業性を作(令和7年度)と比較して4%以上につて事間に関連を使(令和3年度)と第5と比較して4%以上を確保したうまで、期間を最終年度(令和3年度)と第5と比較して4%以上を確保したのでは、一般第一人の最近によることができることとし、公正性・透明では、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和7年度)と比較して4%以上につての最近によることができることとし、公正性・透明では、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和7年度)と比較して4%以上において実施では、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和7年度)との表達を表述した。  「令和5年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を6月に策するとともに、令和4年度の調達等合理化計画の実施状況については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明では、一般事務が表において実施し、各職員の職務の重要性を確保した合理的な調達を実施した。  「令和5年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を6月に策するとともに、前期の最終年度・2事務所のうちに、副理事を理が表するとともに、副理事を理が表するととに、副理事をは、記述するととに、副理事を理が表するとともに、副理事を理が表するとともに、副理事を理が表するとともに、副理事を理が表するとともに、副の主義を表するとともに、副の主義を表するとともに、副の主義を表するとともに、副の主義を主が、表示の意味を表するとともに、副の主義を主が、の、主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、の、主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、の、主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、の、主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、で表述を表するとともに、副の主義を主が、で表述を表述といて、主が、で表述を表述といて、表述を表述といて、一定を表述を表述といて、一定を表述とともに、のの主が、表述といて、主が、で表述を表述とともに、のの主が、表述とともに、副の主義を表述とともに、のの主、の、主が、で表述を表述とともに、のの表述を表述といて、主が、で表述を表述とともに、のの、表述ので表述を表述とともに、ののは、の、表述を表述を表述とともに、のの主述を表述とともに、ののは、表述と、記述と、表述を表述を表述とともに、のの主述を表述といて、表述を表述と、記述と、意味を表述といて、表述を表述とともに、副の主述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述を表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述を表述を表述といて、表述といて、表述を表述を表述を表述を表述といて、表述を表述を表述といて、表述を表述を表述を表述を表述といて、表述といて、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述といて、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表								
つ、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度の一方では、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度の一方では、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度の一方では、新築・改築事業費を除む、第5期中期目標期間の最終年度の一方では、新築・改築事業費を除む、第5期中期目標期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、新築・改築事期間の最終年度の一方では、一般事務業務において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。  「本の方では、新文・改業事業費を除む、第4期中期目標期間の最終年度の一方で表別であることをでは、一方で表別で表別で表別で表別であると表に、一般事務所職員との意見を表別であることとし、公正性・透明を表別であると表に、一般でであるとともに、一つの一方で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で						意見交換を全支社局に		
は、新築・改築事業費 安定した組織運営体制を確保したうえで、 制制の最終年度(令制を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5 (令和3年度)と第5 (令和7年度) とに較して4%以上を放けて4%以上では、一般管理費 を定した組織運営体制を確保したうえで、 第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度) とに較して4%以上では、新築・改築事業を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和7年度) とに較して4%以上では、新築・改築事業を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5 (令和3年度)と第5 (会社の最終年度)と第5 (会社の表述を発生を発きることとし、公正性・透明となることとし、公正性・透明となることとは、会社の最終年度と第5 (会社の最終年度)と第5 (会社の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表				るか。				
を除き、第4期中期目								
# 期間の最終年度   適切な事業監理を行   和3年度) と比較し   つも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合   17 事務所において実施   17 事務所において実施   17 事務所において実施   17 事務所において実施   し、各職員の職務の重要   性を確保した合理的な調達を実施した。   性についての認識の向   上を図った。   上を図ったる								
(令和3年度)と第5   う。また、事業費につ て、第5期中期目標 期中期目標期間の最 いては、新築・改築事 期間の最終年度(令 終年度(令和7年度) 業費を除き、第4期中					つも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合			
※年度(令和7年度)   業費を除き、第4期中   和7年度)までに4%   上を図った。						し、各職員の職務の重要		
を比較して4%以上 期目標期間の最終年 以上縮減するように (3) 一般事務業務におけるDXの推進(ICT等の活用) (5) 一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確 (5) 期中期目標期間の さらに、一般管理費 (5) 期中期目標期間の さらに、一般管理費 (5) 当中期目標期間の さらに、一般管理費 (5) 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					性を確保した合理的な調達を実施した。			
確滅すること。 度 (令和3年度)と第 取り組む。 一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確 務系情報システムについ さらに、一般管理費 5 期中期目標期間の さらに、一般管理費 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 て、入力項目を自動的に 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 ないまたの ないまたの はいまれる					(a) Mutath Math (a) 100 1 4 5 7 6 1/10/14 / 1/14 1/14			
さらに、一般管理費 5 期中期目標期間の さらに、一般管理費 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 て、入力項目を自動的に 保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高 だったりなどはないない。								
- こうに、一般自然員   0分1 分1 伝列的ツ   こうに、一般自然員   一下、未切りが十七次の同及して囚るにめ、未切りが、不切りが、不切りが、不切りが、不切りが、不切りが、不切りが、不切りが、不						1		
(人件費、公租公課、│最終年度(令和7年│(人件費、公租公課、│						転記する機能等追加の		
「大門真、五祖五味、」取於中皮(下和了中)(八門真、五祖五味、」						ための改造を実施するな		
置等の所要額計上を 上縮減する。								

必要とする経費及び 特殊要因により増減 する経費を除く。)に ついては、効率的な運 用により第4期中期 目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 期中期目標期間の最 終年度(令和7年度) を比較して4%以上 削減すること。

③ 機構の情報シス テムの整備及び管理 については、デジタル 庁が策定した「情報シ

ムの整備及び管理の 基本的な方針」(令和 3年12月24日デジタ ル大臣決定) に則り、

報システムの適切な 整備及び管理を行う とともに、情報システ ムの整備及び管理を 行うPJMO を支援する ため、PMO の設置等の 体制整備を行うこと。 (注 1 ) PJMO: Project Management Office(プロジェクト

推進組織) (注2) PMO: Portfolio

Management Office (全体管理組織)

(人件費、公租公課、 高年齢者雇用確保措 置等の所要額計上を 必要とする経費及び 特殊要因により増減 する経費を除く。)に ついては、効率的な運 用により第4期中期 | 標期間の最終年度 目標期間の最終年度 (令和3年度)と第5 期中期目標期間の最 終年度(令和7年度) を比較して4%以上 削減する。

④ 常日頃から職員 の創意工夫を活かし た業務改善への取組 を促すとともに、役員 が職員と密なコミュ ニケーションを図る。 ⑤ 機構の情報シス テムの整備及び管理 長・理事と管内事務 については、デジタル 庁が策定した「情報シ ステムの整備及び管 理の基本的な方針」 (令和3年12月24 5 機構の情報シス 日デジタル大臣決定) に則り、情報システム の適切な整備及び管 理を行うとともに、情 報システムの整備及 び管理を行う PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備

(注 1 ) PJMO: ProJect Management Office(プロジェクト 推進組織)

を行う。

(注2) PMO: Portfolio

Management Office

(2) 調達の合理化

機構の行う契約に ついては、「独立行政 法人における調達等 合理化の取組の推進 | 合理化の取組の推進 について」(平成27年 5月25日総務大臣決 5月25日総務大臣決 定) 等を踏まえ、引き 続き、公正かつ透明な|続き、公正かつ透明な 調達手続による適切|調達手続による適切|調達手続による適切 で、迅速かつ効果的な一で、迅速かつ効果的な一 調達を実現する観点|調達を実現する観点|調達を実現する観点 から、機構内の推進体がら、機構内の推進体 制を整備し、契約監制を整備し、契約監 視委員会による監視 等を活用するととも に、毎年度「調達等合 理化計画」を策定・公 理化計画」を策定・公

(2) 調達の合理化 機構の行う契約に ついては、「独立行政 法人における調達等 について」(平成27年 について」(平成27年 定) 等を踏まえ、引き 視委員会による監視 等を活用するととも に、毎年度「調達等合

さらに、一般管理費 | 必要とする経費及び 特殊要因により増減 する経費を除く。)に ついては、効率的な運 用により第4期中期 目標期間の最終年度 (令和3年度)と比 較して、第5期中期目 (令和7年度)までに 4%以上削減するよ うに取り組む。

④ 常日頃から職員 の創意工夫を活かし た業務改善への取組 を促すとともに、機構 内での共有と横展開 を図り、業務運営の効 率化を推進する。ま た、理事長と支社局 及び管内事務所長と の意見交換、副理事 所職員との意見交換 を実施し、各職員の職 務の重要性について の認識の向上を図る。 テムの整備及び管理 については、デジタル | 庁が策定した「情報シ

ステムの整備及び管

(令和3年12月24日

理の基本的な方針」

デジタル大臣決定)に 基づき、情報システム の適切な整備及び管 理を行う。

(全体管理組織)

機構の行う契約に ついては、「独立行政 法人における調達等 合理化の取組の推進 5月25日総務大臣決 定) 等を踏まえ、引き 続き、公正かつ透明な で、迅速かつ効果的な から、機構内の推進体 制を整備し、契約監

視委員会による監視

等を活用する。「令和

5年度独立行政法人

水資源機構調達等合

(2) 調達の合理化

人材の育成等の取組を実施した。

また、PMOとして、 事務系情報システムの 適切な整備及び管理の 支援のため、各システム 改造等の発注案件の仕 様書の確認などを実施

令和4年9月7日独 立行政法人水資源機構 情報化利用規程の一部 を改正し、機構における 情報システムの整備及 び管理を支援するため、 特命審議役(IT 担当)、 特命審議役(IT 担当) 付、技術管理室技術管理 課及び経営企画部計画 課をPMOと位置づけ 体制の整備を行った。

公正かつ透明な調達手 続による適切で、迅速か つ効果的な調達を実現 する観点から、副理事長 を総括責任者として、本 社契約担当部室を中心 に調達等合理化に取り 組む推進体制を整備し 加えて、外部有識者及び 監事によって構成される 契約監視委員会による 監視(点検・見直し)等 を活用した。

「令和5年度独立行 政法人水資源機構調達 等合理化計画 | を6月に 策定・公表するととも に、令和4年度の調達等 合理化計画の実施状況 について評価・公表し

また、契約手続につい ては、一般競争入札等を 原則としつつも、会計規 程等において明確化さ れた事由に該当する場 合に限り随意契約によ ることができることと し、公正性・透明性を確 保した合理的な調達を 実施した。

一般事務業務におい て、更なる生産性の向 上、安全性の確保、業務 の効率化及び高度化を 図るため、業務システム の高度化・多機能グルー プウェア整備・情報イン フラの強化などの重点D Xの取組を実施した。ま た、個別DXの取組方針 に基づき、業務のデジタ ル化、デジタル環境の整 備、デジタル人材の育成 等の取組を実施した。

これらの取組により。 中期計画における所期 の目標を達成することが できたと考え、B評価と

47

表し、年度終了後、実 表し、年度終了後、実 理	<b>単化計画   を策定・公</b>	した。
	をするとともに、令和	
	4年度の調達等合理	<課題と対応>
	と計画の実施状況に	特になし。
	ついて評価・公表す	
としつつも、随意契約としつつも、随意契約る		
	また、引き続き、一	
	受競争入札等を原則	
	としつつも、随意契約	
	こよることができる	
	事由を会計規程等に	
	おいて明確化し、公正	
	生・透明性を確保しつ	
	つ合理的な調達を実	
	をする。	
(3) 一般事務業務に (3) 一般事務業務に (3	(3) 一般事務業務に	
	おけるDXの推進(I	
	CT等の活用)	
	「独立行政法人水	
	資源機構DX推進プ	
業務以外の一般事務 ロジェクト」(以下「DX ロ		
	き、一般事務業務にお	
続きICTを積極的に活しいう。)に基づき、一しい		
用するとともに、更な一般事務業務において、一向		
	業務の効率化及び高	
全性の確保、業務の安全性の確保、業務 度		
効率化・高度化のため の効率化及び高度化		
DX を推進すること。 を図ることにより、国		
その際、デジタル社 民・利水者への各種サ		
会形成基本法等に規 ービスの向上及びコ		
定する「デジタル社会 スト縮減につなげる。		
の形成に関する重点		
計画」等の政府の計		
画等に留意すること。		

# 4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要	財産の処分に関する計画、	重要財産の譲渡計画、剰余金の使途					
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22					
度		レビュー						

指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R7年度	(参考情報)
		前中期目標期間最終 年度値					当該年度までの累積値等、必要な情報
収入予算現額(計画値)	_	-	151,379 百万円	159, 435 百万円			_
収入決算額(実績額)	_	129,667 百万円	133, 145 百万円	140, 236 百万円			_
達成度	_	-	-	_			_
支出予算現額(計画値)	_	-	153, 791 百万円	153, 354 百万円			_
支出決算額(実績額)	_	131,950 百万円	135, 188 百万円	129, 561 百万円			_
達成度	_	-	-	-			_
不要資産処分手続件数 (注2)[計画値]	_	_	_	_			年度計画 別表7関係
不要資産処分手続件数	_	_	2件	1件			上段:全体(注3)
(注2) [実績値]			_	_			下段:年度計画 別表7関係
達成度	_	_	-	_			_

- (注1) 収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。
- (注2) 不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。
- (注3) 不要資産処分手続件数(実績値)の上段は、年度計画の別表7に掲上した不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務プ	大臣による評価
				業務実績	自己評価		
第5期中期目標期	3 予算(人件費の見	3 予算(人件費の見	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
間中に計画される事	積りを含む)、収支計	積りを含む)、収支計	_	3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	評定:B		
業量等に基づき第5	画及び資金計画	画及び資金計画			中田日捶田間によりよう	自己評価書の「E	3」との評価結果が妥当であ
期中期計画の予算を	第5期中期目標期			中期目標期間における事業量等に基づいて年度計画の	<ul><li>中期目標期間における</li><li>東世界祭に其ずいて生</li></ul>	と確認できた。	
作成し、適正な予算	間中に計画される事		<指標>	収入支出予算、収支計画及び資金計画を作成し、これに基	事業量等に基づいて年	と推診できた。	
<b>管理の下、効率的な</b>	業量等に基づき、中		_	づいて適正に業務運営を行った。	度計画の収入支出予算、		
予算執行による業務	期計画の予算を作成			財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、	収支計画及び資金計画	7 松松市市 米水	モヴ   の細胞ロッパルギーダン
軍営を行うこと。	し、適正な予算管理		<評価の視点>	セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載す	を作成し、これに基づい	<	<b>運営上の課題及び改善方策&gt;</b>
(1)安定的かつ効率的			適正な業務運営や資		て適正に業務運営を	(特になし)	
な資金調達	執行による業務運営		産管理を確保するもの	きるように備え置いた。	行った。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
機構は、国からの	を行う。		であるか。	水資源債券については、業務運営の透明性を確保するた	・ 財務内容の透明性の		
軍営費交付金によら	「1. 国民に対し	「1.国民に対して提	(4) 3 %	め、債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機	確保と説明責任の徹底		
ず、治水事業のため	て提供するサービス	供するサービスその		関投資家等への説明会の開催を適切に実施し、機構事業の	を図るため、セグメント		
の交付金や農業用	その他の業務の質の	他業務の質の向上に		重要性及び財務状況の信頼性の高さから信用格付がAA	情報を含む財務諸表等	<その他事項>	
	向上に関する目標を	関する目標を達成す		+に維持されていることに加え、ESG投資に関心のある	をウェブサイトに掲載す	(外部有識者からの	7主か音目)
ト、工業用が、が追    	向上に関する目標を 達成するためとるべ	ありる日保を達成り   るためとるべき措		投資家からの需要の高まりから、サステナビリティボンド	るとともに、本社・支社		
市が関係の国庫補助   を、各種用水の利水	き措置」、「2.業務	置]、「2.業務運営の		(SDGs 倩)として継続発行することで、引き続き安定	局及び全事務所におい	<ul><li>適切に処理されて</li></ul>	ていると考える。引き続き財
を、各種用水の利水   者負担金及び借入金	さ指直」、「2. 業務 運営の効率化に関す	直」、 2. 業務連呂の   効率化に関する目標		(SDGS領)として継続発行することで、引き続き女正的かつ効率的な資金調達となった。	ても閲覧できるように備	内容の改善を図り	られたい
				的が7効学的な質金調達となった。	え置いた。	円谷の以音を図り	540/CV ·0
学によって運営して	る目標を達成するため、	を達成するためとる		4 层期供 1 人の阻库療	・ 水資源債券について		
いることから、引き	めとるべき措置」で	べき措置」で定めた事		4. 短期借入金の限度額	は、業務運営の透明性を		
売き、水資源債券の	定めた事項、事業量	項、事業量等に基づき		事業の綿密な収支計画に基づき、交付金の受入等適切な	確保するため、債券発行		
発行に当たっては、 のはおお.	等に基づいて中期計	予算を作成し、当該		資金管理により、一時的な資金不足に対応するための短期	に係る情報等のウェブサ		
投資家への情報発信	画の予算を作成し、	予算による業務運営		借入を行う必要はなかった。	イトの適宜更新、機関投		
を行うとともに、市	当該予算による業務	を行う。			資家等への説明会の開		
場関係者等のニーズ	運営を行う。	また、財務内容の透		5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産があ	催を適切に実施し、機構		
と踏まえながら、安	また、財務内容の	明性の確保、説明責		る場合には、当該財産の処分に関する計画	事業の重要性及び財務		
官的かつ効率的な資	透明性の確保、説明	任の徹底を図る。		適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の	状況の信頼性の高さか		
<b>企調達に努めるこ</b>	責任の徹底を図る。	① 財務内容の透明		規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを	ら信用格付がAA+に		
- 0	① 財務内容の透明	性の確保と国民への		行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産	維持されていることに加		
	性の確保と国民への	サービス向上を図る		の処分等の状況について確認を行った。	え、ESG投資に関心の		
	サービス向上を図る	ため、引き続き事業種		また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件に	ある投資家からの需要		
いては、山間部のダ	ため、引き続き事業	別等により整理した		ついて、令和5年度に通則法の認可を受けて、売却手続き	の高まりから、サステナ		
ム等管理や災害等発	種別等により整理し	セグメント情報を含		を行い、国庫納付を完了させるなど、適切な資産管理に取	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
生時の緊急対応等も	たセグメント情報を	む財務諸表等をウェ		り組んだ。	ビリティボンド(SDG		
含め、施設管理等に	含む財務諸表等をウ	ブサイトに掲載する			s債)として継続発行す		
<b>支障が出ることの無</b>	ェブサイトに掲載す	とともに、本社、支社		6.5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保	ることで、引き続き安定		
いよう留意しつつ保	るとともに、本社、	局及び全事務所にお		に供しようとするときは、その計画	的かつ効率的な資金調		
有の必要性について	支社局及び全事務所	いても閲覧できるよ		5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の	達となった。		
不断の見直しを行う	においても閲覧でき	う備え置く。		必要は生じなかった。	・事業の綿密な収支計		
こと。	るよう備え置くもの	② 国からの運営費			画に基づき、交付金の受		
- •	とする。	交付金によらず、治水		-   7. 剰余金の使途	入等適切な資金管理に		
	② 国からの運営費	事業のための交付金		利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化	より、一時的な資金不足		
	交付金によらず、治	や農業用水、都市用		に資する業務に活用するため、令和5年度の当期総利益に	に対応するための短期		
	水事業のための交付	水関係の国庫補助		ついて、全額を積立金として整理し適正に取り組んだ。	借入を行う必要はな		
	金や都市用水及び農	金、各種用水の利水			かった。		
	業用水関係の国庫補	者負担金及び借入金			・ 適切な資産管理を推		
	助金、各種用水の利	等によって運営して			進するため、独立行政法		
	水者負担金及び借入	いることを踏まえ、市			人通則法の規定に基づ		
	か有負担金及び個人 金等によって運営し	場を通じて業務運営			き保有資産の必要性に		
	立寺により (連貫し ていることを踏ま	物を通して未務連呂   の効率化へのインセ			ついて不断の見直しを		
	え、市場を通じて業				行うため、資産管理等整		
		ンティブを高める等の知られた道へなれ			理推進委員会を開催し、		
	務運営の効率化への	の観点から導入され			不要財産の処分等の状		
	インセンティブを高	た財投機関債の円滑			況について確認を行っ		
	める等の観点から導	な発行のため、業務概			た。		
	入された財投機関債	要、令和4年度決算			また、中期計画別表 7		
	の円滑な発行のた	内容及び持続可能な			以外に不要と判断した		
	め、業務概要及び各	開発目標(SDGs)	1	I	財産1件について、令和	1	

年度決算の内容を盛	への貢献等を盛り込	5年度に通則法の認可
り込んだ資料を作成	んだ資料を作成し、機	を受けて、売却手続きを
し、機関投資家等向	関投資家等向けの説	行い、国庫納付を完了さ
けの説明を行うとと	明を行うとともにウ	せるなど、適切な資産管
もに、ウェブサイト	ェブサイトに掲載す	理に取り組んだ。
に掲載する等、引き	る等、引き続き業務運	・ 5に規定する財産以外
続き業務運営の透明	営の透明性を確保し、	の重要な財産について、
性を確保し、安定的	安定的かつ効率的な	譲渡等の必要は生じな
かつ効率的な資金調	資金調達に努める。	かった。
達に努める。		・ 利水者等へのサービス
		の向上や機構の経営基
4 短期借入金の限	4. 短期借入金の限	盤の強化に資する業務
度額	度額	に活用するため、令和5
一時的な資金不足		年度の当期総利益につ
に対応するための短		いて、全額を積立金とし
期借入金の限度額	借入金の限度額は、	て整理し適正に取り組
		んだ。
とする。	000 12(1,5) 20	<ul><li>これらの取組により、</li></ul>
C 9 %		中期計画における所期
5 不再財産収け不	5. 不要財産又は不	の目標を達成することが
	3. 小安財産又は小	の日保を達成することが   できたと考え、B評価と
	見込まれる財産があ	した。
	る場合には、当該財産	<課題と対応>
		特になし。
	保有財産については、	
	適切な資産管理に取	
	り組むとともに、その	
	必要性について山間	
	部のダム等管理や災	
災害等発生時の緊急	害等発生時の緊急対	
対応等も含め、施設	応等も含め、施設管	
管理等に支障が出る	理等に支障が出るこ	
ことのないよう留意	とのないよう留意し	
	つつ、業務を確実に実	
	施する上で必要か否	
	かについて検証を実	
	施する。必要がなく	
	なったと認められる	
	場合は、独立行政法	
う。	人通則法に基づき処	
/ / /	分手続きを行う。	
	77 TING 211 7.	
6 5 に規定する財	   6.5に規定する財産	
産以外の重要な財産を譲渡しては担保	以外の重要な財産を	
を譲渡し、又は担保	譲渡し、又は担保に供	
に供しようとすると		
きは、その計画	その計画	
5に規定する財産	5に規定する財産以	
以外の重要な財産に	外の重要な財産につ	
ついて、譲渡又は担	いて、譲渡又は担保に	
保に供しようとする	供しようとするとき	
ときは、通則法に則	は、通則法に基づき処	
り処分手続を行う。	分手続を行う。	
7 剰余金の使途	7. 剰余金の使途	
剰余金の使途は、	剰余金の使途は、	
新築及び改築事業、	新築及び改築事業、	
管理業務等に係る国	管理業務等に係る国	
及び利水者の負担軽	及び利水者の負担軽	
減を図るなど、利水	減を図るなど、利水	
者等へのサービスの	者等へのサービスの	
向上や機構の経営基	向上や機構の経営基	
関土や機構の経営を   盤の強化に資する業		
一	強い強化に負する素	
	1 477 ( 9 %)	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 1	内部統制の充実・強化						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22				
度		レビュー					

2. 主要な経年デ	一タ						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6 年度	R7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
監事監査の実施 (計画値) (注1)	_	_	26 事務所	26 事務所			
監事監査の実施 (実績値)	_	27 事務所	26 事務所	26 事務所			_
達成度	_	_	100%	100%			_
特定調達物品等調達率 (計画値)	R 4 年度: 100%	_	100%	100%			_
特定調達物品等 調達率 (実績値)		100%	100%	100%			
達成度	_	_	100%	100%			_

<sup>(</sup>注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 各事業年度の業	務に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	西に係る自己評価及	び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	至による評価
				業務実績	自己評価		
理事長のリーダ シップの下、「4.	ー 理事長のリーダーシ 業 ップの下、「2.業務		<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>   評定: B	評定	В
務運営の効率化に			_	(1)適切なリスク管理	ft. D	自己評価書の「B」	との評価結果が妥当であると
する事項」及び「5				リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を	<ul><li>リスク管理のモニタリングである。</li></ul>	確認できた。	
財務内容の改善にする事項」に関する			<指標>	2回開催した。 また、令和2年4月7日の緊急事態宣言発出を受け、新型	ング等のため、リスク管 理委員会を2回開催し		
組等を実施するこ	と 見積りを含む)、収支	見積りを含む)、収支	_	コロナウイルス感染症対策本部を設置していたが、令和5年	た。	│ │ <	上の課題及び改善方策>
に加え、法人文書		計画及び資金計画」		5月8日の感染症法上の位置付け変更により、対策本部は解 # * * * * * * * * * * * * * * * * * *	また、令和2年4月7	(特になし)	工小林/医及① 吹音// ボ/
理の徹底による文 の紛失防止対策等			<評価の視点>	散した。 PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスク	日の緊急事態宣言発出 を受け、新型コロナウイ	(特になし)	
切なリスク管理や	法 人文書管理の徹底に	人文書管理の徹底に	リスク管理や法令 等の遵守等の取組	を含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局	ルス感染症対策本部を		
令等の遵守等の取 を実施するとともに			を通じて適切なガバ	及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リ	設置していたが、令和5		
と   と   と   と   と   と   と   と   と   と			ナンスを行ったか。	スクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策	年5月8日の感染症法 上の位置付け変更によ	<その他事項>	
機構の業務の適正	な 等の取組を実施する	等の取組を実施する	適切な情報セキュ	の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。	り、対策本部は解散し	(外部有識者からの主	な意見)
運営を図り、会計 理の適正を確保す			リティ対策を推進したか。	また、研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる 浸透を図った。	た。 PDCAサイクルによ	・適正な内部統制が行	われている。引き続き内部統
ことにより、内部統		の適正な運営を図り、	12.75		るリスク管理を推進し、	制の充実・強化を図	られたい。
システムの向上に				(2) コンプライアンスの推進	潜在リスクを含むリスク		
め、自主的・戦略的 業務運営及び適切				コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全 事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ 469 回開	管理の継続的な向上を 図るため、本社・支社局		
ガバナンスを行う	こ 上に努め、自主的・戦	上に努め、自主的・戦		催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。	及び全事務所において		
と。	略的な業務運営及び セ 適切なガバナンスを			また、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート  対理な知識はまる思知さることに、内が特別の基本大学	最重要、重要リスク及び その他のリスクについて		
キュリティ戦略」(		週別なガハナンへを   行う。		結果を解説付きで周知することにより、内部統制の基本方針 及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・	6ヶ月に1回行うリスク		
和3年9月28日閣	議また、「サイバーセ	また、「サイバーセ		定着を図った。さらに、新規採用職員や新任管理職を対象と	モニタリングにより、リ		
決定)等の政府の 針を踏まえ、引き				した階層別の内部研修においてもコンプライアンスの推進に 関するプログラムを実施した。なお、ハラスメント防止関係	スクマップ、リスク管理 票を更新し、現状のリス		
	の 決定)等の政府の方			関するプログラムを実施した。なお、パラスグント防止関係   については、特に重点的に取り組んだ。	ク管理方策の評価、重要		
	全針を踏まえ、引き続			コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理	度の位置付けや方策等		
	保 き、サイバー攻撃等の 保 脅威への対処に万全			委員会を2回開催した。 コンプライアンス事例集の充実を図り、役職員へ周知する	の見直しを行った。 また、研修等の際にリ		
護を含む適切な情	報│を期するとともに、保	を期するとともに、保		とともに、支社局及び各事務所に対して、外部専門機関によ	スク管理に係る講義を		
セキュリティ対策		有する個人情報の保		る法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録	行い、更なる浸透を図っ		
推進すること。	世を古む週切な情報 セキュリティ対策を	護を含む適切な情報 セキュリティ対策を		画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支	た。		
	推進する。	推進する。		援した。	<ul><li>コンプライアンス推進</li></ul>		
	具体的には、機構が 別途定める内部統制	具体的には、機構が別途定める内部統制		   (3)業務執行及び組織管理・運営	月間を中心に、本社・支 社局及び全事務所での		
	の基本方針に基づき			「「別来物料行及の組織管理・運営   原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・	法令遵守等に係る講習		
	内部統制の充実・強			運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、	会・説明会を延べ 469 回		
	化を図り、「2.業務 運営の効率化に関す			役員会での審議・報告の結果について、支社局長等及び本社 部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。	開催するとともに、顧問 弁護士による法令遵守		
	る目標を達成するた	る目標を達成するた		即主人もに囚走し、「阪府」が旧れ入りで囚った。	研修を実施した。		
	めとるべき措置」、	めとるべき措置」、		(4)業務成果の向上	また、コンプライアン		
	「3. 予算 (人件費の見積りを含む)、収支			ISO55001に沿った業務運営として、Plan:第5期 中期計画に沿ってAM目標(年度計画)を策定、Do:Planに	スアンケートを実施し、 アンケート結果を解説		
	計画及び資金計画」	計画及び資金計画」		基づく業務の実施、Check:監査室による適切なAMS内部監	付きで周知することによ		
	等の取組と併せ、以下の取組を行る			査や役員によるマネジメントレビューの実施、第三者認証機 関ストスよこの5.5.0.0.1 の東新家本祭 A + 東新家本の社	り、内部統制の基本方針		
	の取組を行う。	の取組を行う。		関によるISO55001の更新審査等、Act:更新審査の結果等を共有、を行いPDCAサイクルの適正な運用を行った	及び独立行政法人水資 源機構倫理行動指針の		
	(1) 適切なリスク管			(図−1)。	職員への浸透・定着を		
	理 タ聯員が聯致の重	理   ① 災害等によりリ		令和5年度に受審した外部認証機関からの定期サーベイランス審査の結果、所見事項はなく、水資源機構アセットマネ	図った。さらに、新規採 用職員や新任管理職を		
		スクの現実化が想定		ンス番鱼の福来、所見事頃はなく、水質源機構)セットマネ   ジメントシステムの一定の成熟が示唆された。	円極貝や新任官理職を 対象とした階層別の内		
	執行を阻害する要因	される場合の体制の			部研修においてもコンプ		
	をリスクとして捉え、 リスク管理に関する			(5)監査の実施 監事監査計画に基づき、本社、淀川本部、筑後川局、総合	ライアンスの推進に関す るプログラムを実施し		
	ノハノ目柱に関する	心阪日生に戻りる以	I	<u> </u>	タノロノノムで天旭し	l .	

基本規程に基づき適 組の審議・決定、リス 切なリスク管理を行 う。

ク管理のモニタリン グ等のため、リスク管 理委員会を開催する。 ② 第3期中期目標 期間から実施してい るPDCAサイクル によるリスク管理に ついて、潜在リスクを 含むリスク管理手法 の継続的な向上を図 るとともに、研修等に より更なる浸透を目

#### (2) コンプライアン スの推進

適正な業務運営を 図るため、コンプライ アンスの更なる推進 を図る。

 毎年度、本社、支 | ① コンプライアン 社局及び全事務所に おいて法令遵守等に 係る講習会・説明会 を実施する。また、内 部研修においても、コ ンプライアンスの推|実施するとともに、本 進に関するプログラ ムを実施する。

② コンプライアン スの取組状況及び倫 理に反する事案が生 じた場合には、外部有 識者及び理事長等か | 当該事案について報 ら構成される倫理委 | 告・審議するため、倫 員会を開催して、当該 **□** 理委員会を開催する。 事案について報告・審 議する。

③ 他組織も含めた 有用な取組状況や過┃有用な取組状況や過 去の具体事例を含め 去の具体事例を含め たコンプライアンス たコンプライアンス 事例集の充実を図る┃事例集の充実を図る こと等により、本社、 支社局及び全事務所 支社局及び全事務所 におけるコンプライ アンス推進責任者の 活動を支援する。まし活動を支援する。ま た、当該事例集の役 た、当該事例集の役

指す。 (2) コンプライアン スの推進

適正な業務運営を図 るため、コンプライア ンスの更なる推進を 図る。

ス推進月間(11月) を中心に、本社、支社 局及び全事務所で法 令遵守等に係る講習 会・説明会を複数回 | 社主導による全職員 を対象とした外部専 門機関による法令導 守研修等を実施する。 また、内部統制の基本 方針及び独立行政法 人水資源機構倫理行 動指針の職員への浸 透・定着を図るため、 コンプライアンスア ンケートを実施する。 さらに、内部研修にお いてもコンプライア ンスの推進に関する プログラムを実施す

② コンプライアン スの取組状況及び倫 理に反する事案が生 じた場合にあっては

③ 他組織も含めた こと等により、本社、 におけるコンプライ アンス推進責任者の 技術センター及び22事務所において監事監査受けた。なお、 今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携 が必要となる事象は生じなかった。

事業報告書(会計に関する部分に限る。)、決算報告書及び 令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受け た。

#### (6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争 入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和5年度の一 般競争入札の割合は、件数ベースで66.9%となった。

契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者 応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承 が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審 査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを 得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な 適用を図った。

一者応札・一者応募となっている案件については、入札公 告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公 告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確 保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件 を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の 競争性の確保を図った結果、令和5年度の一般競争入札にお ける一者応札の割合は、46.3%となった。

入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、26事務所に おいて入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識 者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注す る工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事 務手続きについて監視・審査を受けた。

「公共調達の適正化について」に基づき、毎月入札結果等 をウェブサイトにより公表した。

#### (7)談合防止対策の徹底

新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止 に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等 において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止 対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入 札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防 止対策の徹底を図った。

#### (8)情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システム による情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務 従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻 撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリ ティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。 なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな 対策が必要となる事項はなかった。

#### (9)法人文書管理の徹底・強化

文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書 管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施 されていることを確認した。

また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策と ともに業務の効率化を図った。

全職員を対象に内閣府作成の公文書管理 e - ラーニング教 材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書 管理の徹底・強化を図った。

#### (10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を 確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、

た。なお、ハラスメント 防止関係については、特 に重点的に取り組んだ。

コンプライアンスの取 組状況等の報告・審議の ため、倫理委員会を2回 開催した。

コンプライアンス事例 集の充実を図り、役職員 へ周知するとともに、支 社局及び各事務所に対 して、外部専門機関によ る法令遵守研修のWE B会議システムを活用 した配信及び録画デー タの共有等を本社、支社 局及び事務所における 職員研修に活用するな ど、コンプライアンス推 進責任者の活動を支援 した。

- 原則として毎週役員会 を開催し、業務執行及び 組織管理・運営に関する 重要事項について審議・ 報告を行った。さらに、 役員会での審議・報告の 結果について、支社局長 等及び本社部室長等に 伝達し、機構内の情報共 有を図った。
- ISO55001に 沿った業務運営として、 Plan:第5期中期計画に 沿ってAM目標(年度計 画)を策定、Do: Plan に 基づく業務の実施、 Check: 監査室による適 切なAMS内部監査や 役員によるマネジメント レビューの実施、第三者 認証機関による ISO5 5001の更新審査等、 Act:更新審査の結果等 を共有、を行いPDCA サイクルの適正な運用を 行った (図-1)。

令和5年度に受審し た外部認証機関からの 定期サーベイランス審 査の結果、所見事項はな く、水資源機構アセット マネジメントシステムの 一定の成熟が示唆され

・ 監事監査計画に基づ き、本社、淀川本部、筑 後川局、総合技術センタ 一及び22事務所におい て監事監査受けた。な お、今年度は、臨時監査 職員への周知を図る。

(3) 業務執行及び組 織管理・運営

員会を開催し、業務 | 会を開催し、業務執 執行及び組織管理・┃行及び組織管理・運 運営に関する重要事 | 営に関する重要事項 項について審議・報告 について審議・報告す するとともに、必要に 応じてその結果を機 構内に伝達し、情報を 共有する。

(4) 業務成果の向上 回確認するとともに、 改善を図る。

### (5) 監査の実施

- ① 監事監査計画に ① 監事監査計画に 基づき、本社、支社局 | 基づき、本社、支社局 及び各事務所においし及び各事務所におい て監事監査を受ける とともに、監事が必要 と認める場合には、臨 士や公認会計士との
- ② 事業報告書(会 計に関する部分に限 る。)、決算報告書等 | る。)、決算報告書等 について、会計監査人 について会計監査人
- (6) 入札契約制度の 競争性・透明性の確

適正な業務運営を 図るため、入札契約制図るため、入札契約制 度の競争性・透明性│度の競争性・透明性 を確保し、監事監査に よるチェックを受け るとともに、外部有識 者から構成される委 員会により監視を行 | 員会により監視を行 う。

① 契約手続におい て、一般競争入札方 式を基本とし、競争一式を基本とし、競争 性・透明性の確保を 性・透明性の確保を 図る。

また、随意契約につ いては、契約監視委員

│職員への周知を図る。

(3) 業務執行及び組 織管理・運営

原則として毎週役 | 原則として毎週役員 るとともに、必要に応 じてその結果を機構 内に伝達し、情報を共 有する。

- (4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗 中期計画等の進捗状 状況を年度当たり2 況を年度当たり2回 確認するとともに、水 「独立行政法人水資 | 資源機構アセットマ 源機構アセットマネーネジメントシステム ジメントシステム|を (AMS)の効率的な 活用しつつ、PDCA サー運営を図りつつ、PD イクルの適切な運用 | CAサイクルの適切 を行い継続的な業務 な運用を行い、継続的 な業務改善を図る。
- (5) 監事監査の実施 て監事監査を受ける とともに、監事が必要 と認める場合には、臨 時監査の実施、弁護|時監査の実施、弁護 士や公認会計士等と 連携等により監事機 | の連携等により監事 能の万全な発現を図|機能の万全な発現を 図る。
- ② 事業報告書(会 計に関する部分に限 による監査を受ける。 による監査を受ける。
  - (6) 入札契約制度の 競争性・透明性の確

適正な業務運営を を確保し、監事監査に よるチェックを受け るとともに、外部有識 者から構成される委

① 契約手続におい て、一般競争入札方 図る。

また、随意契約につ いては、契約監視委員 会の審議等を経て、真|会の審議等を経て、真

機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進め た。

なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、 かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなど の関連法人との契約の状況については1件該当があり、ウェ ブサイトで公表した。

(11)環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施

本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即 した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)に基づ き、環境管理マニュアルに沿って、定期的な進捗確認、環境 管理責任者による点検や環境監査等を行うことで、環境保全 の取組を着実に実施した。

(12)温室効果ガスの排出抑制

温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、温室効果ガ ス排出削減の取組を推進した。

公用車の電動化や、執務室等の LED 照明の導入の計画を策 定した。また、管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設 備を有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。

これらにより、令和5年度の温室効果ガス排出量は、82,603 t-CO2となり、基準年度より21%削減された。

#### (13)環境物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に 基づき、令和5年度における「環境物品等の調達の推進を図 るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少な い物品等を調達した。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進 に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの を 100%調達した。

公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築 機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100% 調達した。

の実施、弁護士や公認会 計士等との連携が必要 となる事象は生じなかっ

事業報告書(会計に関 する部分に限る。)、決算 報告書及び令和5年度 財務諸表について会計 監査人による監査を受 けた。

入札契約制度の競争 性・透明性を確保するた め、一般競争入札方式を 基本とした発注を推進 した結果、令和5年度の 一般競争入札の割合は、 件数ベースで 66.9%と なった。

契約監視委員会にお いて、競争性のない随意 契約及び一者応札案件 について年2回報告し 点検を受けたほか、事前 了承が必要な新規随意 契約案件について、本社 所管部室により審査を 行った上、契約監視委員 会の審議等を経て、真に やむを得ない案件のみ 契約手続を実施するな ど、随意契約の厳格な適 用を図った。

一者応札・一者応募と なっている案件について は、入札公告期間の延長 や事業者向けのメール マガジンの配信による公 告案内、地域要件等の入 札参加条件等の緩和、準 備期間の確保のための 早期発注等の取組に加 え、一者応札となった案 件を分析し、同様の発注 に際し要件緩和等を行 うなど、一層の競争性の 確保を図った結果、令和 5年度の一般競争入札 における一者応札の割 合は、46.3%となった。

入札・契約手続きの一 層の適正化を図るため、 26事務所において入札・ 契約手続きの監査を受 けるとともに、外部有識 者で構成する入札等監 視委員会を2回開催し、 機構が発注する工事等 に係る入札・契約手続き 及び補償契約に係る契 約事務手続きについて 監視・審査を受けた。

「公共調達の適正化 について」に基づき、毎

にやむを得ない案件 にやむを得ない案件 適用を図る。一者応│適用を図る。一者応 札・一者応募となって いる案件については、 更なる入札参加資格 更なる入札参加資格 見直しを行うなど、一 層の競争性の確保を|層の競争性の確保を 図る。

- 適正化を図る。
- ③ 入札契約の結果 ③ 入札契約の結果 等については、ウェブ 表する。
- の徹底

コンプライアンス の推進、入札契約手 続の見直し等により、 入札談合等に関与す 入札談合等に関与す る行為の防止対策を る行為の防止対策を 徹底する。

(8) 情報セキュリテ ィ対策の推進

サイバーセキュリ 方針を踏まえ、引き続 の新たな脅威に迅速 するほか、機構が保有 | を検討する。 する個人情報の保護 も含めた情報セキュ リティ対策を推進す る。

(9) 法人文書管理の 徹底・強化

文書管理体制の強 化、電子決裁の運用、化、電子決裁の運用、 定期的な全職員向け 定期的な全職員向け じて、法人文書の紛失 防止対策を含め、法 人文書管理を徹底・ 強化する。

のみとし、その厳格なしのみとし、その厳格な 札・一者応募となって いる案件については、 要件、契約条件等の 要件、契約条件等の 見直しを行うなど、一 図る。

② 入札・契約手続 ② 入札・契約手続 については、監事監査 については、監事監査 を受けるとともに、外を受けるとともに、外 部有識者から構成さ | 部有識者から構成さ れる入札等監視委員 れる入札等監視委員 会等の監視・審査を | 会等の監視・審査を 受けることで、一層の一受けることで、一層の 適正化を図る。

- 等については、ウェブ サイト等を通じて公 サイト等を通じて公 表する。
- (7) 談合防止対策 (7) 談合防止対策の 徹底

コンプライアンス の推進、入札契約手 | 続の見直し等により、 徹底する。

(8) 情報セキュリテ ィ対策の推進

ログ監視システム ティ戦略等の政府の により機構の情報ネ ットワーク全体を一 き、標的型攻撃メール 括監視するとともに、 や新型ウイルス等に|標的型攻撃メールや よるサイバー攻撃等 | 新型ウイルス等のサ イバー攻撃等に備え かつ的確に対応し、業 た情報セキュリティ 務の継続性を確保す | 対策を推進する。ま るとともに、メール誤した、情報セキュリティ 送信等による情報漏 ポリシーに基づく自 洩等発生を未然に防 │ 己点検、セキュリティ 止するための対策の | 監査等を踏まえ、必要 徹底や研修等を実施 に応じて新たな対策

> (9) 法人文書管理の 徹底•強化

文書管理体制の強 の研修の実施等を通しの研修の実施等を通 じて法人文書の紛失 防止対策を含め、法 人文書管理を徹底・ 強化する。

月入札結果等をウェブ サイトにより公表した。

- 新任管理職研修等の 内部研修において、入札 談合等の防止に係る講 義を実施するとともに、 全国経理事務担当者会 議等において、入札契約 情報の厳格な管理の徹 底や入札談合防止対策 等についての説明を行 い、コンプライアンスの 推進、入札契約手続の見 直し等による入札談合 等に関与する行為の防 止対策の徹底を図った。
- ・ 情報セキュリティ対策 を推進するため、ログ監 視システムによる情報ネ ットワークの一括監視 等を行うとともに、事務 従事者を対象に情報セ キュリティポリシー説明 会、標的型攻撃メール訓 練、情報セキュリティ自 己点検及び情報セキュ リティ監査等を行うこと で情報セキュリティ対策 を推進した。

なお、自己点検及びセ キュリティ監査の結果 により新たな対策が必 要となる事項はなかっ

文書整理月間におい て、主任文書管理者の指 導の下、文書管理者によ る重点的な点検を実施 し、適切に文書管理が実 施されていることを確認 した。

また、電子決裁の運用 により、法人文書の紛失 防止対策とともに業務 の効率化を図った。

全職員を対象に内閣 府作成の公文書管理 e - ラーニング教材を活 用した法人文書管理研 修の実施等を通じて、法 人文書管理の徹底・強化 を図った。

関連法人との間におけ る人と資金の流れについ て透明性を確保するた め、機構から関連法人へ の再就職の状況につい て、機構ウェブサイトで 公表する等、情報の公開 等の取組を進めた。

(10) 関連法人への 再就職、契約等の状 況の公表

関連法人との間に 職の状況、関連法人 との取引等の状況に ついての情報の公開 等の取組を進める。

(11) 環境マネジメン S) の実施

機構の業務運営に 即した独自の環境マ ネジメントシステム 組を着実に実施する。

(12) 温室効果ガスの 排出抑制

地球温暖化対策の 新時に省エネ設備・機 進する。 器の導入を行う等の 「温室効果ガスの排 出抑制等の計画」を 策定し、温室効果ガス の排出抑制に向けた 取組を推進する。

(13) 環境物品等の 調達

国等による環境物 品等の調達の推進等 については、 国等に に関する法律(平成│よる環境物品等の調 12 年法律第 100 号) に基づき、毎年度、「環 境物品等の調達の推 第100号) に基づき、 進を図るための方針」 を定め、これに沿って 環境負荷の少ない物 | 方針 | を定め、これに 品等を調達する。

また、特定調達品 の少ない物品等を調 目については、「環境 | 達する。 物品等の調達の推進 に関する基本方針」に 規定された判断の基 物品等の調達の推進 準を満たしたもの(特 | に関する基本方針」に 定調達物品等)を│規定された判断の基 100%調達する。ただ し、特定調達品目のう ち、公共工事について は、同基本方針に規

(10) 関連法人への | 再就職及び契約等の 状況の公表

関連法人との間にお おける人と資金の流 | ける人と資金の流れ れについて透明性を | について透明性を確 確保するため、機構かく保するため、機構から ら関連法人への再就│関連法人への再就職 の状況、関連法人との 取引等の状況につい ての情報の公開等の 取組を進める。

(11) 環境マネジメン トシステム $(W-EM \mid トシステム(W-EM))$ S) の実施 本社、支社局及び全 事務所において、機構 の業務運営に即した により、環境保全の取 | 独自の環境マネジメ ントシステム(W-E MS)に基づき環境保

> (12) 温室効果ガスの 排出抑制

施する。

全の取組を着実に実

「温室効果ガスの排 推進に関する法律(平 │ 出の削減等の計画」に 成 10 年法律第 117 基づき、温室効果ガス 号) に基づき、設備更 | 排出削減の取組を推

> (13) 環境物品等の 調達

環境物品等の調達

達の推進等に関する 法律(平成12年法律 「環境物品等の調達 の推進を図るための 沿って環境への負荷

また、特定調達品 目については、「環境 準を満たしたもの(特 定調達物品等)を 100%調達する。ただ し、特定調達品目のう 定された目標に基づしち、公共工事について

なお、機構からの発注 額が売上高の3分の1 以上を占め、かつ、機構 において役員を経験し た者が再就職している などの関連法人との契 約の状況については1 件該当があり、ウェブサ イトで公表した。

- 本社・支社局及び全事 務所において、機能の業 務運営に即した独自の 環境マネジメントシステ ム (W-EMS) に基づ き、環境管理マニュアル に沿って、定期的な進捗 確認、環境管理責任者に よる点検や環境監査等 を行うことで、環境保全 の取組を着実に実施し た。
- ・ 温室効果ガスの排出の 削減等の計画に基づき、 温室効果ガス排出削減 の取組を推進した。

公用車の電動化や、執 務室等の LED 照明の導 入の計画を策定した。ま た、管理用小水力発電設 備や管理用太陽光発電 設備を有効活用し、温室 効果ガスの排出削減を 推進した。

これらにより、令和5 年度の温室効果ガス排 出量は、82,603 t - CO 2となり、基準年度より 21%削減された。

・ 「国等による環境物品 等の調達の推進等に関 する法律 に基づき、令 和5年度における「環境 物品等の調達の推進を 図るための方針」を作成 し、これに沿って環境へ の負荷の少ない物品等 を調達した。

また、特定調達品目に ついては、「環境物品等 の調達の推進に関する 基本方針」に規定された 判断の基準を満たした ものを100%調達した。

公共工事においては、 同基本方針に規定され た資材、建築機械の使用 等について、判断の基準 等を満たしたものを 100%調達した。

これらの取組により、

	は、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。		中期計画における所期 の目標を達成することが できたと考え、B評価と した。 <課題と対応> 特になし。			
4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4 - 2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上							
当該項目の重要度、困難	—	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R7年度		(参考情報)	
			前中期目標期						当該年度までの累積値等、必要な情報	
			間最終年度値							
-										

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	臣による評価
				業務実績	自己評価		
大規模災害や事故	大規模災害や事故	大規模災害や事故	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	等に対する水インフ	等に対する水インフ		(4) 1-1 = 1 1+ 0 to the 11 the 15 1 + 15 2 1 + 15 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	評定: B	白コ並供書の「D」	との評価結果が妥当で
ラの脆弱性や専門的 支術を有する人員の	ラの脆弱性や専門的 技術を有する人員の	ラの脆弱性や専門的 技術を有する人員の	_	(1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 ダム等施設における耐震対策にかかる課題の整理として、利	<ul><li>ダム等施設における耐</li></ul>	_	との計価和木が女目で
文州を有りる八負の   下足とそれに付随す	不足とそれに付随す	不足とそれに付随す	と松神へ	根川河口堰、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の照査を踏まえ	震対策にかかる課題の	と確認できた。	
	る技術力の低下等の	る技術力の低下等の	<指標>	て、筑後大堰なの耐震性能照査を実施した。また、これら特定	整理として、利根川河口 堰、旧吉野川河口堰・今		
	現状の課題を踏まえ、	現状の課題を踏まえ、	_	施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を	切川河口堰の照査を踏	│ │ ∠ 比 協 車 百	営上の課題及び改善方策
大学や研究機関等と	大学や研究機関等と	大学や研究機関等と		抽出した。	まえて、筑後大堰なの耐		5上の味恩及の以音刀水
	の連携を図り、他分野	の連携を図り、他分野		水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏ま	震性能照査を実施した。	(特になし)	
	を含めた先進的技術	を含めた先進的技術	<評価の視点>	え、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を	また、これら特定施設で ある河口堰の耐震性能		
	や情報を積極的に採ります。	や情報を積極的に採	他分野も含めた	検討し、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査	照査結果をとりまとめて		
の入れること等に加し、 既ちの占給等は	り入れること等によ り、機構の技術力の維	り入れること等により、機構の技術力の維	先進的な技術の活	を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検 討を行うとともに、取組結果について関係者の情報共有を図っ	課題を抽出した。		
	持・向上に取り組む。	持・向上に取り組む。	用や研究機関等と	nで1700で、収組和末に 700円 関係有の情報共有を図りた。	水路等施設について	<その他事項>	
図会やダムの定期検	また、開発した技術	また、開発した技術	の連携等を進めてい	/C <sub>0</sub>	は、施設の長寿命化に向	(外部有識者からの主	とな意見)
	については特許取得	については特許取得	るか。	(2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上	けた課題を踏まえ、機能 診断調査に関するIC	<ul><li>・&gt;カキでに位われた</li></ul>	- 機構の技術力の継承と
の養成を行うことや、	や論文発表等の方法	や論文発表等の方法	開発した技術については積極的に情報	トモグラフィー法(弾性波・表面波)による非破壊調査手	Tを活用した新技術の		.,
支術資料や図書デー	により、積極的に情報	により、積極的に情報	発信しているか。	法の確立に向け、今後更なるデータの蓄積を図るため、引き	導入等を検討し、水中ド	来に向けた技術力の	進化を組織的に取り組
	発信する。	発信する。	Jana C. G.	続き、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、	ローン等を活用した通	いただきたい。機構	の技術力を活用した斬
ベースへの登録を継	具体的には、以下の取出な行う	具体的には、以下の 取組を行う。		本技術のニーズのある新宮ダム管理所における門柱、利根川 河口堰管理所における堰柱での適用に向けて、各現場と所要	水状態での機能診断調 査を実施した。また、効	   実用的な技術研究開	
売して行うこと等、機 構の技術力の維持・	取組を行う。	以組を打り。		何口堰官理所にわける堰住での適用に同けて、谷児易と所安 の調整等を図った。	率的な調査・評価手法の	大川町/よ江川町/山川	元で物行したい。
向上に取り組むこと。	(1) 施設・設備の新	(1) 施設・設備の新		ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフ	構築に向けた検討を行		
-	築・改築に係る技術の			イルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法につ	うとともに、取組結果に		
ついては特許取得や		維持・向上		いて、令和4年度に論文及びマニュアルとしてまとめている。	ついて関係者の情報共		
倫文発表等の方法に	施設・設備の新築・	施設・設備の新築・		令和5年度は、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に	有を図った。 ・ トモグラフィー法 (弾		
	改築に係る技術の維	改築に係る技術の維		対して、この知見の周知を図り、技術的助言を行った。	性波・表面波)による非		
言すること。	持・向上を図るため、	持・向上を図るため、		また、ダムの安全管理を支援するため、令和4年度に実施	破壊調査手法の確立に		
	施設の大規模改築、	近年の気候変動を踏		した6ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等	向け、今後更なるデータ		
	再開発技術及び耐震 対策技術の体系的整	まえた治水・利水機能		挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・ 充実を図った。	の蓄積を図るため、引き 続き、共同研究を実施し		
		検討、長寿命化や高		ルスを図った。 水路等施設管理支援システムを水路系事務所全体で運用	ている京都大学から助		
	分野技術も含めた各			し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行	言を得つつ、本技術のニ		
	種新技術の実用化に			い、インターネット回線を利用した通信機能の安定化に取り	ーズのある新宮ダム管		
	向けた情報収集及び			組んだほか、ストマネデータベースを含む各種システムの閲	理所における門柱、利根		
	検討を実施する。	る検討を行う。		覧を可能とする総合データベースシステムの構築について検	川河口堰管理所におけ る堰柱での適用に向け		
	( )			討を行い、管理業務の効率化・高度化を図った。	て、各現場と所要の調整		
		(2) 施設・設備の管理 第872年200		(2) 田地建廣共海の維持、中土	等を図った。		
	理・運用に係る技術の維持・向上	埋・運用に係る技術の     維持・向上		(3) 用地補償技術の維持・向上 用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図るため、	ロックフィルダムの安		
		維持・미上   施設・設備の管理・		円地管理に必要な用地補負技術の維持・同上を図るため、 内部研修で用地実務必携(冊子)を活用したほか、これまで	全性評価の支援の一環 で、ロックフィルダムの		
	運用に係る技術の維			の機構における用地補償事例から得られた教訓を収集・整理	浸透に関する挙動の安		
	持・向上に向け、ダム			し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成して用地補償に	定性の定量的評価手法		
	の点検・健全性評価	の点検・健全性評価		係る内部研修を実施した。また、関連する外部研修に積極的	について、令和4年度に		
	技術の高度化・体系			に参加し、用地補償業務を担う人材育成、用地補償技術の維	論文及びマニュアルとし てまとめている。令和5		
		化、水路等施設の管		持・向上を図った。	年度は、引き続き、ロッ		
	理技術の向上のための様型収集及び検討			(4) 世海力の継承、珍屋のための原如	クフィルダム管理所の		
	の情報収集及び検討 を行う。	の情報収集及の検討     を行う。		(4)技術力の継承・発展のための取組 管理技術の高度化(施設の長寿命化等の技術の研究・開発	現場に対して、この知見		
	で117。 ① ダム等施設にお			を含む) に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源	の周知を図り、技術的助 言を行った。		
	いて、ダムの安全管理			機構技術4ヵ年計画」を策定し、調査・検討を行い、重点プ	ョを行った。 また、ダムの安全管理		
	を支援するため、ダム			ロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議	を支援するため、令和4		
	の点検・健全性評価			を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術	年度に実施した6ダム		
	技術の高度化・体系			力の維持・向上を図った。	の定期検査における場		
	化を行い、情報共有シ			(株)ユーテックと共同出願し、令和3年度に特許権を取得	体挙動観測データをダ ム等挙動点検結果デー		
	ステムを発展させる。	健全性評価技術の適		した「発明名称:ワイヤロープウインチ式のゲート開閉装置」	タベースに登録し、デー		
		用に向けて検討を進		について、一部継続審査となっていたが、本年度に継続審査	タベースの更新・充実を		
		める。		箇所について特許権を取得した。令和元年度に鹿島建設(株)	図った。		

② 水路等施設におい て、ICT 等の技術を活 | いて、I C T 等の技術 用した管理支援シス テムを運用しつつ、引 き続き、改良・機能拡 充等の検討を行い、管 理業務の更なる効率 行い、管理業務の更な

### (3) 用地補償技術の 維持・向上

化・高度化を図る。

水資源開発施設等 の管理及び整備に必 要となる用地の取得、 保全等を的確に実施 | 用地補償業務マニュ するため、作成した用 | アルを活用するほか、 地補償業務マニュア ルを活用し人材育成 ける用地補償事例か を図るとともに、新た なノウハウや実践的 な取組等を適時・適 | 勢にあったカリキュ 切に追加・更新し、用 地管理に必要な用地|補償に係る内部研修 補償技術の維持・向 上を図る。

# (4) 技術力の継承・ 発展のための取組

経験豊富な職員が 減少していく中で、 「1.国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成│上に関する目標を達 するためとるべき措し成するためとるべき 置」を的確に実施する┃措置」を的確に実施す ことが重要であるこ とから、管理・建設・ 一般事務も含めた技 術力の継承・発展に 取り組む。併せて、以一取り組む。併せて、以

評価手法のとりまと め結果を基に、機構内 外の機関が管理する ロックフィルダムの 安全性の評価の支援 に向けた取組を行う。 これらの結果をダム 維持管理データベー スシステムに取り込 むとともに、システム の運用、改良を行い、 各現場事務所での施 設の点検・検査の実 施や劣化損傷への課 題対応等を支援する 他、職員の技術力の 維持・向上を図る。 ② 水路等施設にお を活用した管理支援 システムを運用しつ つ、引き続き、改良・ 機能拡充等の検討を る効率化・高度化を

ロックフィルダムの 変形・浸透に関する挙

動の安全性の定量的

#### (3) 用地補償技術の 維持・向上

図る。

用地管理に必要な 用地補償技術の維 持・向上を図るため、 これまでの機構にお ら得られた教訓を収 集・整理し、昨今の情 ラムを作成して用地 を実施するとともに、 関連する外部研修へ の積極的な参加を図 る。

# (4) 技術力の継承・ 発展のための取組 経験豊富な職員が 減少していく中で、

「1. 国民に対して 提供するサービスそ の他の業務の質の向 ることが重要である ことから、管理・建設・ 一般事務も含めた技 術力の継承・発展に

と共同出願した「発明名称:品質管理システム」について、 特許権を取得した。

また、「特許権等審査会」を開催し、現在出願中の案件につ いて確認を行う等、知的財産の蓄積・保全を図った。

また、職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、 本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。 技術研究発表会を全国3地区のブロックで開催し、その中 から選ばれた優秀論文を本社で開催した技術研究発表会で発 表した。発表論文17件のうち、「銅山川3ダム連携シミュレ ータによる洪水対応」等6件の論文が表彰された。

技術研究発表会で優秀な成績を収めた論文をはじめとして 技術に関する 70 題の論文等を国内外の学会、専門誌等に発 表することで、職員の技術力の更なる向上と積極的な情報発 信を図った。

その結果、7題の論文が受賞するなど、機構のもつ技術力 が外部機関においても高い評価を受けることが出来た。

これまで機構が培ってきたダム等建設の専門的なノウハウ や暗黙知(経験的な知識)、技術力の維持・継承を目的とし て、滝沢ダム、徳山ダム、大山ダム及び小石原川ダムでの設 計・施工に関する技術を収集した。特に、職員自らが経験し たダム技術と学んだ反省点、改善点、留意事項を広く収集し て形式知として盛り込み、ダム建設に携わる際の実用的なデ ータベースの構築に取り組んだ。令和5年度は、直近に完成 したダムにおける設計・施工に関する技術の収集を行い、写 真で見るダム施工、機構の技術史(水を拓く)を編纂すると ともに、施工記録映像を施工手順ごとに編集することで、組 織として継承し、活用できるよう取り組みに着手した。また、 編纂作業については管理所の若手育成、技術力の向上を兼ね て取り組みに着手した。

機構の有する技術力の活用及び継承に向け、これまでに策 定したマニュアル類や検討結果について、LPWAを活用し た分水工流量のデータ収集・管理、水路等施設の機能診断調 査に関して水中ドローン等による新技術を活用した機能診断 調査を行った際に得た知識やノウハウを機構内LANの掲示 板に掲示することで組織として継承し、活用できるよう取り 組んだ。

各事務所から提供される技術資料や図書データを技術情報 データベースにデータの蓄積を行うとともに、これらを技術 情報提供システムにて提供することで技術の普及及び継承を 図った。

技術継承を目的とした「建設経験者の意見を聞く会」の開催や 防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用 したダム防災操作訓練や統合ダム防災支援システム(ダム群 連携最適操作支援システム)の運用により、ダムの防災操作、 事前放流、特別防災操作等の高度なダムの操作判断をできる 人材を育成し、将来に向けての持続的なダム管理体制の強化 を図った。

# (5)他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用

機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関 係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報の交換や (国研) 農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門 との技術交流会等を開催し、研究機関等との連携強化を図っ た。

また、先進的技術の積極的活用を図るべく、(国研)農業・ 食料産業技術総合研究機構をはじめとする5機関と共同研究 契約及び包括連携協定等を締結することで連携推進を図っ た。

水路等施設管理支援 システムを水路系事務 所全体で運用し、システ ムの操作性や運用に関 する課題等の情報収集 を行い、インターネット 回線を利用した通信機 能の安定化に取り組ん だほか、ストマネデータ ベースを含む各種シス テムの閲覧を可能とす る総合データベースシ ステムの構築について検 討を行い、管理業務の効 率化・高度化を図った。

- 用地管理に必要な用 地補償技術の維持・向上 を図るため、内部研修で 用地実務必携(冊子)を 活用したほか、これまで の機構における用地補 償事例から得られた教 訓を収集・整理し、昨今 の情勢にあったカリキュ ラムを作成して用地補 償に係る内部研修を実 施した。また、関連する 外部研修に積極的に参 加し、用地補償業務を担 う人材育成、用地補償技 術の維持・向上を図っ
- 管理技術の高度化(施 設の長寿命化等の技術 の研究・開発を含む)に 関するテーマを重点プロ ジェクトとする「水資源 機構技術4ヵ年計画 | を 策定し、調査・検討を行 い、重点プロジェクトの 実施に当たっては、技術 管理委員会による審議 を受けながら、成果の質 的向上や効率的な実施 に努め、技術力の維持・ 向上を図った。

(株)ユーテックと共 同出願し、令和3年度に 特許権を取得した「発明 名称:ワイヤロープウイ ンチ式のゲート開閉装 置」について、一部継続 審査となっていたが、本 年度に継続審査箇所に ついて特許権を取得し た。令和元年度に鹿島建 設(株)と共同出願した 「発明名称: 品質管理シ ステム」について、特許 権を取得した。

また、「特許権等審査 会」を開催し、現在出願 中の案件について確認 を行う等、知的財産の蓄 積・保全を図った。

また、職員の環境に対 する意識と知識の向上 を図るため、本社・支社 局及び各事務所におい

下の取組を行うこと により、機構の有する 高度な技術や災害時 対応のノウハウ、関係 機関との高度な協議・ 調整能力等の継承及 びこれまで蓄積した 技術情報の有効活用 技術情報の有効活用 を図る。

① 管理・建設技術 の省力化・高度化、施 設の長寿命化等の技│設の長寿命化等の技 術の研究・開発を目 的とした「技術4ヵ年 | 的とした「技術4ヵ年 |計画|を策定し、技術 | 計画|に基づき、決定 力の維持・向上を図 る。

② 技術開発を通じ た発明・発見に当たる 事案については、積極 的に特許等の取得等 | 的に特許等の取得等 による知的財産の蓄 | による知的財産の蓄 積・保全を図る。

③ 人材育成及び技 術情報の共有の観点 から、機構内において 毎年度「技術研究発 表会」を実施するとと もに、現場を活用した 現地研修会や専門技 術等の研修を実施し、 職員の技術力向上を 図る。

また、環境に対する 意識と知識の向上を 図るため、研修や環境 図るため、研修や環境 学習会を開催する。

④ 機構の有する技 術力の活用及び継承 に向け、策定済みのマ ニュアル類に新たな るとともに、経験豊富 な職員の有する知識 やノウハウを、組織と して継承し、活用でき るよう取り組む。

⑤ 引き続き、機構が 有する知識・経験や技 術を集約する技術情 報データベースにデ ータの蓄積を行い、技 術の普及及び継承を 図る。

⑥ 技術研究発表会 における優秀な論文 を始めとして技術に 関する論文等を国内 外の学会、専門誌等 に発表するとともに、 積極的に情報発信を

下の取組を行うこと により、機構の有する 高度な技術や災害時 対応のノウハウ、関係 機関との高度な協議・ 調整能力等の継承及 びこれまで蓄積した を図る。

① 管理・建設技術 の省力化・高度化、施 |術の研究・開発を目 された技術重点プロ ジェクトに取り組む ことにより、技術力の 維持・向上を図る。

② 技術開発を通じ た発明・発見に当たる 事案については、積極 積・保全を図る。

③ 人材育成及び技 術情報の共有の観点 から、機構内において

「技術研究発表会」 を実施するとともに、 現場を活用した現地 研修会や専門技術の 研修等を実施し、職 員の技術力向上を図

また、環境に対する 意識と知識の向上を 学習会を開催する。

④ 機構の有する技 術力の活用及び継承 に向け、策定済みのマ ニュアル類に新たな 知見や技術を適時追し知見や技術を適時追 加して情報共有を図 加して情報共有を図 るとともに、経験豊富 な職員の有する知識 やノウハウを、組織と して継承し、活用でき るよう取り組む。

(5) 引き続き、機構が 有する知識・経験や技 術を集約する技術情 報データベースにデ ータの蓄積を行い、技 術の普及及び継承を 図る。

⑥ 技術研究発表会 における優秀な論文 をはじめとして技術 に関する論文等を国 内外の学会、専門誌 等に発表するととも |に、積極的に情報発

て環境学習会等を開催

技術研究発表会を全 国 3 地区のブロックで 開催し、その中から選ば れた優秀論文を本社で 開催した技術研究発表 会で発表した。発表論文 17 件のうち、「銅山川3 ダム連携シミュレータに よる洪水対応 | 等6件の 論文が表彰された。

技術研究発表会で優 秀な成績を収めた論文 をはじめとして技術に関 する 70 題の論文等を国 内外の学会、専門誌等に 発表することで、職員の 技術力の更なる向上と 積極的な情報発信を 図った。

その結果、7題の論文 が受賞するなど、機構の もつ技術力が外部機関 においても高い評価を 受けることが出来た。

これまで機構が培っ てきたダム等建設の専 門的なノウハウや暗黙 知(経験的な知識)、技 術力の維持・継承を目的 として、滝沢ダム、徳山 ダム、大山ダム及び小石 原川ダムでの設計・施工 に関する技術を収集し た。特に、職員自らが経 験したダム技術と学ん だ反省点、改善点、留意 事項を広く収集して形 式知として盛り込み、ダ ム建設に携わる際の実 用的なデータベースの 構築に取り組んだ。令和 5年度は、直近に完成し たダムにおける設計・施 工に関する技術の収集 を行い、写真で見るダム 施工、機構の技術史(水 を拓く)を編纂するとと もに、施工記録映像を施 工手順ごとに編集する ことで、組織として継承 し、活用できるよう取り 組みに着手した。また、 編纂作業については管 理所の若手育成、技術力 の向上を兼ねて取り組 みに着手した。

機構の有する技術力 の活用及び継承に向け、 これまでに策定したマニ ュアル類や検討結果に ついて、LPWAを活用 した分水工流量のデー タ収集・管理、水路等施 設の機能診断調査に関 して水中ドローン等に よる新技術を活用した 機能診断調査を行った

14				
	のの対応のを発機術力育を新こを、管理のの対応を発展して、は、のの対応を発展があり、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(⑦力朽すのせれ承またぐの術せ能上ダを (5) め極 極資等連報強り、 ののとのでは、では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	ウ示組で れーべををみ術図 「聞作操を作支携ムの特なる向管た 的た連関換産農技研化 極(術め研協で 中のでし 課格のと活だ供書一蓄れスで承 し見災ダー災防群スダ流高で来ダ図 積す所究の食機とし携 のく業は共連ここり所と価格で用。さぎアタ積らテ技を たを操ムタ操災連テム、度きにムっ 極る長機交料構の、強 積、技じ同携と 、期がと はの ・ にない はいっこう かい はい	

# 4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 3	機構の技術力を活かした支援等						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22				
度		レビュー					

#### 2. 主要な経年データ 指標等 達成目標 (参考) R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 (参考情報) 前中期目標期 当該年度までの累積値等、必要な情報 間最終年度値 アスファルト・コ ンクリート塊 R 5 年度:99%以上 100% 100% 100% (再資源化率) コンクリート塊 R5年度:99%以上 100% 100% 100% (再資源化率) 建設発生木材 (再資源化・縮減 R5年度:97%以上 100% 100% 100% 率) 建設汚泥 (再資源化・縮減 R5年度:95%以上 100% 100% 98% 率) R5年度: 建設混合廃棄物 1.3% 0.8% 1.1% (排出率) 排出率 3.0%以下 99% (注1) 建設廃棄物全体 (再資源化・縮減 R5年度:98%以上 100% 98% 100% 建設発生土 (建設発生土有効 R5年度:80%以上 93%100% 100% 利用率)

<sup>(</sup>注1) 再資源化・縮減率

各事業年度の業務に			1		→ 7/r 1	エルトフ部ケ	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(1) 機構の技術力を	機構が培った水イ	機構が培った水イ	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
		ンフラに係る技術力			評定: B	カコ証無妻の「D	- 1.の証価外用が重要を
	を活用して、国内外の		_	(1)国内の他機関に対する技術支援	· 調査、測量、設計、試	日口評価書の「B	」との評価結果が妥当であ
ンフラに係る技術力		機関等への技術支援		調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事	験、研究及び研修並びに	と確認できた。	
を活用して、国内外の			<指標>	及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・	施設の工事及び管理を		
	が有する経験やノウ	が有する経験やノウ		管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に	受託し、これまで機構が		
を行うこと。また、これらの支援や水資源	ハウ、DX 推進プロジェクトにより得られ		_	実施した。	培ってきた施設の建設・		営上の課題及び改善方策>
		水資源機構DX推進 プロジェクト」により		なお、総合技術センターにおいては、5件の業務を受託し、 機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な	管理等に係る知識・経験	(特になし)	
関と水資源に関する		得られた知見を分か		機構が有りる知識・経験や技術等を積極的に石用し、適切な   実施を図った。	や技術等を積極的に活	(1312-20)	
技術情報及び知識を	共団体等へ提供する	りやすく取りまとめ、		天地で囚づた。   国・地方公共団体等からダム本体等工事の積算資料評価業	用して適切に実施した。 なお、総合技術センタ		
共有するなどにより	とともに連携強化を	地方公共団体等へ提	<評価の視点>	務、施工監理業務等の発注者支援業務を14件受託し、これ	ーにおいては、5件の業		
得られた知見を機構		供するとともに連携	機構の技術力等	まで機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行った。	務を受託し、機構が有す		
の技術力の維持向上	また、これらの支援		を活用し国内外の	利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施	る知識・経験や技術等を		
	を通じて得られた知	また、これらの支	機関等へ技術支援	中の南摩ダム(思川開発)のほか、早明浦再生事業において、	積極的に活用し、適切な	(外部有識者からの	主な意見)
に、水インフラに携わ		援を通じて得られた	を行っているか。	現場を活用した現地見学会を延べ169回開催するとともに、	実施を図った。	・国内外へのは海古	援やカーボンニュートラル
	維持・向上に還元す	知見を機構の技術力	機構の有する経	水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を	国・地方公共団体等か らダム本体等工事の積		-
技術力の低下が懸念	る。	の維持・向上に還元す	験や知見をまとめ、 提供すると共に連携	活用した現地見学会を延べ7回開催した。	ウダム本体等工事の傾   算資料評価業務、施工監		組みを継続していただきたい
されている地方公共	具体的には、以下の	る。	旋供りると共に連携   強化を図ったか。	利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演において、	理業務等の発注者支援		
団体等に対する積極	取組を行う。	具体的には、以下の	短化を凶つたが。	水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見	業務を14件受託し、こ		
的な技術支援を行う		取組を行う。		を分かりやすくとりまとめ提供することにより、人材育成支	れまで機構が培った技		
こと。併せて、利水・				援を行った。	術力を活用し、適切に支		
治水に係る取組全体	(1) 国内の他機関に	(1) 国内の他機関に			援を行った。		
	対する技術支援	対する技術支援		(2)国際協力の推進	利水者や地方公共団 体の職員等を対象に、本		
るノウハウを、分かり	機構が培ってきた	機構が培ってきた		令和5年度においては、NARBO活動の一環として、令	体工事を実施中の南摩		
	技術力を活用し、国、	技術力を活用し、国、		和5年10月にインドネシア政府機関と共同で、オンライン	ダム(思川開発)のほか、		
地方公共団体等へ提出		地方公共団体等に対		セミナーを開催し、同セミナーにはNARBO加盟機関を中	早明浦再生事業におい		
供していくこと。 さらに、調査、設計	し技術支援を行うことを通じて、社会に貢	し技術支援を行うことを通じて社会に貢		心に 550 名を越える参加があり、主に最近の洪水対策、施設 整備に係る話題について、パキスタン、インドネシア、日本	て、現場を活用した現地		
	献する。	とを通して任去に貝   献する。		登傭に保る品題について、ハイスタン、イントインノ、日本   からプレゼンテーションを行うなど、第 10 回世界水フォー	見学会を延べ 169 回開		
				ラムでのNARBOセッション開催に向けて情報共有を行っ	催するとともに、水路等		
	計、試験、研究及び研			クムくのNARDOピクション開催に同じて情報共行を行う。  た。	管理業務では、施設機能 診断調査の機会や施工		
の適切な実施を図る				'~。   また、令和6年2月19日にウクライナ復興庁との間で「ウ	現場を活用した現地見		
こと。		及び管理を受託した		クライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」	学会を延べて回開催し		
		場合には、機構が有す		を交換し、同覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクラ	た。		
	る知識・経験や技術			イナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナの	利水者、地方公共団体		
		等を積極的に活用し、		シュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業	等を対象とした研修や		
	適切な実施を図る。	適切な実施を図る。		の方々の立ち会いのもと披露された。	講演において、水路施設 のDX推進プロジェクト		
	② 国、地方公共団	② 国・地方公共団		JICAを通じて、開発途上国の水管理政策を担当する機	等において得た経験や		
		体等から積算、施工		関への技術支援として、長期専門家(1名)をバングラデシ	知見を分かりやすくとり		
	監理業務等の発注者			ュ国に派遣し、派遣先の現状や課題、技術情報を把握・収集	まとめ提供することによ		
	支援業務等について			するとともに、日本の経験や技術情報の提供・共有を通じて、	り、人材育成支援を行っ		
	要請があった場合に			技術協力等を実施した。	た。		
I I	は、機構が培った技術			その他、国際機関などから依頼を受け、現地調査・研修等	<ul><li>・ 令和5年度において は、NARBO活動の一</li></ul>		
	力を活用し、適切に支援な行う	I		へ職員を派遣し、これを通じた技術支援、そのほか海外技術	環として、令和5年10月		
	援を行う。 ③ 利水者や地方公	援を行う。		者等に係る研修の受け入れも実施した。	にインドネシア政府機関		
1	団 利水省や地方公 共団体の職員等を対				と共同で、オンラインセ		
	衆に、機構の有する技			   (3)機構施設が有する潜在能力の有効活用	ミナーを開催し、同セミ ナーにはNARBO加盟		
	術や機構管理施設を			23 のダム等において処理が必要な流木を集積し、維持管理	機関を中心に 550 名を		
	活用した現地見学			業務での活用や一般配布等、4,132 空m <sup>3</sup> の流木を有効利用し	越える参加があり、主に		
	会、施設管理、水管理			た。	最近の洪水対策、施設整 備に係る話題について、		
	やダム防災操作等に			41のダム等において、除草で発生した大量の刈草等を畑等	佣に係る話題について、   パキスタン、インドネシ		
	関わる研修等を開催			の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、合計	ア、日本からプレゼンテ		
	する。併せて、機構が			14,314 空m <sup>3</sup> を有効利用した。	ーションを行うなど、第		
	有する経験やノウハ			5 ダムで下流河川への土砂還元を行ったほか、浦山ダム、	10 回世界水フォーラム		
	ウを分かりやすく取			長良導水、三重用水、琵琶湖開発、早明浦ダム、新宮ダムで	でのNARBOセッショ ン開催に向けて情報共		
		く取りまとめ、地方公		は、施設近郊の国、地方公共団体等と調整して、合計約28,000	有を行った。		
	体等に提供すること	共団体等に提供する		m <sup>3</sup> の堆砂土を関係機関の工事等で有効活用した。その他、ダ	,, =		

を通じて人材育成支 | 援を行う。

(2) 国際協力の推進 機構が有している 国際的なネットワー ク(NARBO(アジア河川 流域機関ネットワー ク)) や統合水資源管 理を始めとした水資 源の開発・利用に関す 外の水資源に関する 集・発信するととも に、国内外の機関との 関係の維持・構築に 取り組むことにより、 機構の技術力の維 持・向上を図り、もっ て国際協力を推進す る。

(2) 機構施設が有す る潜在能力の有効活

カーボンニュート ラル実現の観点も含 めて、機構のダムや水 路等施設が有する潜 在能力の有効活用に 向けた検討や取組を 推進すること。

その際、機構は、利 水と治水を中立的な 立場で一元的に管理 していることから、今 後、気象予測技術の 精度向上と併せて、ダ ムの治水容量と利水┃副産物等の有効活用┃副産物等の有効活用 容量(発電等)をより 柔軟に運用すること 等により、事前放流の 更なる強化や再生可 能エネルギー創出を 図るなど、治水及び利 水の両面に資すると ともに気候変動適応 策につながる取組を 推進すること。

ことを通じて人材育 成支援を行う。

(2) 国際協力の推進 機構が有している 国際的なネットワー ク(NARBO(アジ ア河川流域機関ネッ トワーク)) や統合水 資源管理を始めとし た水資源の開発・利 るノウハウの活用、国│用に関するノウハウ 際会議への出席、海一の活用、国際会議への 外における現地調査 | 出席、海外における現 への参画等により、海 地調査への参画等に より、海外の水資源に 知識や技術情報を収 関する知識や技術情 報を収集・発信すると ともに、国内外の機関 との関係の維持・構築 に取り組むことによ り、機構の技術力の維 持・向上を図り、もっ

(3) 機構施設が有す る潜在能力の有効活

カーボンニュート ラル実現の観点も含 めて、機構のダム・水 路等施設が有する潜 在能力の有効活用に 向けた検討や取組を 推進する。

具体的には資源の 有効活用の観点から、 バイオマスの回収・利 用検討を引き続き進 めるとともに、再生可 を行う。

① 貯水池等の流木 や施設周辺の刈草等 のバイオマスの有効 利用や貯水池内の堆 を図る。

② 水資源開発施設 等を活用した発電設 備の導入を図るとと もに、既存の管理用小 水力発電設備や管理 用太陽光発電設備の 有効活用を図る。

③ 治水と利水の両 3 治水と利水の両 面に資する気候変動 面に資する気候変動 適応策として、アンサ ンブル降雨予測等新 たな気象予測技術を 活用し、低水操作や 高水操作などの柔軟 | によって貯留した水

て国際協力を推進す

(3) 機構施設が有す

る潜在能力の有効活

カーボンニュート ラル実現の観点も含 めて、機構のダム・水 路等施設が有する潜 在能力の有効活用に 向けた検討や取組を 推進する。

具体的には、資源の 有効活用の観点から バイオマスの回収・利 用検討を引き続き進 めるとともに、再生可 能エネルギーや建設 能エネルギーや建設 を行う。

① 貯水池等の流木 や施設周辺の刈草等 のバイオマスの有効 利用や貯水池内の堆 砂について有効利用 砂について有効利用 を図る。

② 水資源開発施設 等を活用した発電設 備の導入を図るとと もに、既存の管理用小 水力発電設備や管理 用太陽光発電設備の 有効活用を図る。

適応策として、アンサ ンブル降雨予測等、新 たな気象予測技術を 活用し、洪水調節等

ム堆砂中のシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダム をフィールドとして、シルト・粘土の浚渫及び有効活用に関 する共同研究を群馬大学と連携して進めた。

既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計19 箇所にて約 4,420 万k Wh 発電して再生可能エネルギーの有 効活用を図った。

既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計38 箇所にて約 134 万 k Wh 発電して再生可能エネルギーの有効 活用を図った。

水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、 寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けて関係機関 との調整を行った。

カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電 に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用) が進められることになり、水資源機構では16ダムが試行対象 となった。

令和5年度は、令和5年度は、新たに管理を開始した川上 ダムを試行対象ダムに加えた17ダムにおいて取組を進め、 10 ダム(草木、味噌川、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、 比奈知、川上、一庫) において高度化運用の試行要領を策定 し、5ダム(下久保、滝沢、池田、新宮、富郷)で既存の弾 力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施で きる体制を整備し、8ダムで15回の高度化運用を実施する ことで再生可能エネルギーの創出を推進した。また、矢木沢 ダムでは、例年春先には融雪出水時の未利用エネルギーを有 効に活用するため、融雪水による貯留を担保に、事前に水力 発電所の最大使用水量で効率よく貯水位運用を行うことで未 利用エネルギーを活用する取組を行った。

循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生す る建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全7 項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラス チックの分別・リサイクルの促進に努めた。

また、令和6年2月19 日にウクライナ復興庁との間で「ウクライナの ダム修復の推進及び協 力関係の継続に係る覚 書」を交換し、同覚書は、 同日に東京で開催され 「日・ウクライナ経済 復興推進会議」におい て、岸田首相やウクライ ナのシュミハリ首相をは じめとする両国の政府 関係者や民間企業の 方々の立ち会いのもと 披露された。

JICAを通じて、開 発途上国の水管理政策 を担当する機関への技 術支援として、長期専門 家 (1名) をバングラテ シュ国に派遣し、派遣先 の現状や課題、技術情報 を把握・収集するとと に、日本の経験や技術情 報の提供・共有を通じ て、技術協力等を実施し

た。その他、国際機関など から依頼を受け、現地調 査・研修等へ職員を派遣 し、これを通じた技術支 援、そのほか海外技術者 等に係る研修の受け入 れも実施した。

23のダム等において処 理が必要な流木を集積 し、維持管理業務での活 用や一般配布等、4,132 空m<sup>3</sup>の流木を有効利用 した。

41のダム等において、 除草で発生した大量の 刈草等を畑等の敷き草 や堆肥として一般配布 する取組等により、合計 14, 314 空m³を有効利用 した。

5 ダムで下流河川へ の土砂還元を行ったほ か、浦山ダム、長良導水、 三重用水、琵琶湖開発、 早明浦ダム、新宮ダムで は、施設近郊の国、地方 公共団体等と調整して、 合計約28,000m3の堆砂 土を関係機関の工事等 で有効活用した。その 他、ダム堆砂中のシル ト・粘土の有効活用を図 るため、下久保ダムをフ ィールドとして、シルト・ 粘土の浚渫及び有効活 用に関する共同研究を 群馬大学と連携して進 めた。

既存の管理用小水力 発電設備を適切に維持、 活用し、計19箇所にて 約4,420 万k Wh 発電し て再生可能エネルギー の有効活用を図った。

なダム運用により再	を洪水後にできる限	既存の管理用太陽光
生可能エネルギー創		発電設備を適切に維持、
出を図る。	ら放流することによ	活用し、計 38 箇所にて
	り、再生可能エネルギ	約 134 万 k Wh 発電して
	一の創出を図る。	再生可能エネルギーの
④ 循環型社会の形	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	有効活用を図った。
成に取り組むため、建		水資源開発施設等を
設副産物の再資源化		活用した発電設備の導
	率、再資源化・縮減	入を図るため、寺内ダム (************************************
		を対象として、管理用発
	率、排出率及び建設	電の導入に向けて関係
発生土有効利用率の		機関との調整を行った。
目標値を定め、建設	I I	カーボンニュートラル
工事により発生する	り定め、建設工事によ	の実現に向けて令和 5 年   3 月に発電に資する既存
建設副産物について、	り発生する建設副産	3月に発电に負する処任   ダムの活用に関する取組
発生を抑制するとと	物について、発生を抑	(ダムの高度化運用)が
もに、その有効利用を	制するとともに、その	進められることになり、
図る。	有効利用を図る。ま	水資源機構では 16 ダム
	た、目標値を定めた品	が試行対象となった。
	目のほか、廃プラスチ	令和5年度は、令和5
	ックの分別・リサイク	年度は、新たに管理を開
	ルの促進に努める。	始した川上ダムを試行
		対象ダムに加えた 17 ダ
		ムにおいて取組を進め、
		10 ダム(草木、味噌川、
		徳山、高山、青蓮寺、室
		生、布目、比奈知、川上、
		一庫)において高度化運
		用の試行要領を策定し、
		5 ダム(下久保、滝沢、
		池田、新宮、富郷)で既
		存の弾力的管理試験の
		枠組みを利用すること
		で高度化運用を実施で
		さる体制を整備し、8 ダ
		を実施することで再生
		可能エネルギーの創出
		を推進した。また、矢木
		沢ダムでは、例年春先に
		は融雪出水時の未利用
		エネルギーを有効に活し
		用するため、融雪水によ
		る貯留を担保に、事前に
		水力発電所の最大使用
		水量で効率よく貯水位
		運用を行うことで未利
		用エネルギーを活用す
		る取組を行った。
		取り組むため、建設工事
		により発生する建設副
		産物の発生抑制、有効利
		用を図り、建設副産物全
		7項目で再資源化率等
		の目標値を達成すると ともに、廃プラスチック
		の分別・リサイクルの促
		進に努めた。
		・ これらの取組により、
		中期計画における所期
		の目標を達成することが
		できたと考え、B評価と   した。
		特になし。
4 7 0 14 4 15 10		1寸1~~~~
4. その他参考情報		
特になし。		
JA C、ヤ Co		

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 4	広報・広聴活動の充実						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22				
度		レビュー					

2	. 主要な経年デー	ータ						
	指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R6年度	R7年度	(参考情報)
			前中期目標期					当該年度までの累積値等、必要な情報
			間最終年度値					

	に係る目標、計画、 中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		十数十円に上る証価
中期目標	中州計画	年度計画	土な評価指標	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	.,	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機構は、国民生活	機構は、国民生活 にとって不可欠な	機構は、国民生活にとって不可欠な「水」	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>   評定:B	評定 B
「水」の安定供給及	「水」の安定供給及	の安定供給及び洪水	_	   広報・広聴活動の充実		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると
び洪水被害の防止・	び洪水被害の防止・	被害の防止・軽減等		Delin Jeridin 39 - 7020	・ 水資源開発施設等や 水資源の重要性につい	確認できた。
軽減等に取り組むこ		に取り組むことを通	<指標>	水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を	て、国民の関心を高め	神医神心 く 己 / 仁 。
とを通じて社会に貢献することなるのは	とを通じて社会に貢 献することをその使			高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事 務所の各階層において様々な広報の取組を積極的に実施すると	るような情報提供を積	
	命としていることか		_	お別の各階層において様々な広報の取組を積極的に美施すると   ともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の	極的に行うため、本社、 支社局、事務所の各階	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
ら、災害等発生時にお	ら、災害等発生時にお		<評価の視点>	手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構	層において様々な広報	(特になし)
ける迅速・的確な情報			幅広い世代の国	の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情	の取組を積極的に実施	
発信はもとより、平時   において機構が果た	発信はもとより、平常 時において機構が果		民の理解と関心を	報の発信を促進した。特に、能登半島地震の被災地への給水支援に関し、可搬式浄水装置の設置、給水の様子、派遣職員の出	するとともに、機構が 発行する広報誌、ウェ	
	たしている役割や業		深められるような広	後に関し、可搬込伊小表直の設直、福小の稼丁、派追職員の山     発式をXに投稿し多くの方に機構の活動状況を周知することが	ブサイト及びSNS等	A O Martin
	務等についても、子ど		報・広聴活動に取り	できた。	の手法を通じ、分かり やすい情報の発信に努	<その他事項>
から大人まで幅広い	もから大人まで幅広		組んだか。 訴求対象等を踏	機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構	めた。さらに、機構の	(外部有識者からの主な意見)
世代の国民の理解と	い世代の国民の理解	の国民の理解と関心	まえ適切な媒体を活	の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記	認知度の向上を図るた	・機構の業務の重要性(国民に対する役割の大きさ)
関心を深められるような広報・広聴活動に	と関心を深められる ような広報・広聴活動	を深められるような 広報・広聴活動に取	用するなど戦略的な	事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々との意 見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性につい	め、SNS等の積極的 な活用による情報の発	│ │ を一般の人に広くアピールする努力と若者が機構
取り組むこと。	に取り組む。	り組む。	広報を推進始祖の	て積極的な広報を実施した。	信を促進した。特に、	
その際、訴求対象や	その際、訴求対象や		効果の検証に努めた か。	台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整	能登半島地震の被災	で働きたくなるような情報発信を継続していたた
	PR ポイントを踏まえ	PRポイントを踏ま	N .0	理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急	地への給水支援に関 し、可搬式浄水装置の	きたい。
つつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な	つつ、適切な媒体を活 用するなど戦略的な	えつつ、適切な媒体を 活用するなど戦略的		時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や 関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつ	設置、給水の様子、派	
広報を推進するとと	広報を推進するとと	な広報を推進すると		つ、迅速かつ的確に情報を提供した。特に、能登半島地震の被	遣職員の出発式をXに	
もに、その効果の検証	もに、その効果の検証	ともに、その効果の検		災地への迅速な給水支援活動に係る記者発表や現地での取材対	投稿し多くの方に機構 の活動状況を周知する	
に努めること。	に努める。	証に努める。		応は、地元報道機関を始め全国ネットのニュースなど多くの報	ことができた。	
	具体的には、以下の 取組を実施する。な			道機関を通じ機構の給水支援活動の様子が紹介された。 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性につい	機構業務と関係の	
				て広く国民の関心を高めるため、「水の日」及び「水の週間」を	深い建設・設備・資材 業者に対して、機構の	
	ナウイルス感染症対			始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関	認知度の向上を図るた	
	策に十分留意する。	策に十分留意するこ		する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図っ	め、主要業界紙に機構	
	① 国民のニーズや	ととする。		た。   DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪	の取組の特集記事や 広告などの掲載や、気	
		等や水資源の重要性		水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去	象キャスターや利水者	
				に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源	の方々との意見交換 会を行うことで、機構	
	ウェブサイト、SNS 等			機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得た	業務内容の重要性や	
	の手法を通じ、分かり やすい情報の発信に			ことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。 利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演において、	必要性について積極的	
	努める。さらに、機構			水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を	な広報を実施した。 台風や前線による豪	
	職員一人一人が広報			利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに	雨時には、早い段階か	
	担当者であることを			地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。	ら情報を収集・整理	
	認識し、平常時に機			令和4年度に機構が実施した環境に関する様々な取組をまと	し、機構内LANを活 用した情報共有を図る	
	構が果たしている役 割や業務等も含めて、	一人が広報担当者で		めた「令和五年度環境報告書」を作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信し	とともに、緊急時の広	
	「水のプロ集団」とし			た。	報として機構のウェブ	
	て働く姿を通じ機構	–		令和4年における管理施設の水質調査データ等の情報を収集・	サイトを通じ、水源地 域の住民や関係地域	
	の認知度の向上を図			整理した「2022年水質年報」を取りまとめ、機構ウェブサイト	住民等に正しく伝わる	
	るため、SNS 等の積極 的な活用による情報			により公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者や 関係機関等に配布して広く情報発信した。	よう、関係機関と調整	
	の発信を促進する。	極的な活用による情			を図りつつ、迅速かつ 的確に情報を提供し	
	-	報の発信を促進する。			た。特に、能登半島地	
	② 機構業務と関係	② 機構業務と関係			震の被災地への迅速な	
	の深い建設・設備・資 材業者に対して、機構				給水支援活動に係る 記者発表や現地での	
	が 来有に対して、機構 の認知度の向上を図				取材対応は、地元報道	
					機関を始め全国ネット	
	連携し、機構業務内	連携し、機構業務内			のニュースなど多くの 報道機関を通じ機構	
	容の重要性や必要性	容の重要性や必要性			の給水支援活動の様	

について、積極的な広	についての記事の掲	子が紹介された。	
報を実施する。	載を促進するなど積	水資源の有限性、水	
報を美地する。	"	の貴重さ及び水資源	
	極的な広報を実施す	開発の重要性について	
	3. WAY 4. H. M. O.	広く国民の関心を高め	
③ 災害発生時等の	③ 災害発生時等の	るため、「水の日」及び	
緊急時においては、水		「水の週間」を始めと	
源地域の住民や関係		して、地方公共団体や	
	地域住民等に状況が	その他関係機関と連	
正しく伝わるよう、関	正しく伝わるよう、関	携し、水に関する各種	
係機関と調整を図り	係機関と調整を図り	行事等に参画すること	
つつ、迅速かつ的確に	つつ、迅速かつ的確に	で、広報・広聴活動の	
情報を提供する。	情報を提供する。	カリス カラス カラス 大実を図った。 カラス	
④ 水資源の有限	④ 水資源の有限	DX推進プロジェク	
性、水の貴重さ及び水	性、水の貴重さ及び水	トにおいては、淀川水	
資源開発の重要性に	資源開発の重要性に	系のダムによる洪水調	
	ついて広く国民の関	節容量の貯留水を活	
心を高めるため、「水		用した発電や、ダム貯	
	の日」(8月1日)及	水池の堆砂除去に係し	
	び「水の週間」(「水の	る非接触による積状況	
年8月1日~7日)を		を事前把握の技術研しており、大変に批准さ	
	間) を始めとして、地	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
		長年培ってきた技術力	
	方公共団体やその他	や先進的な取組が高い 評価を得たことを積極	
関と連携し、水に関す	関係機関と連携し、		
る各種行事等に参画	水に関する各種行事		
する。	等に参画する。	利及の向上を図った。	
⑤ DX 推進プロジェ	⑤ 「独立行政法人	本等を対象とした研修 L	
クトにおいて得た経	水資源機構DX推進	や講演において、水路	
験や知見を利水者等	プロジェクト」におい	施設のDX推進プロジ	
関係者に広く情報発	て得た経験や知見を	エクト等において得た	
信することにより、安	利水者等関係者に広	経験や知見を利水者	
全で豊かな地域づく	く情報発信すること	等関係者に広く情報	
りに貢献し、機構の認	により、安全で豊かな	発信することにより、	
知度の向上を図る。	地域づくりに貢献し、	安全で豊かに地域づく	
	機構の認知度の向上	りに貢献し、機構の認	
	を図る。	知度の向上を図った。	
⑥ 事業活動に伴う	⑥ 令和4年度にお	令和4年度に機構	
環境保全の取組等を	ける環境保全の取組	が実施した環境に関す	
	等を取りまとめた「令	る様々な取組をまとめ	
告書を毎年作成し、	和五年度環境報告	た「令和五年度環境報	
公表する。	書」を作成し、公表す	告書」を作成し、機構	
公衣りる。		ウェブサイトにより公	
原 機構状乳に探え	3. 0. At 45 (24)	表するとともに、関係	
⑦機構施設に係る	<ul><li>⑦ 令和4年におけ</li></ul>	機関等に配布して広く	
水質の状況や機構の	る水質の状況と機構	情報発信した。	
取組等を取りまとめ、	の取組等を取りまと	令和4年における管	
公表する。	めた「2022 年水質年	理施設の水質調査デ	
	報」を作成し、公表す	ータ等の情報を収集・	
	る。	整理した「2022 年水質	
		年報」を取りまとめ、	
		機構ウェブサイトにより、ハキオストトメに	
		り公表するとともに、	
		水質年報を収載したC	
		Dを利水者や関係機         関等に配布して広く情	
		対表に配布して広く情	
		・ これらの取組により、	
		・ これらの取組により、 中期計画における所期	
		日本の日標を達成すること   中期計画におりる所期   の目標を達成すること	
		ができたと考え、B評し	
		価とした。	
		<課題と対応>	
		特になし。	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4 - 5	地域への貢献等					
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22			
度		レビュー				

2. 主要な経年デー	-タ						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R6年度	R7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境モニタリン グ調査実施(計 画値)	_	_	4事業	4事業			_
環境モニタリン グ調査実施(実 績値)		3事業	4事業	4事業			_
達成度	1	_	100%	100%			_

中期目標	期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価					主務大	臣による評価
				業務実績	自己評価		
(1) 環境の保全	(1) 環境の保全	(1) 環境の保全	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
業務の実施に当		水資源の開発又は利		(1) ruit o /I A	評定: B	カコ萩加井の「D	- 1. の証価付用が重要がある。
	利用と自然環境の保		_	(1)環境の保全	・ 新築及び改築事業にお	目己評価書の   B	」との評価結果が妥当でる
との両立を図ること	全との両立を目指し、機構が策定した「環境	との両立を目指し、機 構が策定した「環境に	II a love	新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観 等の自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予	いて、動植物、生態系、	と確認できた。	
		関する行動指針」に基	<指標>	等の日然環境の保主を図るため、日然環境調査で環境影響了 測を実施した。	水質、景観等の自然環境		
		づいて環境保全への		利根導水路大規模地震対策、思川開発、豊川用水二期、早	の保全を図るため、自然		))/ [ _ = =m   == = = = = =   \delta =   \delta = =
した環境保全対策、	の取組を着実に実施		_	明浦ダム再生の4事業では、専門家の指導・助言を踏まえて	環境調査や環境影響予	<指摘事項、業務連 	営上の課題及び改善方策
	することにより、事業			事業による影響を回避、低減及び代償するため、必要に応じ	測を実施した。	(特になし)	
取り組むこと。	実施区域及びその周		   <評価の視点>	て環境調査や、環境保全対策を実施するとともにモニタリン	利根導水路大規模地 震対策、思川開発、豊川		
	辺の自然環境の適切		事業実施区域及	グ調査を実施した。	用水二期、早明浦ダム再		
	な保全を図る。	保全を図る。	びその周辺の自然環	管理業務においては、18 施設において魚道の機能を確認す	生の4事業では、専門家		
	① 新築・改築事業		境の適切な保全を	るための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施した。	の指導・助言を踏まえて	<その他事項>	
		においては、動植物、	図っているか。	関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、 5 ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、3 ダムでフラッシ	事業による影響を回避、	   (外部有識者からの	ナね辛目)
	生態系、水質、景観等の保全を図るため、自	生態糸、水質、京観寺の保全を図るため、自	利水者等の関係	5 ダムでダムト流河川への堆積工砂堤元、3 ダムでブラッシュカ流、7 ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積	低減及び代償するため、		
		然環境調査及び環境	機関と積極的な情	五 が	必要に応じて環境調査	<ul><li>機構業務は地域の</li></ul>	協力の下に成り立ってい
		影響予測を実施する。	報発信等を行ってい	高山ダム管理所における施設整備に際して、構造物が周辺	や、環境保全対策を実施	引き続き、地域と	の友好な関係構築を図られ
		その結果に基づき、必	るか。	の景観と調和するよう、色彩等に配慮した。	するとともにモニタリン	1)	
	要に応じて影響を回		関係者と協働し て水源地域振興等		グ調査を実施した。 管理業務においては、	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	避、低減及び代償する		の取組を進めている	(2)利水者等の関係機関との連携	18 施設において魚道の		
	ための環境保全対策		か。	機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・	機能を確認するための		
	を講じるとともに、モ			決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する	魚類遡上調査等の自然		
	ニタリング調査を実 施する。	ータリング調査を4 事業で実施する。		情報提供等を行うため、利水者をはじめとする関係機関に対し、説明会等を実施した。	環境調査 を実施した。		
		事業で美施する。 なお、環境保全対		で理業務では、令和5年度事業計画及び令和6年度概算要	関係機関、利水者、地		
	策等の実施について			求等の利水者等説明会を実施した。23 施設で管理運営協議会	域住民との協議や意見		
	は、	は、専門家等の指導・		等を開催し、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を	交換を踏まえ、5 ダムで		
	専門家等の指導・助	助言を踏まえて、実施		行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係	ダム下流河川への堆積 土砂還元、3 ダムでフラ		
		する。		利水者等との連携強化に努めた。	ッシュ放流、7ダムで弾		
	3.	② 管理業務におい		建設事業では、事業説明会、事業監理協議会等に加え、毎	力的管理試験を実施す		
		ては、施設が周辺の自		月1回の進捗状況報告や要請に応じた説明会等、利水者及び	るなど、取組を積極的に		
	ては、施設が周辺の自 然環境に与える影響			関係地方公共団体へ細やかな情報提供を行った。 利水者等の要望・意見をより的確に把握するため、172 組	推進した。		
				織を対象に利水者アンケートを実施して的確なフォローアッ	高山ダム管理所にお		
	等には、自然環境調			プを行うなど、サービスの一層の向上を図った。	ける施設整備に際して、		
	査を実施し、その結果			利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重	構造物が周辺の景観と		
	に応じて必要な環境			要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進	調和するよう、色彩等に 配慮した。		
		を実施する。		するため、建設事業に関わる事業進捗説明会、施設見学会及	凹思した。		
	また、堆砂対策及び			び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維	・ 機構の経営理念の達		
	生物の生息・生育環			持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水	成に向けた機構の様々		
	境や景観等の河川環境に全の組むなり河			の効果について説明した。	な取組、予算・決算の状		
	境保全の観点から、河 川管理者、地方公共			(3)水源地域等との連携	況、コスト縮減の取組、		
	団体、利水者、地域住			ダム等建設事業等を所管する事務所、54のダム等管理施設	負担金支払方法等に関		
	民と協議や意見交換			を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベン	する情報提供等を行う		
	を行い、ダム下流河川			トへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割	ため、利水者をはじめと		
	への堆積土砂還元、フ			等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報	する関係機関に対し、説明会等を実施した。		
	ラッシュ放流の取組			共有に努めた。	明云寺を美旭した。 管理業務では、令和5		
	を積極的に推進する。	する。		水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、矢木沢ダ	年度事業計画及び令和		
	○ 坛凯勘ሥ)→嗷⑴	③ 施設整備に際しては 排洗物が買用の		ム・奈良俣ダムにおける点検放流、下久保ダムにおける清掃	6年度概算要求等の利		
	③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の	ては、構造物が周辺の		活動、豊川用水総合事業部による地元小学校への出前講座、 愛知用水総合管理所による上下流交流会、川上ダム、早明浦	水者等説明会を実施し		
		京観と調和するよう、 形状、デザイン及び色		愛知用水総合管理所による上下流交流会、川上ダム、早明補 ダムにおける施設見学会、寺内ダムにおける豪雨災害からの	た。23 施設で管理運営		
		彩に配慮する。		復興を祈念したライトアップなどの上下流交流会等を実施し	協議会等を開催し、現地		
	彩に配慮する。	121-HUNDY / 00		た。①(ダム管理課)	視察や防災業務の取組		
		(2) 利水者等の関係		施設周辺地域の方々との交流や情報の共有を図るととも	状況等の情報提供を行		
	(2) 利水者等の関係	機関との連携		に、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための取組と	うなど、機構の取組に理 解を深めていただくこと		

(2) 利水者等の関係 機関との連携 機関、水源地域等と の連携

水源地域等の自立 的・持続的な活性化 と流域圏の発展に貢 献するため、地域のニ ーズを把握した上で 水源地域振興等に関 達成に向けた機構の 係する自治体、住民 等と協働で取り組む 算の状況、コスト縮減

また、水源地域及び 業者、地域住民の団|調整を行う。 体、NPO等を含めた 多様な主体との連携 努めること。

- ① 適切な役割分担 対応を行うこと等に の下に効率的な業務 より、利水者等へのサ の実施を図るため、利 水者をはじめとした 関係機関に対し、業 務運営に関する適時 適切な情報提供を行 うこと等により積極 ■要性に関して、関係 的な連携を促進する
- ② 水源地域等の自 立的・持続的な活性 化と流域圏の発展に 貢献するため、地方公 連携 共団体、住民等と積 極的な連携を図るこ と。また、上下流交流 を推進し、水源地域と 下流受益地の相互理 解を促進すること。

関との緊密な関係の 更なる強化のため、積 極的な情報発信や意 見交換を実施する。 ① 利水者等に対 し、機構の経営理念の 様々な取組、予算・決 の取組、負担金支払 方法等に関する情報 | 提供を行うとともに、 利水者等に加え、地 | 提供を行うとともに、 域振興を担う民間事 | 要望等の把握や意見 | 調整を行う。

望・意見を的確に把|握するとともに、要望 及び協力を行うよう | 握するとともに、要望 等を踏まえた的確な ービスの一層の向上 を図る。

③ 利水・治水への 取組の全体像やイン フラマネジメントの 機関の理解を促進す るための取組を進め

(3) 水源地域等との

水源地域等の自立 的・持続的な活性化 と流域圏の発展に貢|献するため、地域との 献するため、地域との 対話によりニーズを 把握したうえで水源 地域振興等を関係者 と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流 | 受益地の相互理解促 受益地の相互理解促し進のため、ダム施設等 進のため、ダム施設等 を核として活用した を核とした上下流交 流を実施する。

献するとともに施設しの役割等の理解を得 の役割等の理解を得しるため、本社・支社局 るため、施設周辺地域 の方々と交流の場を 設け、情報共有に努め る。併せて、地域の観 | け、情報の共有に努め 光資源である湖面、湖 る。併せて、地域の観 用を推進する。

③ 流域内の森林保 全を通じて、十砂・流 木の貯水池流入抑制 や水源涵養機能の向|資する取組を関係者

利水者等の関係機 利水者等の関係機 関との緊密な関係の 更なる強化のため、積 極的な情報発信や意 見交換を実施する。

- ① 利水者等に対 し、機構の経営理念の 達成に向けた機構の 様々な取組、予算・決 算の状況、コスト縮減 の取組、負担金支払 方法等に関する情報 要望等の把握や意見
- ② 利水者等の要 ② 利水者等の要 望・意見を的確に把 等を踏まえた的確な 対応を行うこと等に より、利水者等へのサ ービスの一層の向上 を図る。
  - ③ 利水・治水への | 取組の全体像やイン フラマネジメントの 重要性に関して、関係 機関の理解を促進す るための取組を進め

(3) 水源地域等との 連携

水源地域等の自立 的・持続的な活性化 と流域圏の発展に貢 対話によりニーズを 把握したうえで水源 地域振興等を関係者 と協働して取り組む。 ① 水源地域と下流 上下流交流を実施す

② 地域の発展に貢 ② 地域の発展に貢 | 献するとともに施設 と事務所が連携を図 り、施設周辺地域の 方々と交流の場を設 岸及び湖周辺の利活 | 光資源である湖面・湖 岸及び湖周辺の利活 用を推進する。

> ③ 流域内の森林保 全を通じて、土砂・流 木の貯水池流入抑制 や水源涵養の向上に

して、一庫ダムにおける「空芯菜を利用した水質浄化と地域 活性化し、徳山ダムにおける「ダム堤体内を利用した日本酒の 貯蔵による地域活性化」、等を実施した。②(ダム管理課)

流域内の森林保全活動を通じて、土砂・流木の貯水池への 流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビジョン の活動等により、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹 等の森林保全活動を推進した。③(ダム管理課)

で、関係利水者等との連 携強化に努めた。

建設事業では、事業説 明会、事業監理協議会等 に加え、毎月1回の進捗 状況報告や要請に応じ た説明会等、利水者及び 関係地方公共団体へ細 やかな情報提供を行っ

利水者等の要望・意見 をより的確に把握する ため、172 組織を対象に 利水者アンケートを実 施して的確なフォロー アップを行うなど、サー ビスの一層の向上を 図った。

利水・治水への取組の 全体像やインフラマネジ メントの重要性につい て、利水者をはじめとす る関係機関の理解を促 進するため、建設事業に 関わる事業進捗説明会、 施設見学会及び管理運 営協議会にて、建設事業 の必要性、施設の役割や 維持管理、インフラマネ ジメントの重要性、施設 の利水・治水の効果につ いて説明した。

ダム等建設事業等を所 管する事務所、54のダム 等管理施設を所管する 事務所において、上下流 交流の実施、地域イベン トへの協力、施設見学会 等の交流活動を通じて、 施設の役割等を広報す るとともに、積極的に施 設周辺地域の方々と情 報共有に努めた。

水源地域と下流受益 地の相互理解促進等の ため、矢木沢ダム・奈良 俣ダムにおける点検放 流、下久保ダムにおける 清掃活動、豊川用水総合 事業部による地元小学 校への出前講座、愛知用 水総合管理所による上 下流交流会、川上ダム、 早明浦ダムにおける施 設見学会、寺内ダムにお ける豪雨災害からの復 興を祈念したライトアッ プなどの上下流交流会 等を実施した。

施設周辺地域の方々 との交流や情報の共有 を図るとともに、湖面・ 湖岸及び湖周辺の利活 用を推進するための取

上に資する取組を関しと連携して推進する。	組として、一庫ダムにお
係者と連携して推進	ける「空芯菜を利用した
する。	水質浄化と地域活性
	「ダム堤体内を利用し
	た日本酒の貯蔵による
	地域活性化」、等を実施し
	した。②(ダム管理課)
	流域内の森林保全活
	動を通じて、土砂・流木
	の貯水池への流入抑制
	や水源涵養の向上に資
	するため、水源地域ビジ
	ョンの活動等により、自
	治体、NPO等の関係者
	と連携して植樹等の森
	林保全活動を推進した。
	<ul><li>これらの取組により、</li></ul>
	中期計画における所期
	の目標を達成することが
	できたと考え、B評価と
	した。
	<課題と対応>
	特になし。
4. その他参考情報	

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項(施設・設備 に関する事項)	に関する計画、人事に関する	計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金				
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:22				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ									
	指標等	達成目標	(参考)	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R7年度		(参考情報)
			前中期目標期						当該年度までの累積値等、必要な情報
			間最終年度値						
-									

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価		
		(1) 施設・設備に関	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
する計画	する計画	する計画		(a) 16-20. 30.(ft) = BB 1 st 31 T	評定: B	白コ証価書の「1	 3」との評価結果が妥当では
機構の保有する実	本社・支社局等の	本社、支社局等の保	_	(1)施設・設備に関する計画	<ul><li>本社、支社局等の保有</li></ul>		5」との評価相木が安日で
験設備、情報機器等		有する情報機器等の		本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮	する情報機器等の機能	と確認できた。	
	情報機器等について は、保有の必要性を検	更新等を次のとおり 実施する。	<指標>	させるため、必要な更新等を計画的に実施した。	を確実に発揮させるた		
必要な設備等の機能		天旭りる。		   (2)人事に関する計画	め、必要な更新等を計画		ᄛᅅᆝᇰᆲᄪᄀᇄᅺᆉᆛᄽ
を長期間発揮できる			_	本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画(令和5年度末	的に実施した。	<指摘事埧、業務1	重営上の課題及び改善方策
よう、的確な維持管理				定員1,393名)を作成して、職員の勤務環境等の改善の観点	・本社・支社局、事務所	(特になし)	
	確な維持管理に努め			にも留意した計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織	ごとの要員配置計画(令		
画的な更新等を行う	るとともに、計画的な		<評価の視点>	体制の下で効率的な業務運営を行った。	和5年度末定員 1,393		
こと。	更新等を次のとおり		適正な業務運営	繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるよう、事	名)を作成して、職員の 勤務環境等の改善の観		
	実施する。		を確保するものであ	業の進捗状況を踏まえ、思川開発事業、早明浦ダム再生事業、	点にも留意した計画的		
			るか。	木曽川用水濃尾第二施設改築事並びに新規事業である寺内ダ	な要員配置の見直しを		カナヤギ目)
(2) 人事に関する計	(2) 人事に関する計	(2) 人事に関する計	<b>3</b> 77 0	ム再生事業及び筑後川下流用水総合対策事業等に重点的な	行い、新たな組織体制の	(外部有識者からの	()土(は見)
画		画		人員配置を実施し、効率的な業務遂行を図った。	下で効率的な業務運営	<ul><li>人口減少社会の到</li></ul>	到来に伴い、人材の確保、育
	① 本社、支社局及 び全事務所の要員配	① 本社、支社局及		人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運	を行った。	け各注人出通の調	果題である。機構の役割を見
		び全事務所の要員配置計画に基づき、計画		の結果を弁結・弁格、人員配直寺に反映させるなと週切に連   用を行った。	繁忙期、緊急時に機動		
	的な人員配置の見直	的な人員配置の見直		機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方	的な業務遂行が可能と	す人材の確保、育	f成に引き続き取り組むと と
計画に基づき、業務量		しを行う。その際、職		針として、令和6年度の採用計画を策定し、募集時期の前倒	なるよう、事業の進捗状	に、働き方改革の	)推進や積立金の適切な活用
	その際、職員の勤務環	員の勤務環境等の改		しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、	況を踏まえ、思川開発事	も引き続き取り約	日主わたい
員配置を見直し、業		善の観点にも留意す		利便性の向上に努めることにより、コロナ禍での人材確保を	業、早明浦ダム再生事 業、木曽川用水濃尾第二		-
務運営の効率化を図		る。		行った。	無、不管川用水帳尾第二 施設改築事並びに新規	・ダイバーシティペ	P女性活躍推進についても引
	② 効率的な業務遂	② 効率的な業務遂		また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等におけ	事業である寺内ダム再	続き積極的に取	り組んでいただきたい。
	行のため、繁忙期や緊	行のため、繁忙期や緊		る会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップ	生事業及び筑後川下流		_
すること。	急時においては、重点	急時においては、重点		を実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施し	用水総合対策事業等に		
	的な人員配置を行う。 ③ 職員の能力や業	的な人員配置を行う。		た。   令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動	重点的な人員配置を実		
	る 職員の能力や素 績を適正に評価し、給			すれる午後がらすれて午後不まて適用する一般争未主行動  計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極	施し、効率的な業務遂行		
		与、人員配置等に反		的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。	を図った。		
	映する人事制度につ			業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成	人事評価制度により		
	いて、その適切な運用			に係る方針として、令和6年度研修計画を策定し、人材の確	職員の能力や業績を適		
的・効果的な実施、デ		を図る。		保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の習得、	正に評価し、その結果を		
ジタル技術を利活用	④ 機構の役割を果	④ 機構の役割を果		人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるため	昇給・昇格、人員配置等 に反映させるなど適切		
	たすために必要な人			の内部研修等を実施した。	に延用を行った。		
	材の確保に係る方針			特に、情報システム特別研修を実施する等、情報処理技術	機構の役割を果たす		
	を策定し、積極的な採用に終えたおける			の専門人材の確保・育成に努めるとともに、ITに関係する	ために必要な人材を確		
	用に係る広報活動に	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		用語などを分かりやすく掲載したITマガジンを全職員に発	保するための方針とし		
	引き続き取り組むとともに、国、地方公共			信することで機構職員全体のITリテラシーの向上を図った。 また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機	て、令和6年度の採用計		
	団体、民間企業等と			関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修	画を策定し、募集時期の		
	の人材交流を適宜行			得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上	前倒しや拡大を図る他、		
	う。また、職員一人一			を図った。	オンラインを活用して受		
	人が活躍できる雇用			また、これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダ	験機会の確保、利便性の		
や、職員の士気向上の	環境の整備を図る。	環境の整備を図る。		イバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。	向上に努めることにより、コロナ禍での人材確		
観点から、職員の勤務		⑤ 業務の効率的、		給与水準の適正化に取り組んだ結果、令和5年度給与の対	り、コロケ倫での人材催   保を行った。		
	効果的な遂行を実現			国家公務員指数は103.2 (対前年比増減なし)、また、地域及	また、積極的な採用に		
=	するための人材の育			び学歴を勘案した対国家公務員指数は 110.1 (対前年比 0.3	係る広報活動として、大		
	成に係る方針を策定し、世界的にしたはの際			ポイント増)となった。	学等における会社説明		
	し、戦略的に人材の確保・育成を図るととも			また、令和4年度の給与水準の妥当性について検証を行い、 検証結果及び取組状況について、機構のウェブサイトにて公	会や水資源に関する出		
	に、技術力の向上、必			検証福米及び取組状例について、機構のウェブリイトにて公   表した。	前講義、インターンシッ		
	要な知識の修得、人			ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワー	プを実施するなど、機構		
	間関係の構築、職種			ク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲	のPRに繋がる活動を		
	の垣根を越えた取組			げ、在宅勤務制度やWEB会議システムを積極的に活用し、	積極的に実施した。		
	を推進させるための			生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進し	令和2年度から令和		
		内部研修等を実施す		た。	6年度末まで適用する 一般事業主行動計画に	I	

考に、業務の特性や機 構の業務実績、職員 の勤務の特性等を適 切に反映するととも に、給与体系の適切な 運用を行うこと。

(3) 中期目標期間を

中期目標期間中の

事業を効率的に実施

するため、必要に応じ

間を超える債務負担

を検討すること。

超える債務負担

特に、デジタル技術 を利活用する専門人 材の確保・育成及び 機構職員全体のIT リテラシーの向上を 図る。

また、内部研修を補 完し、より高度な専門一完し、より高度な専門 的知識の修得、スキルト的知識の修得、技術 の向上を図るため、外 部機関が主催する研 修に積極的に参加さしする研修に積極的に せる。

これらの取組に加え て、ダイバーシティ推 進を図るための研修 | 推進を図るための研 等を行う。

⑥ 給与水準につい ては、「独立行政法人 12月24日閣議決定) や他の独立行政法人 の給与水準等を十分 公表する。

⑦ 働き方改革を推 効率の向上を図るこ とで、ワーク・ライフ・ める。

(3) 中期目標期間を 超える債務負担

中期目標期間中の 事業を効率的に実施 するため、必要に応じ て第5期中期目標期 て第5期中期目標期 間を超える契約を行

(4) 積立金の使途

術力の維持・向上と

(4) 積立金の使途 将来の金利変動リ 国や利水者等の負 スクへの対応等を勘 | 担軽減を図る観点か | 担軽減を図る観点か 案しつつ、国及び利水 ら、経常的な管理経 費の縮減、大規模災 者等の負担軽減を図 る観点から、経常的な| |害や事故等への対応、 管理経費の縮減、大|調査・検討や技術力 規模災害や事故等へ の対応、調査・検討や | 組に活用する。その中 | 組に活用する。その中 技術力の維持・向上 等の取組に活用する こと。 災害の発生、水資源 開発施設の老朽化、

特に、情報処理技 術の専門人材の確 保・育成に努めるとと もに、機構職員全体の ITリテラシーの向 上を図る。

また、内部研修を補 スキルの向上を図る ため、外部機関が主催 参加させる。

これらの取組に加 えて、ダイバーシティ 修等を行う。

⑥ 給与水準につい ては、「独立行政法人 改革等に関する基本 改革等に関する基本 的な方針」(平成25年 | 的な方針」(平成25年 12月24 日閣議決定) を踏まえ、国家公務員を踏まえ、国家公務員 や他の独立行政法人 の給与水準等を十分 考慮しつつ、業務の特│考慮しつつ、業務の特 殊性を踏まえ、引き続 | 殊性を踏まえ、引き続 きその適正化に取り | きその適正化に取り 組むとともに、その検し組むとともに、その検 証結果や取組状況を 証結果や取組状況を 公表する。

⑦ 働き方改革を推 進し、生産性や業務 進し、生産性や業務 効率の向上を図るこ とで、ワーク・ライフ・ バランスの実現に努 | バランスの実現に努 める。

> (3) 中期目標期間を 超える債務負担

中期目標期間中の 事業を効率的に実施 するため、必要に応じ て第5期中期目標期 間を超える契約を行

(4) 積立金の使途

国や利水者等の負 ら、経常的な管理経 費の縮減、大規模災 害や事故等への対応、 調査・検討や技術力 の維持・向上等の取しの維持・向上等の取 で、気候変動や異常して、気候変動や異常 気象等による治水・利 気象等による治水・利 水への影響、大規模 水への影響、大規模 災害の発生、水資源 開発施設等の老朽 治水・利水に関する技 | 化、治水・利水に関す る技術力の維持・向 (3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び29事 務所等で第5期中期目標期間を超える契約を109件行った。

(4) 積立金の使途

独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金につい ては、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大 規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に 関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に 活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な 管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討 や技術力の維持・向上等に取り組んだ。

(5)利水者負担金に関する事項

当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し 当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情 報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負 担金の納入を受けた。

割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の 上、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還と して約17億円を受入れた。

基づき、女性活躍・推進 を含むダイバーシティの 積極的な推進の下、一人 一人が活躍できる環境 整備に取り組んだ。

業務の効率的、効果的 な遂行を実現するため の人材の育成に係る方 針として、令和6年度研 修計画を策定し、人材の 確保・育成を図るととも に、技術力の向上、必要 な知識の習得、人間関係 の構築、職種の垣根を越 えた取組を推進させる ための内部研修等を実 施した。

特に、情報システム特 別研修を実施する等、情 報処理技術の専門人材 の確保・育成に努めると ともに、ITに関係する 用語などを分かりやすく 掲載したITマガジンを 全職員に発信すること で機構職員全体のIT リテラシーの向上を 図った。

また、ダム管理技術、 雷気通信、施工管理分野 等の外部機関が実施す る専門研修を積極的に 受講させ、内部研修では 修得できない分野の高 度な専門知識の修得、職 員の資質の向上を図っ

また、これらの取り組 みに加えて、女性活躍推 進を含むダイバーシティ 推進を図るための研修 も積極的に実施した。

給与水準の適正化に 取り組んだ結果、令和5 年度給与の対国家公務 員指数は103.2 (対前年 比増減なし)、また、地 域及び学歴を勘案した 対国家公務員指数は 110.1 (対前年比 0.3 ポ イント増)となった。

また、令和4年度の給 与水準の妥当性につい て検証を行い、検証結果 及び取組状況について、 機構のウェブサイトにて 公表した。

ブリッジ休暇の取得 推進やMY定時退庁日 の設定等、ワーク・ライ フ・バランスを実現する ためのそれぞれの目標を 掲げ、在宅勤務制度やW EB会議システムを積

いった喫	緊の課題等 上といった喫緊の課	極的に活用し、生産性や
	に対応する。 題等に重点的に対応	業務効率の向上を図る
1 33	する。	ことで働き方改革を推し
	7 90	進した。
(5) 利水者負担金に (5) 利水	者負担金に (5) 利水者負担金に	
関する事項 関する事		業を効率的に実施する
	者の負担金 ① 利水者の負担金	- ***
	法について、の支払方法について、	所等で第5期中期目標 期間はおります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	適切な判断 利水者の適切な判断	期間を超える契約を109
	よう、各支払に資するよう、各支払	件行った。
	る負担額等 方式による負担額等	・独立行政法人水資源
	積極的な情   に関する積極的な情	機構法第 31 条に基づく
	行い、利水 報提供を行い、利水	積立金については、気候
者の要望	には可能な 者の要望には可能な	変動や異常気象等によし
限り応じ	る。 限り応じる。	る治水・利水への影響、
② 利水	者から要望 ② 利水者から要望	大規模災害の発生、水資
のある割	賦負担金ののある割賦負担金の	源開発施設等の老朽化、
	については、操上償還については、	治水・利水に関する技術
	を受ける割 繰上償還を受ける割	力の維持・向上といった
	の現在価値 賦負担金の現在価値	
, , ,	過利息額の「額及び経過利息額の」	に活用し、国や利水者等
12 11 1	繰上償還額 合計額を繰上償還額	の負担軽減を図る観点
	株工順速領   ロ可領を株工順速領   ける。ただ   として受ける。ただ	から、経常的な管理経費
	の成立前に償し、機構の成立前に償し、機構の成立前に償しておいる。	の縮減、大規模災害や事
	した割賦負 還を開始した割賦負	故等への対応、調査・検
	上償還で機 担金の繰上償還で機	計や技術力の維持・向上
	たものを除 構が認めたものを除	等に取り組んだ。
<	<.	・ 当該年度支払の活用
		を最大限図るため、関係
		利水者に対し、当該年度
		支払と従来方式による
		負担額等に関する積極
		的な情報提供を行い、利
		水者の要望を踏まえた
		支払方法により、負担金
		の納入を受けた。
		割賦負担金の繰上償
		運営を勘案の上、機構の
		成立前に償還を開始し
		//· ··· · · · · · · · · · · · · ·
		た割賦負担金の繰上償
		入れた。
		<ul><li>これらの取組により、</li></ul>
		中期計画における所期
		ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		できたと考え、B評価と
		した。
		<課題と対応>
		特になし。
4 スの仏名老様却		191C-3 C <sub>0</sub>
4. その他参考情報		
特になし。		